```
      ※※※※※※※※※※※※※※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      >

      ※
      >

      ※
      >

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

      ※
      ※

    <t
```

第 面 市

令和5年第4回箕面市議会定例会議案

報告第27号	専決処分の報告の件(事故に係る損害賠償請求に関する和解)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第116号議案	工事請負契約一部変更の件(かやのさんぺい橋上屋リニューアル工事)・・・・・・・・・・・・	6
第117号議案	指定管理者の指定の件(箕面市立駐車場)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第118号議案	指定管理者の指定の件(箕面市立箕面文化・交流センター)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第119号議案	指定管理者の指定の一部変更の件(箕面市営住宅及び箕面市牧落住宅団地)・・・・・・・	11
第120号議案	箕面市一般職の職員の給与に関する条例等改正の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
第121号議案	箕面市立児童発達支援センター条例制定の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
第122号議案	箕面市立総合運動場条例改正の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
第123号議案	箕面市手話言語条例制定の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
第124号議案	箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例制定の件	41
第125号議案	北部大阪都市計画川合・山之口地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例制定の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48

第126号議案	箕面市風致地区内における建築等の規制に関する条例改正の件	58
第127号議案	箕面市火災予防条例改正の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
第128号議案	箕面市証明その他の手数料条例改正の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
第129号議案	令和 5 年度箕面市一般会計補正予算(第 6 号)	64
第130号議案	令和 5 年度箕面市一般会計補正予算(第 7 号)	74
第131号議案	令和 5 年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算(第1号)	109
第132号議案	令和5年度箕面市特別会計介護保険事業費補正予算(第1号)	116
第133号議案	令和5年度箕面市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算(第1号)	124
第134号議案	令和5年度箕面市水道事業会計補正予算(第2号)	133
第135号議案	令和 5 年度箕面市公共下水道事業会計補正予算(第 2 号)	142
諮問第2号	人権擁護委員の推薦について意見を求める件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	151
諮問第3号	人権擁護委員の推薦について意見を求める件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	153

諮問	見 第	4	号	人権擁護委員の推薦について意見を求める件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	155
諮問	引 第	5	号	人権擁護委員の推薦について意見を求める件	157
諮問	1 第	6	号	人権擁護委員の推薦について意見を求める件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	159

報告第27号

専決処分の報告の件

損害賠償請求に関する和解について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の 規定により次の1件の内容の和解を専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年11月29日提出

箕面市長 上 島 一 彦

- 1 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解(令和5年10月16日専決)
 - (1) 事故発生日時 令和4年12月21日 午後3時20分頃
 - (2) 事故発生場所 箕面市半町三丁目5番 e-park半町敷地内
 - (3) 相 手 方 大阪市所在の法人
 - (4) 事 故 の 状 況 本市の公用車(子ども未来創造局児童相談支援センター 運転)が、上記日時・場所において、駐車スペースから出ようとしたところ、相手方の所有するゴミステーションの屋根に接触し、その支柱等を損傷させたものである。
 - (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、308,330円とし、市は、相手方に その全額を支払う。
 - (6) 和解年月日 令和5年10月16日

第116号議案

工事請負契約一部変更の件

令和5年9月5日議決を経た「第94号議案 工事請負契約締結の件」の一部を次のように改める。

令和5年11月29日提出

箕面市長 上 島 一 彦

「3 契約の金額 484,484,000円」を「3 契約の金額 582,984,600 円」に改める。

(提案理由)

かやのさんぺい橋上屋リニューアル工事の請負契約において、設計変更に伴い契約の金額を変更するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により提案するものである。

第117号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立駐車場の指定管理者を指定する。

令和5年11月29日提出

箕面市長 上 島 一 彦

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
箕面市立かやの第一駐輪場	東京都中央区日本橋小網町7番2号	供用開始の日から
	東京都中央区日本橋小柄町 7 番 2 号 サイカパーキング株式会社	令和9年3月31日まで
箕面市立かやの第二駐輪場及び	リイガハーヤンク株式云社 代表取締役 森 井 清	令和6年3月23日から
箕面市立かやの第三駐輪場	1、农以邢位 林 并 信	令和9年3月31日まで

(提案理由)

箕面市立かやの第一駐輪場、箕面市立かやの第二駐輪場及び箕面市立かやの第三駐輪場の指定管理者を指定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

第118号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立箕面文化・交流センターの指定管理者を指定する。

令和5年11月29日提出

箕面市長 上 島 一 彦

1 公の施設の名称 箕面市立箕面文化・交流センター北館及び箕面市立箕面文化・交流センター

南館

2 指定管理者 箕面市箕面六丁目3番1号

箕面都市開発株式会社

代表取締役社長 梅 原 悦 二

3 指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(提案理由)

箕面市立箕面文化・交流センター北館及び箕面市立箕面文化・交流センター南館の指定管理者を指定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

第119号議案

指定管理者の指定の一部変更の件

平成30年12月20日議決を経た「第103号議案 指定管理者の指定の件」の一部を次のように改める。

令和5年11月29日提出

箕面市長 上 島 一 彦

「3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで」を「3 指定の期間 平成31年4月1日から令和6年6月30日まで」に改める。

(提案理由)

箕面市営住宅及び箕面市牧落住宅団地の指定管理者の指定について、その指定の期間を3か月間延長するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

第百二十号議案

箕面 市 __ 般 職 \mathcal{O} 職 員の 給与に 関 する条例等 改正 \mathcal{O}

箕 面 市 般 職 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 給与 に . 関 す 、る条例 等 \mathcal{O} 部を 改 正す る条例を 次 \mathcal{O}

ょ うに定め る。

令 和 五. 年十 月二十 九 日 出

箕 面 市 長 上 島 彦

箕面 市 条例 第 뭉

箕面 市 般 職 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 給与 に 関す る条例 等 \mathcal{O} 部 を改正 する

条例

箕 面 市 _ 般 職 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 給与 に 関 す る 条 例 \mathcal{O} 部 改 正

第 一条 箕面 市 般 職 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 給 与に 関 する 条例 (昭和三十五年箕面 市条

例 第 号) \mathcal{O} 部 を次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す

第五条の 二第 項 0 表を次 \mathcal{O} ょ う に 改め

六	五	四	111	1 1	1	号給
七一八、	六一五、	五三九、	四七七、	四二七、	三八〇、	給料
〇 〇 〇 円		〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円		月額

二月 三項 12 百二十、 第二十条第二項 支給す に 中 支給 百百 十二月に支給する場合には る場合に する場合 分 \mathcal{O} 百二十」 中 は に 百百 百 は 分 百 を 分 の 六 分 \mathcal{O} 六 百二十」 \mathcal{O} 十七 百二十五」 月に支給 百分の 玉、 を する場合に 「六月に支給する場合に に、「百 十二月に支給する場合に 百二十五」に 分の六 は 百 十七 分 改 \mathcal{O} 百二十、 め、 ・五」を「六 同 は は百 条第 百 + 分

 \mathcal{O}

月

場 合 分 「百分の二百十七・五」 \mathcal{O} 七十」 には百分の百二十、十二月に支給する場合には百分の百二十五」に、 に改め、 同条第四項中 を「百分の二百二十七・五」 「百分の百二十」を「六月に支給する に改める。

中 十二月に支給する場合には百分の五十」 百 分の百、 「百分の 第二十一条第二項第一号中「百分の百」を「六月に支給する場合には 十二月に支給する場合には百分の百五」 四十七・五」 を「六月に支給する場合には百分の に改める。 に改め、 四十七・五、 同項第二号

附則別表を次のように改める。

附則別表 旧豊能町消防吏員給料表

付則別表 旧豊富	能町消防更貞	具桁科衣					
職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5 等級	6 等級	7等級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	500, 600	358, 200	329, 900	325, 700	305, 700	205, 500	171, 500
2		359, 700	331, 400	327, 200	307, 200	207,000	173, 000
3		361, 200	332, 900	328, 700	308, 700	208, 500	174, 500
4		362, 700	334, 400	329, 700	310, 200	210,000	176, 000
5		364, 200	335, 900	331, 200	311, 700	211, 500	177, 500
6		365, 700	337, 400	332, 700	313, 200	213,000	179, 000
7		367, 200	338, 900	334, 200	314, 700	214, 500	180, 500
8		368, 700	340, 400	335, 700	316, 200	216,000	181, 900
9		370, 200	341, 900	337, 200	317, 700	217, 500	183, 300
10		371, 700	343, 400	338, 700	319, 200	219,000	184, 700
11		373, 200	344, 900	340, 200	320, 700	220, 500	186, 100
12		374, 700	346, 400	341, 700	322, 200	222,000	187, 500
13		376, 200	347, 900	343, 200	323, 700	223, 500	188, 600
14		377, 700	349, 400	344, 700	324, 700	225, 000	189, 700
15		379, 200	350, 900	346, 200	325, 700	226, 500	190, 800
16		380, 700	352, 400	347, 700	327, 200	228, 000	192, 100
17		382, 200	353, 900	349, 200	328, 700	229, 500	193, 500
18		383, 700	355, 400	350, 700	330, 200	231, 000	194, 700
19		385, 200	356, 900	352, 200	331, 700	232, 500	196, 200
20		386, 700	358, 400	353, 700	333, 200	234, 000	197, 400
21		388, 200	359, 900	355, 200	334, 700	235, 500	198, 900
22		389, 700	361, 400	356, 700	336, 200	237, 000	200, 100
23		391, 200	362, 900	358, 200	337, 700	238, 000	201, 500
24		392, 700	364, 400	359, 700	339, 200	239, 000	203, 000
25		394, 200	365, 900	361, 200	340, 700	240, 000	204, 300
26		395, 700	367, 400	362, 700	342, 200	241,000	205, 500
27		397, 200	368, 900	364, 200	343, 700	242, 000	207, 000
28		398, 700	370, 400	365, 700	345, 200	243, 000	208, 500
29		400, 200	371, 900	367, 200	346, 700	244, 500	210, 000
30		401, 700	373, 400	368, 700	348, 200	246, 000	211, 500
31		403, 200	374, 900	370, 200	349, 700	247, 500	213, 000
32		404, 700	376, 400	371, 700	351, 200	249, 000	214, 500
33		406, 200	377, 900	373, 200	352, 700	250, 500	216, 000
34 35		407, 700 409, 200	379, 400 380, 900	374, 700 376, 200	354, 200 355, 700	252, 000 253, 500	217, 500 219, 000
36		410, 700	382, 400	370, 200	357, 200	255, 000	220, 500
37		412, 200	383, 900	379, 200	358, 700	256, 500	222, 000
38		413, 700	385, 400	380, 700	359, 200	258, 000	223, 500
39		415, 200	386, 900	382, 200	359, 700	259, 500	225, 000
40		416, 700	388, 400	383, 700	360, 200	261, 000	226, 500
41		418, 200	389, 900	385, 200	360, 700	262, 500	228, 000
42		419, 700	391, 400	386, 700	361, 200	264, 000	229, 500
43		421, 200	392, 900	388, 200	361, 700	265, 500	231, 000
44		422, 700	394, 400	389, 700	362, 200	267, 000	232, 500
45		424, 200	395, 900	391, 200	362, 700	268, 500	234, 000
46		425, 700	397, 400	392, 700	363, 200	270,000	235, 500
47		427, 200	398, 900	393, 700	363, 700	271, 500	237, 000
48		428, 700	400, 400		364, 200	273, 000	237, 500
49		430, 200	401, 900		364, 700	274, 500	238, 000

51 433,200 404,900 365,700 277,500 2 52 434,700 406,400 366,200 279,000 2 53 436,200 407,900 366,700 280,500 2 54 437,700 409,400 367,700 282,000 2 55 439,200 410,900 367,700 283,000 2 56 440,700 368,200 284,000 2 57 442,200 369,200 286,000 2 59 445,200 369,200 286,000 2 60 445,600 370,200 288,000 2 61 370,700 289,000 2 62 371,200 290,000 2 63 371,700 293,000 2 64 372,200 292,000 2 65 373,700 293,000 2 66 373,700 293,000 2 67 373,700 299,000<	38, 500 39, 000 39, 500 40, 000 40, 500 41, 500 41, 500 42, 500 43, 000 43, 500
52 434,700 406,400 366,200 279,000 2 53 436,200 407,900 366,700 280,500 2 54 437,700 409,400 367,200 282,000 2 55 439,200 410,900 367,700 283,000 2 56 440,700 368,200 284,000 2 57 442,200 368,700 285,000 2 58 443,700 369,200 286,000 2 59 445,200 369,700 287,000 2 60 445,600 370,200 288,000 2 61 370,700 289,000 2 62 371,200 290,000 2 63 371,700 291,000 2 64 372,200 292,000 2 65 372,700 293,000 2 66 373,200 294,000 2 67 373,200 294,000 2	39, 500 40, 000 40, 500 41, 000 41, 500 42, 000 42, 500 43, 000
53 436,200 407,900 366,700 280,500 2 54 437,700 409,400 367,200 282,000 2 55 439,200 410,900 367,700 283,000 2 56 440,700 368,200 284,000 2 57 442,200 368,700 285,000 2 58 443,700 369,200 286,000 2 59 445,200 369,700 287,000 2 60 445,600 370,200 289,000 2 62 371,200 299,000 2 63 371,700 291,000 2 64 372,200 292,000 2 65 372,700 293,000 2 66 373,200 294,000 2 67 373,700 295,000 2 68 374,200 296,000 2 69 374,700 297,000 2 70	40, 000 40, 500 41, 000 41, 500 42, 000 42, 500 43, 000
54 437,700 409,400 367,200 282,000 2 55 439,200 410,900 367,700 283,000 2 56 440,700 368,200 284,000 2 57 442,200 368,700 285,000 2 58 443,700 369,200 286,000 2 59 445,200 369,700 287,000 2 60 445,600 370,200 288,000 2 61 370,700 289,000 2 62 371,200 299,000 2 63 371,700 291,000 2 64 372,200 292,000 2 65 372,700 293,000 2 67 373,700 293,000 2 67 373,700 294,000 2 68 374,200 296,000 2 70 375,200 298,000 2 71 376,700 390,500	40, 500 41, 000 41, 500 42, 000 42, 500 43, 000
555 439, 200 410, 900 367, 700 283, 000 2 56 440, 700 368, 200 284, 000 2 57 442, 200 368, 700 285, 000 2 58 443, 700 369, 200 286, 000 2 60 445, 200 369, 700 288, 000 2 61 370, 700 289, 000 2 62 371, 200 299, 000 2 63 371, 700 291, 000 2 64 372, 200 292, 000 2 66 372, 700 293, 000 2 66 372, 700 299, 000 2 67 373, 700 299, 000 2 68 374, 200 296, 000 2 69 374, 700 297, 000 2 70 375, 200 298, 000 2 72 376, 700 300, 500 2 73 376, 700 300, 500 2	41, 000 41, 500 42, 000 42, 500 43, 000
56 440,700 368,200 284,000 2 57 442,200 368,700 285,000 2 58 443,700 369,200 286,000 2 59 445,200 369,700 287,000 2 60 445,600 370,700 289,000 2 61 370,700 289,000 2 62 371,200 290,000 2 63 372,200 292,000 2 65 372,700 293,000 2 66 373,700 295,000 2 67 373,700 295,000 2 68 374,200 296,000 2 69 374,200 296,000 2 70 375,200 298,000 2 72 376,200 298,000 2 72 376,000 309,000 2 73 376,700 309,000 2 75 377,700 303,500	41, 500 42, 000 42, 500 43, 000
57 442, 200 368, 700 285, 000 2 58 443, 700 369, 200 286, 000 2 59 445, 200 369, 700 287, 000 2 60 445, 600 370, 200 288, 000 2 61 370, 700 289, 000 2 62 371, 700 299, 000 2 63 371, 700 291, 000 2 64 372, 200 292, 000 2 65 372, 700 293, 000 2 66 373, 700 299, 000 2 67 373, 700 295, 000 2 68 374, 200 296, 000 2 69 374, 700 297, 000 2 70 375, 200 298, 000 2 71 375, 700 299, 000 2 72 376, 200 300, 500 2 73 377, 700 303, 500 2 75 377, 700 303	42, 000 42, 500 43, 000
58 443,700 369,200 286,000 2 59 445,200 369,700 287,000 2 60 445,600 370,200 288,000 2 61 370,700 289,000 2 62 371,200 290,000 2 63 371,700 291,000 2 64 372,200 292,000 2 65 372,700 293,000 2 66 373,200 294,000 2 67 373,700 295,000 2 68 374,200 296,000 2 69 374,700 297,000 2 70 375,200 298,000 2 71 376,200 300,500 2 72 376,200 300,500 2 73 377,700 303,500 2 75 377,700 305,000 2 76 378,200 306,500 2 78 </td <td>42, 500 43, 000</td>	42, 500 43, 000
59 445, 200 369, 700 287, 000 2 60 445, 600 370, 200 288, 000 2 61 370, 700 289, 000 2 62 371, 200 290, 000 2 63 371, 700 291, 000 2 64 372, 200 292, 000 2 65 372, 700 293, 000 2 66 373, 700 294, 000 2 67 373, 700 295, 000 2 68 374, 200 296, 000 2 69 374, 700 297, 000 2 70 375, 700 299, 000 2 71 375, 700 299, 000 2 72 376, 200 300, 500 2 73 376, 200 303, 500 2 75 377, 700 305, 000 2 76 378, 200 306, 500 2 77 378, 200 309, 500 2	43, 000
60 445,600 370,200 288,000 2 61 370,700 289,000 2 62 371,200 290,000 2 63 371,700 291,000 2 64 372,200 292,000 2 65 372,700 293,000 2 66 373,200 294,000 2 67 373,700 295,000 2 68 374,200 296,000 2 69 374,700 297,000 2 70 375,700 298,000 2 71 375,700 299,000 2 72 376,200 300,500 2 73 376,700 302,000 2 74 377,700 305,000 2 75 377,700 305,000 2 76 378,200 306,500 2 77 378,700 309,500 2 79 379,700 311,000 </td <td></td>	
61 370,700 289,000 2 62 371,200 290,000 2 63 371,700 291,000 2 64 372,200 292,000 2 65 372,700 293,000 2 66 373,200 294,000 2 67 373,700 295,000 2 68 374,200 296,000 2 69 374,700 297,000 2 70 375,200 298,000 2 71 375,700 299,000 2 72 376,200 300,500 2 73 376,200 300,500 2 74 377,200 303,500 2 75 377,700 305,000 2 76 378,200 306,500 2 79 379,200 309,500 2 79 379,700 311,000 2 80 380,200 312,500 2 81 380,700 314,000 2 82 <	13, 500
62 371, 200 290, 000 2 63 371, 700 291, 000 2 64 372, 200 292, 000 2 65 372, 700 293, 000 2 66 373, 200 294, 000 2 67 373, 700 295, 000 2 68 374, 200 296, 000 2 69 374, 700 297, 000 2 70 375, 200 298, 000 2 71 375, 700 299, 000 2 72 376, 200 300, 500 2 73 377, 200 302, 000 2 75 377, 700 305, 000 2 76 378, 200 306, 500 2 77 378, 700 308, 000 2 79 379, 700 311, 000 2 80 380, 200 312, 500 2 81 380, 700 314, 000 2 82 381, 700 315, 500 2 83 381, 700 317, 000 2	
63 371,700 291,000 2 64 372,200 292,000 2 65 372,700 293,000 2 66 373,200 294,000 2 67 373,700 295,000 2 68 374,200 296,000 2 69 374,700 297,000 2 70 375,200 298,000 2 71 375,700 299,000 2 72 376,200 300,500 2 73 376,700 302,000 2 74 377,700 305,000 2 75 377,700 305,000 2 76 378,200 306,500 2 78 379,200 309,500 2 78 379,700 311,000 2 80 380,200 312,500 2 81 380,000 315,500 2 82 381,200 315,500 2 83 381,700 317,000 2 84 <	44, 000
64 372, 200 292, 000 2 65 372, 700 293, 000 2 66 373, 200 294, 000 2 67 373, 700 295, 000 2 68 374, 200 296, 000 2 69 374, 700 297, 000 2 70 375, 200 298, 000 2 71 375, 700 299, 000 2 72 376, 200 300, 500 2 73 376, 700 302, 000 2 74 377, 200 303, 500 2 75 377, 700 305, 000 2 76 378, 200 306, 500 2 77 378, 700 308, 000 2 78 379, 200 309, 500 2 80 380, 200 311, 000 2 81 380, 200 312, 500 2 82 381, 200 315, 500 2 83 381, 200 315, 500 2 84 382, 200 318, 500 2	44, 500
65 372,700 293,000 2 66 373,200 294,000 2 67 373,700 295,000 2 68 374,200 296,000 2 69 374,700 297,000 2 70 375,200 298,000 2 71 375,700 299,000 2 72 376,200 300,500 2 73 376,700 302,000 2 74 377,200 303,500 2 75 377,700 305,000 2 76 378,200 306,500 2 77 378,700 308,000 2 78 379,200 309,500 2 79 379,700 311,000 2 80 380,200 312,500 2 81 380,700 314,000 2 82 381,200 315,500 2 83 381,200 315,500 2 84 382,200 318,500 2 85 <	45, 000
66 373, 200 294, 000 2 67 373, 700 295, 000 2 68 374, 200 296, 000 2 69 374, 700 297, 000 2 70 375, 200 298, 000 2 71 375, 700 299, 000 2 72 376, 200 300, 500 2 73 376, 700 302, 000 2 74 377, 200 303, 500 2 75 377, 700 305, 000 2 76 378, 200 306, 500 2 78 379, 200 309, 500 2 79 379, 700 311, 000 2 80 380, 200 312, 500 2 81 380, 700 314, 000 2 82 381, 200 315, 500 2 83 381, 700 317, 000 2 84 382, 200 318, 500 2 85 320, 000 2 86 321, 500 2	45, 500
67 373, 700 295,000 2 68 374, 200 296,000 2 69 374, 700 297,000 2 70 375, 200 298,000 2 71 375, 700 299,000 2 72 376, 200 300,500 2 73 376, 700 302,000 2 74 377, 200 303,500 2 75 377, 700 305,000 2 76 378, 200 306,500 2 77 378, 700 309,500 2 78 379, 200 309,500 2 79 379, 700 311,000 2 80 380, 200 312,500 2 81 380, 700 314,000 2 82 381, 200 315,500 2 83 381, 700 317,000 2 84 382, 200 318,500 2 85 320,000 2 86 321,500 2	46, 000
68 374, 200 296, 000 2 69 374, 700 297, 000 2 70 375, 200 298, 000 2 71 375, 700 299, 000 2 72 376, 200 300, 500 2 73 376, 700 302, 000 2 74 377, 200 303, 500 2 75 378, 200 306, 500 2 76 378, 200 306, 500 2 77 378, 700 308, 000 2 78 379, 200 309, 500 2 79 379, 700 311, 000 2 80 380, 200 312, 500 2 81 380, 700 314, 000 2 82 381, 200 315, 500 2 83 381, 700 317, 000 2 84 382, 200 318, 500 2 85 320, 000 2 86 321, 500 2	46, 500
69 374,700 297,000 2 70 375,200 298,000 2 71 375,700 299,000 2 72 376,200 300,500 2 73 376,700 302,000 2 74 377,200 303,500 2 75 377,700 305,000 2 76 378,200 306,500 2 77 378,700 308,000 2 78 379,200 309,500 2 79 379,700 311,000 2 80 380,200 312,500 2 81 380,700 314,000 2 82 381,200 315,500 2 83 381,700 317,000 2 84 382,200 318,500 2 85 320,000 2 86 321,500 2	47, 000
70 375, 200 298, 000 2 71 375, 700 299, 000 2 72 376, 200 300, 500 2 73 376, 700 302, 000 2 74 377, 200 303, 500 2 75 377, 700 305, 000 2 76 378, 200 306, 500 2 77 378, 700 308, 000 2 78 379, 200 309, 500 2 79 379, 700 311, 000 2 80 380, 200 312, 500 2 81 380, 700 314, 000 2 82 381, 200 315, 500 2 83 381, 700 317, 000 2 84 382, 200 318, 500 2 85 320, 000 2 86 321, 500 2	47, 500
71 375, 700 299,000 2 72 376, 200 300, 500 2 73 376, 700 302,000 2 74 377, 200 303, 500 2 75 377, 700 305, 000 2 76 378, 200 306, 500 2 77 378, 700 309, 500 2 79 379, 700 311, 000 2 80 380, 200 312, 500 2 81 380, 700 314, 000 2 82 381, 200 315, 500 2 83 381, 200 315, 500 2 84 382, 200 318, 500 2 85 320, 000 2 86 321, 500 2	48, 000
72 376, 200 300, 500 2 73 376, 700 302, 000 2 74 377, 200 303, 500 2 75 377, 700 305, 000 2 76 378, 200 306, 500 2 77 378, 700 308, 000 2 78 379, 200 309, 500 2 79 379, 700 311, 000 2 80 380, 200 312, 500 2 81 380, 700 314, 000 2 82 381, 200 315, 500 2 83 381, 700 317, 000 2 84 382, 200 318, 500 2 85 320, 000 2 86 321, 500 2	48, 500
73 376,700 302,000 2 74 377,200 303,500 2 75 377,700 305,000 2 76 378,200 306,500 2 77 378,700 308,000 2 78 379,200 309,500 2 79 379,700 311,000 2 80 380,200 312,500 2 81 380,700 314,000 2 82 381,200 315,500 2 83 381,700 317,000 2 84 382,200 318,500 2 85 320,000 2 86 321,500 2	49, 000
74 377, 200 303, 500 2 75 377, 700 305, 000 2 76 378, 200 306, 500 2 77 378, 700 308, 000 2 78 379, 200 309, 500 2 79 379, 700 311, 000 2 80 380, 200 312, 500 2 81 380, 700 314, 000 2 82 381, 200 315, 500 2 83 381, 700 317, 000 2 84 382, 200 318, 500 2 85 320, 000 2 86 321, 500 2	49, 500
75 377, 700 305, 000 2 76 378, 200 306, 500 2 77 378, 700 308, 000 2 78 379, 200 309, 500 2 79 379, 700 311, 000 2 80 380, 200 312, 500 2 81 380, 700 314, 000 2 82 381, 200 315, 500 2 83 381, 700 317, 000 2 84 382, 200 318, 500 2 85 320, 000 2 86 321, 500 2	50, 000
76 378, 200 306, 500 2 77 378, 700 308, 000 2 78 379, 200 309, 500 2 79 379, 700 311, 000 2 80 380, 200 312, 500 2 81 380, 700 314, 000 2 82 381, 200 315, 500 2 83 381, 700 317, 000 2 84 382, 200 318, 500 2 85 320, 000 2 86 321, 500 2	50, 500
77 378,700 308,000 2 78 379,200 309,500 2 79 379,700 311,000 2 80 380,200 312,500 2 81 380,700 314,000 2 82 381,200 315,500 2 83 381,700 317,000 2 84 382,200 318,500 2 85 320,000 2 86 321,500 2	51,000
78 379, 200 309, 500 2 79 379, 700 311, 000 2 80 380, 200 312, 500 2 81 380, 700 314, 000 2 82 381, 200 315, 500 2 83 381, 700 317, 000 2 84 382, 200 318, 500 2 85 320, 000 2 86 321, 500 2	51, 500
79 379,700 311,000 2 80 380,200 312,500 2 81 380,700 314,000 2 82 381,200 315,500 2 83 381,700 317,000 2 84 382,200 318,500 2 85 320,000 2 86 321,500 2	52, 000
80 380, 200 312, 500 2 81 380, 700 314, 000 2 82 381, 200 315, 500 2 83 381, 700 317, 000 2 84 382, 200 318, 500 2 85 320, 000 2 86 321, 500 2	52, 500
81 380,700 314,000 2 82 381,200 315,500 2 83 381,700 317,000 2 84 382,200 318,500 2 85 320,000 2 86 321,500 2	53, 000
82 381, 200 315, 500 2 83 381, 700 317, 000 2 84 382, 200 318, 500 2 85 320, 000 2 86 321, 500 2	53, 500
83 381,700 317,000 2 84 382,200 318,500 2 85 320,000 2 86 321,500 2	54, 000
84 382, 200 318, 500 2 85 320, 000 2 86 321, 500 2	54, 500
85 320,000 2 86 321,500 2	55, 000
86 321,500 2	55, 500
	56, 000
07	56, 500
87 323,000 2	57, 000
88 324, 500 2	57, 500
89 326,000 2	58, 000
90 327, 500 2	58, 500
91 329,000	
92 329, 500	
93 330,000	
94 330, 500	
95 331,000	
96 331, 500	
97 332,000	
98 332, 500	
99 333,000	
100 333, 500	
101 334,000	
102 334, 500	
103 335, 000	
104 335, 500	

105	336, 000
106	336, 500
107	337, 000
108	337, 500
109	338,000
110	338, 500
111	339,000
112	339, 500
113	340, 000
114	340, 500
115	341,000
116	341, 500
117	342,000
118	342, 500
119	343, 000
120	343, 500
121	344,000
122	344, 500
123	345, 000
124	345, 500
125	346, 000
126	346, 500
127	347, 000
128	347, 500
129	348,000
130	348, 500
131	349,000
132	349, 500
133	350,000
134	350, 500
135	351,000

4	川 <u>表第2 行</u> 政	攻職給料表(第	55条関係)						
安全		職務の等級	1 等級	2等級	3等級	4等級	5 等級	6 等級	7等級
用報時間勝		号給							
#無職員以外 2		1							
3			501, 600		380, 000		320, 700	212, 700	
4									168, 800
6	*>* M			441,800	383,000	343,000	325, 200	215, 700	169, 900
7								217, 200	
8 447,800 389,000 344,000 331,200 221,700 174,900 10 450,800 392,000 352,000 332,700 223,200 177,600 10 450,800 392,000 332,000 334,200 224,700 177,600 12 453,800 393,500 353,500 335,700 226,200 177,600 12 453,800 395,600 354,500 337,700 227,700 180,700 14 456,800 398,000 357,500 339,200 229,200 181,300 366,500 356,000 339,700 229,200 181,300 16 458,300 399,500 355,000 339,700 222,200 183,200 16 458,300 399,500 355,000 339,700 232,200 183,200 16 458,800 401,000 360,500 340,700 235,200 185,000 18 464,300 405,500 365,500 340,700 235,200 185,000 18 464,300 405,500 365,500 341,700 236,700 189,600 19 464,300 405,500 365,500 341,700 236,700 189,600 20 466,300 407,000 366,500 341,700 238,700 194,000 21 467,300 408,500 366,500 342,700 241,200 186,200 22 468,800 410,000 368,500 342,700 241,200 186,200 22 468,800 410,000 368,500 342,700 244,200 194,000 234 471,800 413,000 372,000 344,200 244,700 194,000 225 474,800 416,000 374,000 344,700 246,700 202,400 225 474,800 416,000 375,000 344,200 246,700 202,400 225 474,800 416,000 375,000 344,700 246,700 202,400 227,400 247,700 233,400 247,700 233,400 248,700 247,700 233,400 248,700 248									
9									
11							332, 700		176, 100
12						352, 000			
13									
14							338 200		
15									183, 200
17				458, 300	399, 500	359,000	339, 700		184, 600
18									186, 000
19									
20									191, 800
22 468,800 410,000 369,500 343,200 244,200 199,400 23 470,300 411,500 371,000 343,700 244,200 199,400 24 471,800 413,000 372,500 344,200 245,700 200,900 25 473,300 414,500 374,000 344,700 245,700 202,400 26 474,800 416,000 375,500 346,200 247,700 203,800 27 476,300 417,500 377,000 346,200 249,700 206,600 28 477,800 420,500 378,500 346,200 249,700 206,600 30 488,800 422,000 347,700 252,700 211,000 31 482,800 423,500 348,200 251,700 212,500 32 483,800 425,000 348,700 254,700 214,000 34 486,800 428,000 349,700 256,200 215,500 35 488,300 <td< td=""><td></td><td>20</td><td></td><td>465, 800</td><td>407, 000</td><td>366, 500</td><td>342, 200</td><td>239, 700</td><td>194, 000</td></td<>		20		465, 800	407, 000	366, 500	342, 200	239, 700	194, 000
23						368,000	342, 700		196, 200
24 471,800 413,000 372,500 344,200 246,700 202,400 25 473,300 414,500 374,000 344,700 246,700 202,400 26 474,800 416,000 375,500 345,200 247,700 203,800 27 476,300 417,500 377,000 345,700 248,700 206,600 29 479,300 420,500 346,700 250,700 208,000 30 488,800 422,000 347,200 251,700 209,500 31 482,300 423,500 347,700 252,700 211,000 32 483,800 425,000 348,200 253,700 211,500 34 486,800 428,000 349,700 256,200 215,500 35 488,300 428,000 349,700 257,700 217,500 36 481,000 350,700 260,700 220,000 37 432,500 350,700 260,700 221,500 38 <td></td> <td>22</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>343, 200</td> <td></td> <td></td>		22					343, 200		
25 473, 300 414, 500 374, 000 344, 700 224, 700 202, 400 26 474, 800 416, 000 375, 500 345, 700 248, 700 205, 200 27 476, 300 417, 500 377, 000 345, 700 248, 700 205, 200 28 477, 800 419, 000 378, 500 346, 700 250, 700 208, 000 30 480, 800 422, 000 347, 200 251, 700 209, 500 31 482, 300 423, 500 347, 700 252, 700 211, 000 32 483, 800 425, 000 348, 200 253, 700 211, 000 34 486, 800 428, 000 349, 200 254, 700 211, 000 35 488, 300 429, 500 349, 200 257, 700 217, 500 36 431, 000 350, 700 260, 200 215, 500 37 432, 500 350, 700 260, 200 218, 500 38 434, 000 351, 700 260, 200 2218, 500									
26 474,800 416,000 375,500 345,200 247,700 203,800 27 476,300 417,500 377,000 345,700 248,700 205,200 28 477,800 419,000 378,500 346,700 259,700 206,600 29 479,300 420,500 346,700 250,700 208,000 30 480,800 422,000 347,200 251,700 299,500 31 482,300 423,500 347,700 252,700 211,000 32 483,800 425,000 348,200 254,700 214,000 34 486,800 428,000 349,200 256,200 215,500 35 488,300 429,500 349,200 256,200 215,500 36 431,000 350,200 259,200 215,500 37 432,500 350,700 260,700 220,000 38 434,000 351,700 262,200 221,500 38 435,500 351,700 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>202, 400</td>									202, 400
28 477, 800 419, 000 378, 500 346, 200 249, 700 206, 800 29 479, 300 420, 500 346, 700 250, 700 208, 800 30 480, 800 422, 500 347, 700 252, 700 211, 900 31 482, 300 423, 500 347, 700 252, 700 211, 900 33 485, 300 426, 500 348, 700 254, 700 214, 000 34 486, 800 428, 900 349, 200 256, 200 215, 500 35 488, 300 429, 500 349, 200 256, 200 215, 500 36 488, 300 429, 500 349, 200 256, 200 215, 500 37 432, 500 350, 200 259, 200 218, 500 37 432, 500 350, 700 260, 700 220, 000 38 434, 000 351, 700 263, 700 221, 500 39 435, 500 351, 700 265, 200 221, 500 40 437, 300 352, 20 26		26		474, 800	416, 000	375, 500	345, 200	247, 700	203, 800
29 479, 300 420, 500 346, 700 250, 700 208, 000 30 480, 800 422, 000 347, 200 251, 700 209, 500 31 482, 300 423, 500 347, 700 252, 700 211, 900 32 483, 800 425, 600 348, 200 253, 700 212, 500 34 486, 800 428, 600 349, 200 256, 200 215, 500 35 488, 300 429, 500 349, 700 257, 700 217, 000 36 431, 000 350, 200 259, 200 218, 500 37 432, 500 350, 700 260, 700 220, 000 38 434, 000 351, 200 262, 200 221, 500 39 435, 500 351, 700 263, 700 220, 000 40 437, 000 352, 200 265, 200 221, 500 42 353, 200 267, 200 227, 500 43 353, 700 268, 200 227, 500 44 354, 200 269, 200									
30						378, 500			
31 482, 300 423, 500 347, 700 252, 700 211, 000 32 483, 800 425, 000 348, 200 253, 700 212, 500 33 485, 300 426, 500 348, 700 254, 700 214, 400 34 486, 800 428, 000 349, 200 256, 200 215, 500 35 488, 300 429, 500 349, 700 257, 700 217, 000 36 431, 000 350, 200 259, 200 218, 500 37 432, 500 350, 700 260, 700 221, 500 38 434, 000 351, 200 262, 200 221, 500 39 435, 500 351, 700 263, 700 223, 000 40 437, 000 352, 200 265, 200 224, 500 41 437, 300 352, 700 266, 200 226, 000 224, 500 42 353, 200 267, 200 227, 500 46 229, 000 44 354, 200 269, 200 230, 500 45 282, 200									
33 485, 300 426, 500 348, 700 254, 700 214, 000 34 486, 800 428, 000 349, 200 256, 200 215, 500 36 488, 300 429, 500 349, 700 257, 700 217, 000 36 431, 000 350, 700 260, 700 221, 500 37 432, 500 350, 700 260, 700 221, 500 38 434, 000 351, 200 262, 200 221, 500 39 435, 500 351, 700 263, 700 223, 000 40 437, 000 352, 200 265, 200 221, 500 41 437, 300 352, 700 268, 200 227, 500 43 353, 200 267, 200 227, 500 44 354, 200 269, 200 230, 500 44 354, 700 270, 200 232, 000 45 354, 700 270, 200 232, 000 46 355, 200 271, 200 233, 500 47 355, 700 272, 20 23		31		482, 300	423, 500		347, 700	252, 700	211, 000
34 486, 800 429, 500 349, 200 256, 200 215, 500 35 488, 300 429, 500 349, 700 257, 700 217, 000 36 481, 000 350, 200 259, 200 218, 500 37 432, 500 350, 700 260, 700 220, 000 38 434, 000 351, 200 262, 200 221, 500 39 435, 500 351, 700 263, 700 223, 000 40 437, 000 352, 200 265, 200 224, 500 41 437, 300 352, 700 266, 200 226, 000 42 353, 700 268, 200 229, 000 44 354, 200 299, 200 230, 500 45 354, 700 270, 200 232, 000 46 355, 700 271, 200 233, 500 47 355, 700 272, 200 235, 500 48 356, 200 273, 200 236, 500 49 356, 700 274, 200 238, 500 50									
35 488, 300 429, 500 349, 700 257, 700 217, 000 36 431, 000 350, 200 259, 200 218, 500 37 432, 500 350, 700 260, 700 220, 000 38 434, 000 351, 200 262, 200 221, 500 39 435, 500 351, 700 265, 200 224, 500 40 437, 000 352, 200 265, 200 224, 500 41 437, 300 352, 700 266, 200 226, 000 42 353, 200 267, 200 227, 500 43 353, 700 269, 200 230, 500 44 354, 700 270, 200 232, 000 45 354, 700 270, 200 233, 500 46 355, 700 271, 200 233, 500 47 355, 700 272, 200 233, 500 48 356, 200 273, 200 236, 500 49 356, 700 274, 200 238, 500 50 357, 200 275, 200								254, 700 256, 200	
36 431,000 350,200 259,200 218,500 37 432,500 350,700 260,700 220,000 38 434,000 351,200 262,200 221,500 39 435,500 351,700 263,700 223,000 40 437,000 352,200 266,200 224,500 41 437,300 352,700 266,200 226,000 42 353,200 267,200 227,500 43 353,700 268,200 229,000 44 354,200 269,200 230,500 45 354,700 270,200 233,500 46 355,200 271,200 233,500 47 355,700 272,200 235,000 48 356,200 273,200 236,500 49 356,700 274,200 238,000 50 357,200 275,200 238,500 51 357,700 276,200 238,500 52 358,200 277,									
38 434,000 351,200 262,200 221,500 39 435,500 351,700 263,700 223,000 40 437,000 352,200 266,200 224,500 41 437,300 352,700 266,200 226,000 42 353,200 267,200 227,500 43 353,700 268,200 230,500 44 354,200 269,200 230,500 45 354,700 270,200 232,000 46 355,200 271,200 233,500 47 355,700 272,200 235,000 48 356,200 273,200 238,500 49 356,700 274,200 238,500 50 357,200 275,200 238,500 51 357,700 276,200 238,500 51 357,700 276,200 238,500 51 357,700 276,200 238,500 53 358,700 278,200 240,500 <t< td=""><td></td><td>36</td><td></td><td>,</td><td>431,000</td><td></td><td>350, 200</td><td>259, 200</td><td>218, 500</td></t<>		36		,	431,000		350, 200	259, 200	218, 500
39 435,500 351,700 263,700 223,000 40 437,000 352,200 266,200 224,500 41 437,300 352,700 266,200 226,000 42 353,200 267,200 227,500 43 353,700 268,200 229,000 44 354,200 269,200 230,500 45 354,700 270,200 232,000 46 355,200 271,200 233,500 47 355,700 272,200 235,000 48 356,200 274,200 238,000 49 356,700 274,200 238,500 50 357,200 275,200 238,500 51 357,700 276,200 239,500 52 358,200 277,200 239,500 53 358,700 278,200 240,500 55 359,700 280,700 241,500 56 282,200 241,500 57 283,700									
40 437,000 352,200 265,200 224,500 41 437,300 352,700 266,200 226,000 42 353,200 267,200 227,500 43 353,700 268,200 229,000 44 354,200 269,200 230,500 45 354,700 270,200 232,000 46 355,200 271,200 235,000 47 355,700 272,200 236,500 48 356,200 273,200 236,500 49 356,700 274,200 238,000 50 357,700 276,200 239,000 51 357,700 276,200 239,000 52 358,200 277,200 239,500 53 358,200 277,200 239,500 54 359,200 279,200 240,500 55 359,700 280,700 241,500 56 282,200 241,500 58 285,200 242,500 58 288,700 243,500 60 288,20									
41 437, 300 352, 700 266, 200 226, 000 42 353, 200 267, 200 227, 500 43 353, 700 268, 200 229, 000 44 354, 200 269, 200 230, 500 45 354, 700 270, 200 232, 000 46 355, 700 272, 200 235, 000 48 356, 200 273, 200 236, 500 49 356, 700 274, 200 238, 000 50 357, 200 275, 200 238, 500 51 357, 700 276, 200 239, 000 52 358, 200 277, 200 239, 500 53 358, 700 278, 200 240, 000 54 359, 200 279, 200 240, 500 55 359, 700 280, 700 241, 500 56 282, 200 241, 500 57 283, 700 242, 500 59 286, 700 243, 500 60 288, 200 243, 500 61 289, 700 244, 500 62 291, 200 <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>									
43 353, 700 268, 200 229, 000 44 354, 200 269, 200 230, 500 45 354, 700 270, 200 232, 000 46 355, 200 271, 200 233, 500 47 355, 700 272, 200 235, 000 48 356, 200 273, 200 236, 500 49 356, 700 274, 200 238, 000 50 357, 200 275, 200 239, 000 51 357, 700 276, 200 239, 000 52 358, 200 277, 200 239, 500 53 358, 700 278, 200 240, 000 54 359, 700 280, 700 241, 500 55 359, 700 280, 700 241, 500 58 285, 200 242, 500 59 286, 700 243, 000 60 288, 200 244, 500 61 289, 700 244, 500 62 291, 200 245, 500 63 292, 700 245, 500 64 294, 200 245, 500 65<									226, 000
44 354, 200 269, 200 230, 500 45 354, 700 270, 200 232, 000 46 355, 200 271, 200 233, 500 47 355, 700 272, 200 235, 000 48 356, 200 273, 200 236, 500 49 356, 700 274, 200 238, 000 50 357, 200 275, 200 238, 500 51 357, 700 276, 200 239, 000 52 358, 200 277, 200 239, 500 53 358, 700 278, 200 240, 500 54 359, 200 279, 200 240, 500 55 359, 700 280, 700 241, 500 56 282, 200 241, 500 58 285, 200 243, 500 60 288, 200 243, 500 61 289, 700 244, 500 62 291, 200 245, 500 63 292, 700 245, 500 64 294, 200 245, 500 65 295, 700 246, 000 66 297, 200<									
45 354, 700 270, 200 232, 000 46 355, 200 271, 200 233, 500 47 355, 700 272, 200 235, 000 48 356, 200 273, 200 236, 500 49 356, 700 274, 200 238, 500 50 357, 200 275, 200 238, 500 51 357, 700 276, 200 239, 000 52 358, 200 277, 200 239, 500 53 358, 700 278, 200 240, 500 54 359, 200 279, 200 240, 500 55 359, 700 280, 700 241, 500 57 283, 700 242, 500 58 286, 700 243, 500 60 288, 200 243, 500 61 289, 700 244, 500 62 291, 200 244, 500 63 292, 700 245, 500 65 295, 700 246, 000 66 297, 200 246, 000 67 298, 700 246, 000									
46 355, 200 271, 200 233, 500 47 355, 700 272, 200 235, 000 48 356, 200 273, 200 236, 500 49 356, 700 274, 200 238, 000 50 357, 200 275, 200 238, 500 51 357, 700 276, 200 239, 500 52 358, 200 277, 200 239, 500 53 358, 700 278, 200 240, 000 54 359, 200 279, 200 240, 500 56 282, 200 241, 500 57 283, 700 242, 500 58 285, 200 243, 000 60 288, 200 243, 500 61 289, 700 244, 500 62 291, 200 244, 500 63 292, 700 245, 500 64 294, 200 245, 500 66 295, 700 246, 000 66 297, 200									
48 356, 200 273, 200 236, 500 49 356, 700 274, 200 238, 000 50 357, 200 275, 200 238, 500 51 357, 700 276, 200 239, 000 52 358, 200 277, 200 239, 500 53 358, 700 278, 200 240, 000 54 359, 200 279, 200 240, 500 55 359, 700 280, 700 241, 500 57 283, 700 242, 000 58 285, 200 242, 500 59 286, 700 243, 000 60 288, 200 243, 500 61 289, 700 244, 500 63 292, 700 245, 500 64 294, 200 245, 500 65 295, 700 246, 000 66 297, 200 67 298, 700							355, 200	271, 200	233, 500
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$									235, 000
50 357, 200 275, 200 238, 500 51 357, 700 276, 200 239, 000 52 358, 200 277, 200 239, 500 53 358, 700 278, 200 240, 000 54 359, 200 279, 200 240, 500 55 359, 700 280, 700 241, 500 56 282, 200 241, 500 58 285, 200 242, 500 59 286, 700 243, 000 60 288, 200 243, 500 61 289, 700 244, 500 62 291, 200 244, 500 63 292, 700 245, 500 64 294, 200 245, 500 65 295, 700 246, 000 66 297, 200 67 298, 700									
51 357, 700 276, 200 239, 000 52 358, 200 277, 200 239, 500 53 358, 700 278, 200 240, 000 54 359, 200 279, 200 240, 500 55 359, 700 280, 700 241, 500 57 283, 700 242, 000 58 285, 200 242, 500 59 286, 700 243, 000 60 288, 200 243, 500 61 289, 700 244, 500 62 291, 200 244, 500 63 292, 700 245, 500 64 294, 200 245, 500 65 295, 700 246, 000 66 297, 200 67 298, 700								275, 200	238, 500
53 358, 700 278, 200 240, 000 54 359, 200 279, 200 240, 500 55 359, 700 280, 700 241, 000 56 282, 200 241, 500 57 283, 700 242, 000 58 285, 200 242, 500 59 286, 700 243, 000 60 288, 200 243, 500 61 289, 700 244, 000 62 291, 200 244, 500 63 292, 700 245, 000 64 294, 200 245, 500 65 295, 700 246, 000 66 297, 200 67 298, 700		51					357, 700	276, 200	239, 000
54 359, 200 279, 200 240, 500 55 359, 700 280, 700 241, 000 56 282, 200 241, 500 57 283, 700 242, 000 58 285, 200 242, 500 59 286, 700 243, 000 60 288, 200 243, 500 61 289, 700 244, 000 62 291, 200 245, 500 63 292, 700 245, 000 64 294, 200 245, 500 65 295, 700 246, 000 66 297, 200 67 298, 700									239, 500
55 359,700 280,700 241,000 56 282,200 241,500 57 283,700 242,000 58 285,200 242,500 59 286,700 243,000 60 288,200 244,500 61 289,700 244,000 62 291,200 245,500 63 292,700 245,000 64 294,200 245,500 65 295,700 246,000 66 297,200 67 298,700									
56 282, 200 241, 500 57 283, 700 242, 000 58 285, 200 242, 500 59 286, 700 243, 000 60 288, 200 243, 500 61 289, 700 244, 000 62 291, 200 245, 500 63 292, 700 245, 000 64 294, 200 245, 500 65 295, 700 246, 000 66 297, 200 67 298, 700									
58 285, 200 242, 500 59 286, 700 243, 000 60 288, 200 243, 500 61 289, 700 244, 000 62 291, 200 244, 500 63 292, 700 245, 000 64 294, 200 245, 500 65 295, 700 246, 000 66 297, 200 67 298, 700								282, 200	241, 500
59 286, 700 243, 000 60 288, 200 243, 500 61 289, 700 244, 000 62 291, 200 244, 500 63 292, 700 245, 000 64 294, 200 245, 500 65 295, 700 246, 000 66 297, 200 67 298, 700								283, 700	242, 000
60 288, 200 243, 500 61 289, 700 244, 000 62 291, 200 244, 500 63 292, 700 245, 000 64 294, 200 245, 500 65 295, 700 246, 000 66 297, 200 67 298, 700									
61 289, 700 244, 000 62 291, 200 244, 500 63 292, 700 245, 000 64 294, 200 245, 500 65 295, 700 246, 000 66 297, 200 67 298, 700									
62 291, 200 244, 500 63 292, 700 245, 000 64 294, 200 245, 500 65 295, 700 246, 000 66 297, 200 67 298, 700									244, 000
64 294, 200 245, 500 65 295, 700 246, 000 66 297, 200 67 298, 700								291, 200	244, 500
65 295, 700 246, 000 66 297, 200 67 298, 700									245, 000
66 297, 200 67 298, 700									
67 298, 700									240,000
68 300, 200								298, 700	
		68						$300, \overline{200}$	

69						301, 700	
70						303, 200	
71						304, 700	
72						306, 200	
73						307, 700	
74							
75							
76						312, 200	
77						313, 700	
78						315, 200	
79						316, 700	
80						318, 200	
81						319, 700	
	358, 000	315, 600	290, 400	275, 600	256, 200		216, 200
	70 71 72 73 74 75 76 77 78 79	70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81	70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81	70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81	70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81	70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81	70 303, 200 71 304, 700 72 306, 200 73 307, 700 74 309, 200 75 310, 700 76 312, 200 77 313, 700 78 315, 200 79 316, 700 80 318, 200 81 319, 700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第3 技能職給料表(第5条関係)

J <u>表第3 技</u> 能	 能職給料表(第	5 条関係)			
	職務の等級	1等級	2等級	3等級	4 等級
職員の区分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任		円	円	円	円
用短時間勤	1	320, 700	228, 000	191, 700	166, 600
務職員以外	2	322, 200	229, 500	193, 200	167, 900
の職員	3 4	323, 700	231, 000 232, 500	194, 700	169, 200
	5	325, 200 326, 700	234, 000	196, 200 197, 700	170, 500 171, 800
	6	328, 200	235, 500	199, 200	173, 100
	7	329, 700	237, 000	200, 700	174, 400
	8	331, 200	238, 500	202, 200	175, 700
	9	332, 700	240,000	203, 700	177, 000
	10	334, 200	241, 500	205, 200	178, 300
	11	335, 700	243, 000	206, 700	179, 600
	12 13	337, 200 338, 200	244, 500 246, 000	208, 200 209, 700	180, 900 182, 200
	14	339, 200	247, 500	211, 200	182, 200 183, 500
	15	340, 700	249, 000	212, 700	184, 700
	16	342, 200	250, 500	214, 200	185, 900
	17	343, 700	252, 000	215, 700	187, 100
	18	345, 200	253, 500	217, 200	188, 600
	19	346, 700	255, 000	218, 700	190, 100
	20	348, 200	256, 500	220, 200	191, 600
	21 22	349, 700	258, 000	221, 700	193, 100
	23	351, 200 352, 700	259, 000 260, 000	223, 200 224, 700	194, 600 196, 100
	24	354, 200	261, 000	224, 700	196, 100
	25	355, 700	262, 000	226, 700	199, 100
	26	357, 200	263, 000	227, 200	200, 600
	27	358, 700	264,000	227, 700	202, 100
	28	359, 700	265, 000	228, 200	203, 600
	29		266, 000	228, 700	205, 100
	30		267, 000	229, 200	206, 600
	31 32		268, 000 269, 000	229, 700 230, 200	208, 100 209, 600
	33		270, 500	230, 700	211, 100
	34		272,000	231, 200	212, 600
	35		273, 500	231, 700	214, 100
	36		274, 500	232, 200	215,600
	37		275, 500	232, 700	217, 100
	38		276, 500	233, 200	217, 600
	39 40		277, 500 278, 500	233, 700 234, 200	218, 100 218, 600
	41		279, 500	234, 700	219, 100
	42		281, 000	235, 200	219, 600
	43		282, 500	235, 700	220, 100
	44		284, 000	236, 200	220, 600
	45		285, 500	236, 700	221, 100
	46		287, 000	237, 200	221, 600
	47 48		288, 500	237, 700	222, 100
	48		290, 000 291, 500	238, 200 238, 700	222, 600 223, 100
	50		293, 000	239, 200	223, 100
	51		294, 500	239, 700	224, 100
	52		296, 000	240, 200	224, 600
	53		297, 500	240, 700	225, 100
	54		299, 000	241, 200	
	<u>55</u>		300, 500	241, 700	226, 100
	56 57		302, 000	242, 200	
	57 58		303, 500 305, 000	242, 700 243, 200	
	59		306, 500	243, 200	
	60		308, 000	244, 200	
	61		309, 500	244, 700	
	62		311, 000	245, 200	
	63		312, 500	245, 700	
	64		314, 000	246, 200	
	65		315, 500	246, 700	
	66 67		317, 000	247, 200	
	68		318, 500 319, 700	247, 700 248, 200	
	69		513, 100	248, 700	
1	1 00	ı l	ı	210,100	

	70			249, 200	
	71			249, 700	
	72			250, 200	
	73			250, 700	
	74			251, 200	
	75			251, 700	
	76			252, 200	
	77			252, 700	
	78			253, 200	
	79			253, 700	
	80			254, 200	
	81			254, 700	
	82			255, 200	
	83			255, 700	
	84			256, 200	
	85			256, 700	
	86			257, 200	
	87			257, 700	
	88			258, 200	
定年前再任	-	256, 200	243, 400		188, 700
用短時間勤		200,200	_10, 100	210, 200	200, 100
務職員					
が似只	ta va III. Alambh 🗆	1 H D 1			

備考 この表は、技能職員で規則で定める者に適用する。

別表第4 専門職給料表(第5条関係)

別 <u>表第4 専門</u>	<u> 門職給料表(第</u>	<u> 5 条関係)</u>						
	職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7等級
職員の区分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任	万和	円	円	円	円	円	円	円
用短時間勤	1	501, 600		407, 300			240, 700	166, 600
務職員以外	2		438, 800	408, 800	359, 800	331,000	242,000	167, 700
の職員	3		440, 300	410, 300	361, 300		243, 300	168, 800
	5		441, 800 443, 300	411, 800 413, 300	362, 800 364, 300	334, 000 335, 500	244, 600 245, 900	169, 900 170, 900
	6		444, 800	414, 800	365, 800	337, 000	247, 200	170, 900
	7		446, 300	416, 300	367, 300	338, 500	248, 500	173, 600
	8		447, 800	417, 800	368, 800	340, 000	249, 800	174, 900
	9		449, 300 450, 800	419, 300	370, 300 371, 800	341, 500	251, 100	176, 100
	11		450, 800	420, 800 422, 300	371, 800	343, 000 344, 500	252, 400 253, 700	177, 600 179, 100
	12		453, 800	423, 800	374, 300	346, 000	255, 000	
	13		455, 300	425, 300	375, 800	347, 500	256, 300	181, 800
	14		456, 800	426, 800	377, 300	349, 000	257, 600	183, 200
	15 16		458, 300 459, 800	428, 300 429, 800	378, 800 380, 300	350, 500 352, 000	258, 900 260, 200	184, 600 186, 000
	17		461, 300	431, 300	381, 800	353, 500	261, 700	187, 300
	18		462, 800	432, 800	383, 300	355, 000	263, 200	189, 600
	19		464, 300	434, 300	384, 800	356, 500	264, 700	191, 800
	20 21		465, 800 467, 300	435, 800 437, 300	386, 300 387, 800	357, 500 358, 500	266, 200 267, 700	194, 000 196, 200
	22		467, 300	437, 300	387, 800	358, 500	267, 700	196, 200
	23		470, 300		390, 800		270, 700	199, 400
	24		471, 800		392, 300	360,000	272, 200	200, 900
	25		473, 300		393, 800	360, 500	273, 700	202, 400
	26 27		474, 800 476, 300		395, 300 396, 800	361, 000 361, 500	275, 200 276, 700	203, 800 205, 200
	28		477, 800		398, 300	362, 000	278, 200	206, 600
	29		479, 300		399, 800	362, 500	279, 700	208, 000
	30		480, 800		401, 300	363, 000	281, 200	209, 500
	31 32		482, 300 483, 800		402, 800 404, 300	363, 500 364, 000	282, 700 283, 700	211, 000 212, 500
	33		485, 300		405, 800	364, 500	284, 700	214, 000
	34		486, 800		406, 800	365, 000	285, 700	215, 500
	35		488, 300		407, 300	365, 500	286, 700	217, 000
	36 37					366, 000	287, 700 288, 700	218, 500
	38					366, 500 367, 000	288, 700 289, 700	220, 000 221, 500
	39					367, 500	290, 700	223, 000
	40					368, 000	291, 700	224, 500
	41 42					368, 500	292, 700 293, 700	226, 000
	43						293, 700 294, 700	227, 500 229, 000
	44						295, 700	230, 500
	45						296, 700	232,000
	46						297, 700	233, 500
	47 48						298, 700 299, 700	235, 000 236, 500
	49						301, 200	238, 000
	50		-				302, 700	238, 500
	51						304, 200	239, 000
	52 53						305, 700 307, 200	239, 500 240, 000
	54						308, 700	240, 500
	55						310, 200	241,000
	<u>56</u>						311, 700	241, 500
	57 58						313, 200 314, 700	242, 000 242, 500
	59						316, 200	243, 000
	60						317, 700	243, 500
	61						319, 200	244, 000
	62 63						320, 700 322, 200	244, 500 245, 000
	64						323, 700	245, 500
	65						325, 200	246, 000
	66		-				326, 700	246, 500
	67						328, 200	247, 000
	68 69						328, 500	247, 500 248, 000
I	1 00	I	ı	1			1	210,000

	70 71							248, 500 249, 000
	72							249, 500
	73 74							250, 000 250, 500
	75							251, 000
	76							251, 500
	77							252, 000
	78							252, 500
	79							253, 000
	80							253, 500
	81 82							254, 000 254, 500
	83							255, 000
	84							255, 500
	85							256, 000
	86							256, 500
	87							257, 000
	88							257, 500
	89 90							258, 000 258, 500
	90							258, 500
	92							259, 500
	93							260, 000
	94							260, 500
	95							261, 000
	96							261, 500
	97 98							262, 000 262, 500
	99							263, 000
	100							263, 500
	101							264, 000
	102							264, 500
	103							265, 000
	104							265, 500
	105 106							266, 000 266, 500
	107							267, 000
	108							267, 500
	109							268, 000
	110							268, 500
	111							269, 000
	112							269, 500
	113 114							270, 000 270, 500
	115							271, 000
	116							271, 500
	117							272, 000
	118							272, 500
	119							273, 000
	120							273, 500
	121 122							274, 000 274, 500
	123							275, 000
	124							275, 500
	125							276, 000
	126							276, 500
	127							277, 000
	128 129							277, 500 278, 000
	130							278, 000 278, 500
	131							279, 000
	132							279, 500
	133							280, 000
	134							280, 500
	135							281, 000
	136							281, 500
	137 138							282, 000 282, 500
	138							282, 500
年前再任	100	358, 000	315, 600	290, 400	275, 600	257, 900	244, 500	216, 300
短時間勤職員		223, 000	010,000	200, 100	,	_==,, ===	_11,000	

別表第5 一般任期付職員行政職給料表(第5条の3関係)

等級	給料月額
1 等級	252,000円
2等級	246, 400円
3 等級	238, 100円
4 等級	232, 400円
5 等級	226,800円
6 等級	221, 100円
7等級	214, 400円
8 等級	208,000円
9 等級	202, 400円
10等級	196, 200円
11等級	187, 300円

備考 この表は、一般任期付職員のうち他の給料表の適用を受けない者に適用する。

別表第6 一般任期付職員医療職給料表(第5条の3関係)

等級	給料月額
1 等級	261, 100円
2 等級	255,800円
3 等級	250, 200円
4 等級	245, 400円
5 等級	241, 100円
6 等級	236, 100円
7 等級	228,600円
8 等級	219,700円
9 等級	213,800円

備考 この表は、一般任期付職員のうち薬剤師、栄養士、保健師、看護師その他規則で定める者に適用する。

第二条 箕 面 市 __ 般 職 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 給 与 に 関 す る 条 例 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ に 改 正

する。

支給 を 五 分 に す る 同 場 第二十 \mathcal{O} は る 条第三項 場 合に に 百 百 百 する場合に 三十 改 分 分 合 条 \Diamond \mathcal{O} 12 は \mathcal{O} 第二 六 中 百二十、 は 百 +百分 分 六六 五 八 は 項 \mathcal{O} 百二十 \mathcal{O} 月 百 中 に、 六十七 十二月 七五二 に 分 支 六 \mathcal{O} 云百 百二十 五 給 月 に する に 分 に支給す 五、十二月に支給する場合 を 支 改 \mathcal{O} 五 二百二十七 め、 場合 給 百百 す 分 12 を る場合に 同 る 条第四 \mathcal{O} は 百二十二・ 百 百 合 分 分 に 五. は 項 \mathcal{O} \mathcal{O} は 百二十、 百分 中 百 百二十二 を 分 「六月に・ 五. 百百 \mathcal{O} \mathcal{O} 百二十、 百二十五」を には に、 分の二百二十二・ 十二月 五 支給する場合 六 百分の 月 に に + 支 改 に 支給 月 云百

第二 る場 月 に 第 号 支給す 合に 中 +は 六 --- ,る場合 百 条第二 月 分 に \mathcal{O} 項第 五十 支給 に は百 す る場合 号 を 分の 中 百百 百 五. 六 分 に \mathcal{O} は 月 を 百 に 兀 支給 + 分 云百 \mathcal{O} 分 す 兀 七 + \mathcal{O} る 五. 七 百二 場合 五. に に 五. 改 は + = \Diamond 百 る に 分 月 改 \mathcal{O} め、 に 支 給 十 二 同 項 す

へ 箕 面 市 会計 年度 任 用 職員 \mathcal{O} 給与及 \mathcal{U} 費用 弁 償 12 関す る 条例 \mathcal{O} 部 改

正

第三条 元年 箕面 箕 市 面 市 条 会 例 第 計 <u>-</u> 十 年度 六 任 号) 用職 員 \mathcal{O} \mathcal{O} --- 給与 部 を 次 及 び \mathcal{O} 費用 ょ う に 弁 償 改 正 に す 関 す る 条 例 令 和

給 に 改 す 第 十三条 \otimes る 場合 る。 第 に は 項 百 及 分 \mathcal{O} \mathcal{U} 七 第二十二条第三 +十二月に 支給 項 中 す る 百 場合 分 \mathcal{O} 七 に + は 百 分 を \mathcal{O} 六 七 + 月 五 に 支

第 兀 を 次 条 \mathcal{O} ょ 箕 面 市 会 改 正 計 す 年 度 任 用 職 員 \mathcal{O} 給 与 及 てド 費 用 弁 償 に 関 す る 条 例 \mathcal{O} 部

第十三条第二項 及 \mathcal{U} 第二十二条第三 項 中 六六 月 12 支給す る 場 合 12 は 百

五. 分 \mathcal{O} に 七 + 改 \Diamond 十 二 る 月 12 支給する場合に は 百 分 \mathcal{O} 七 + 五. を 百百 分 \mathcal{O} 七

) 箕 面 市 特 别 職 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 給与 12 関 す る 例 \mathcal{O} 改 正

第 五 条 箕面 市 特 別 職 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 給与 に 関 す る条 例 昭昭 和三十五 年箕面 市

例第十四号)の一部を次のように改正する。

に 百 改 分 第 \otimes 兀 の二百十七 条第二項 中 五、 百百 十二月に支給する場合には 分 \mathcal{O} 二百十七 五. を 「六月 百分の二百二十七 に 支給す る場合 に 五. は

六 条 箕面 市 特 別 職 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 給 与 に 関 す る条 例 \mathcal{O} --- 部 を 次 \mathcal{O} ょ Š 改 正

する。

五 月 第四 に 支給す に 改 条第 \Diamond る場合 二項 中 12 六 は 百 月 に 分 \mathcal{O} 支 給 二百二十七 す る 場 合 に 五. は 百 を 分 \mathcal{O} 百百 二百 分 + の二百二十二・ 七 • 五. 十二

箕 面 市 報 酬 及 U 費用 弁 償 条 例 \mathcal{O} ___ 部 改 正

第七条 箕面 市 報 酬 及 び 費 用 弁償 条例 (昭 和二十九 年箕 面 市 条 例 第十号)

の一部を次のように改正する。

に 百 分 改 第七 \emptyset の二百十七・ 条第二項 中 五、 「百分 十二月に支給する場合に の二百十七 五 を 「六月 は 百分の二百二十七 に支給す る場合 には 五.

第 八 箕面 市 報 酬 及 び 費 用弁 償 条 例 \mathcal{O} _ 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る。

月 に 第 支給す 七 条第 る場 二項 合 中 に 六 は 月 百 分 に 支給 の二百二十七 す る場 合 に 五. は 百 を 分 \bigcirc \neg 百 分 百 の二百二十二 七

五」に改める。

附則

施行期日等)

- 1 施 条 行 及 す \mathcal{O} び 第 八 例 条 は \mathcal{O} 規 公 定 布 並 \mathcal{O} び 日 12 カュ 附 5 施 則 第 行 几 す る。 項 \mathcal{O} 規 た 定 だ は L 第二 令 和 六 条、 年 第 兀 月 兀 __ 日 第 カン
- 2 る改 正 条 以 後 \mathcal{O} 以 改 第 規 下 下 正 \mathcal{O} 正 \mathcal{O} 箕 後 定 条 後 規定並 改 改 に 面 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 正 正 規定 ょ 市 箕 後 後 報 別 る 面 び 改 \mathcal{O} に 職 酬 \mathcal{O} 市 に 会計年度任 正 ょ 及 会 計 次 与 後 般 び る 項 職 条 改 費 \mathcal{O} 年度 \mathcal{O} 箕面市 給 例 正 用 規定 与 後 弁 任 条 用 償 \mathcal{O} は 用 11 職 例 箕面 特 条 職 う。 員給与等条 別 例 令 員 と 職 市 和 \mathcal{O} 11 以 \mathcal{O} \mathcal{O} 五 給 う。) 規 般 下 職 年 与 定及 員 職 几 及 例 改 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 月 び 正 U 給 職 規 と 費 第 員 後 与 定、 日 用 七 1 に \mathcal{O} \mathcal{O} か う <u>。</u> 弁償 第三 条 関 給与 報 5 す 酬 \mathcal{O} 適 に 条 等 規 る に \mathcal{O} 用 関 定 条 条 規 \mathcal{O} 関 す す 例 例 定 規 す る ょ 定 以 第 る に 改 五

3 当に 給す 号 五. は に 令 とす 掲 関 和 る 同 場合 項 す げ る 中 年 る る 職 八 改 に 六 正 員 は 月二十七 に 百 月 後 分 に 対 \mathcal{O} 支 特 \mathcal{O} 給 二百二十 别 7 日 す 令 に 職 給 在 る 和 場 与 五. 職 合 す 七 条 年 六 に 例 る 改 五. は 第 月 __ 百 兀 及 正 後 と 分 条 び あ の二百 第二 同 \mathcal{O} 年 る 特 項 + 别 \mathcal{O} は + \mathcal{O} 職 給 七 規 月 百 定 与 に 条例 五 支 \mathcal{O} 分 給 適 \mathcal{O} 十 二 第 用 す 二 百 る 一条 月 期 9 末 第 支 手 7

令 和 六 年 六 月 に 支給 す る 市 長 \mathcal{O} 期 末 手 当 \mathcal{O} 例

4 特 百 用 和 + に 六 别 令 七 年 和 職 9 六 \mathcal{O} 11 職 年 五 7 月 員 は 支 \mathcal{O} 月 三十 す 給 同 給 す 項 与 中 七 る 期 関 日 百 末 す に 分 手 在 る \mathcal{O} 当 条 職 例 す 百二十 関 第 る 第 す る 条 六 _ 第 条 同 条 \mathcal{O} 五 例 号 規 定に 第 に と 掲 兀 あ げ 条 ょ る 第二項 る \mathcal{O} 改 職 は 員 正 \mathcal{O} に 後 規 百 対 \mathcal{O} 分 定 箕 7 \mathcal{O} 面 市

(給与等の内払)

令

和

五

年

六

月

及

び

同

年

十二月

に

支給す

る

市

長

 \mathcal{O}

期

末

手

 \mathcal{O}

特

第三 償 与 償 任 給 与 条 に に 例 関 関 条 又 員 は す す \mathcal{O} 条 \mathcal{O} 給 報 規 る る 規 \mathcal{O} 与 定に 条 例 条 定に 規定 酬 給与 等条 例、 は、 基 又 ょ に それ づ は 第 五 る改 例 ょ 第七 る 1 て、 ぞ 改 改 条 正 正 条 前 正 れ \mathcal{O} 後 改正 令 規 前 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 定 和 箕 \mathcal{O} \mathcal{O} 定 に 箕面 後 面 特 五 別 年 ょ \mathcal{O} によ 市 会計 職 る 市 几 --- なす。 る改 改 給 般 月 _ 年 般 与 職 正 条 正 前 度 職 給 日 与 前 例 以 任 \mathcal{O} \mathcal{O} 箕面 又 条 後 \mathcal{O} 用 職 箕面 は 例、 \mathcal{O} 職 員 改 分 市 員 \mathcal{O} 正 と 市 特 給 改 \mathcal{O} 後 与 正 し 報 别 給 後 酬 与 に 7 職 \mathcal{O} 支 及 関 \mathcal{O} 及 \mathcal{O} 酬 等 会 計 払 職 す び び 費 費 わ 員 る 用 用 年 れ \mathcal{O} 条 度 た 弁 弁 例

 \mathcal{O}

規

定

に

ょ

る

又は

報

酬

 \mathcal{O}

内

払

لح

4

5

提 案 理 由

員 員 \mathcal{O} 市 期 般 長 末 職 を 手当 \mathcal{O} 除 職 員 \mathcal{O} 支給率を改定す \mathcal{O} 給 \mathcal{O} 料 期 末手当 月 額 期 \mathcal{O} ,るため、 末 支給 手当 率並 及 本 び び 条 勤 に 例 勉 市 を改正 手 議 当 会 \mathcal{O} \mathcal{O} す 支 議 るも 給 長 率 **、** 副 \mathcal{O} で 議 特 長 別 る。 及 職 び \mathcal{O} 職

第百二十一号議案

箕面市立児童発達支援センター条例制定の供

箕面 市 <u>\\\</u> 児 童発達支援セ ン タ 条例 を次 \mathcal{O} よう に 定め る。

令和五年十一月二十九日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市立児童発達支援センター条例

(設置)

第 ンター 害児通所支援事業者そ 一条 医 11 うことによ 療等 う 。) 障 害 \mathcal{O} (以 下 に 必要な支援を総合的 対 \mathcal{O} ŋ 児童 あ \neg セ る児童又は発達上の支援を要する児童 そ ン \mathcal{O} \mathcal{O} 健 タ 発達段] Þ \mathcal{O} カン 他 とい な育成を図 \mathcal{O} 階に に 関係者に · う。) 提供するとともに、 応 U を設置する。 て、 対 るため、 日 常 相 箕面 生活 談及 市 そ \mathcal{O} び た <u>\frac{\frac{1}{1}}{1}</u> 専 \mathcal{O} 。 以 児 門 保護者、 \otimes 童 的 \mathcal{O} 下 支援、 発達支援セ な 児児 助言 童」 指 · を 行 定障 訓 と 練

(位置)

セン タ \mathcal{O} 位 置 は 箕面 市船場西三丁目 八番二十二号とす

(施設及び名称)

タ に 置く 施 設及び その 名 称 は 次 \mathcal{O} とお ŋ

施設	名称
児童福祉法(昭和二十二年法律第百六	箕面市立児童発達支援セン
十四号。以下「法」という。)第四十三	ターあいあい園(以下「あ
条に規定する児童発達支援センター	いあい園」という。)
医療法(昭和二十三年法律第二百五	箕面市立児童発達支援セン
号)第一条の五第二項に規定する診療	ター診療所(以下「診療

所 لح V う。

事 業)

第 几 条 あ VI あ い 遠 は 次 12 掲 げ る 事業を行 う。

- 法第六 条の二 の二第二項に 規定す る児童発達支援 12 関 す る 事 業 以
- 下 児児 童 発達支援 事 業」 と 11 う。
- 法第六 条の二 一の二第五 項に 規定する 保育 所 等 訪 間 支 援 に 関 す る
- 法第六 条 \bigcirc の二第六 項に 規定す る

以

下

保育

所

等訪

問支援事

業

と

1

う 。)

 \equiv 害児相談 支援事業」 とい う。) 障 · 害 児 相談支 援 事 業 以 下 潼

兀

障

害者

 \mathcal{O}

日

常生活及び

社会生活を総合的

に支援す

るた

8

 \mathcal{O}

法

律

平

- 成 + 七 年 法 律 第百二十三号。 以下 「障害者総合支援法」 لح 11 う。 第
- 五. 条 第 + 八 項 に 規定す る計 画 相談支援 に 関 す る事業 以 下 計 画 相
- 支援事業」 と ** \ う。)
- 五 障害者総 合支援法第五条第 + 九 項 に 規定す る基 本 相談支援 に 関 す
- 事 業 以 下 基 本相談支援事 · 業 」 لح 1 う。)
- 六 児 童 \mathcal{O} 発 達 \mathcal{O} 支援 に 関 す る 知 識 \mathcal{O} 普 及 啓 発 に 関 す る 事 業
- 七 法 第十 条 第一 項第三号 に 規定す る 相 談 \bigcirc Š 5 就学 前 児 童 \mathcal{O} 発 達 に
- す る 相 談 に 応ず る事 業
- 八 前 各号 掲げ るも \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か 市 長 が 必 要と 認 \Diamond る 児童 \bigcirc 支援 に 関 す
- る 事 業
- 2 診 療 所 は 前 項 各 号 に 掲 げ る 事業 に 係 る 児 童 12 対 す る 診 療 を 行 う。
- 利 用定員
- 第 五. 条 児 童発達支援事 業 \mathcal{O} 利 用 定員 は 日当 た ŋ 三十五 人 とす
- 利 用 対 象者

第六 条 児 童 発達 支 援 事 業 及 U 保 育 所 等 訪 問 支援 事 業を 利 用 す る こと が で

きる者 は 次 \mathcal{O} 11 ず n カゝ に 該 当す る 者 کے す る。

- 児通 そ 所給 \mathcal{O} 付 護者 費等 が を支給 法 第二十 する旨 _ 条 \mathcal{O} \mathcal{O} 決 五. 定を受け \mathcal{O} 五. 第 7 項 11 \mathcal{O} る 規 児 定 に ょ り 本 市 \mathcal{O} 障 害
- 限 る。) 法第二十 を本市 条 か \mathcal{O} ら受けた児 六 \mathcal{O} 規定に 童 ょ る 措 置 障 害 児 通 所 支 援 に 係 る \$ \mathcal{O}
- 2 第二 \mathcal{O} 児 障 + 害児 童 とす 兀 条 相談支援事業を利用 る の二十六第 項 に 規定す すること る 障 が 害 で 児相 きる 談支 者 は 援 対 市 象 内 保 に 護者 居 住 及 す \mathcal{U} そ 法
- 3 五. 内 + に 計 居 _ 画 条 住 相 す 談 \mathcal{O} 十七 支援 る 児 童 第 事 業を \mathcal{O} __ 保 項 護 に 利 者 規 用 及 定 す び す る そ る計 こと \mathcal{O} 児 画 が 童 相 で 談支援 とす きる る 者 対 は 象 障 障 害者 害 者 等 総 0 合 支 ち、 援 法 市 第
- 4 及 び 基 そ 本 相 \mathcal{O} 保 談 支援事 護者 又 業を は 当 利 該 児 用 童 す ることが \mathcal{O} 介 護を 行 できる者は、 う者とする。 市 内 に 居 住 す る 児 童
- 5 す 内 る に 第 保 居 兀 育 住 条 所 す 第 る 就 項 幼 稚 学 第 前 袁 七 号 等 \mathcal{O} 12 児 \mathcal{O} 童 規 施 設 及 定 U す \mathcal{O} そ 職 る 員とす 事 \mathcal{O} 業を 保 護 者 利 又 用 は す 当該 ること 就 学前 が で き \mathcal{O} 児 る者 童 が は 所 市 属
- 6 該 事 第 業 兀 に 条 ょ 第 る 支援 項 第 が 八 号 必 要と に 規 市 定 長 す が る 事 認 業を \Diamond る 者とす 利用 すること る。 が で き る者 は 当

(利用の申込み)

第 七 とす れ ば 条 る な 5 者 第 は な 兀 条 11 規 第 則 た だ で 項 定め 号 るところに 前 (第六 条 第 号 項 を 第二号 ょ 除 り市 に 長 規 に に 掲 定 利 げ す 用 る る \mathcal{O} 事 児 申 童 業 込 を に 4 を 利 あ 行 用 0 7 b なけ は ょ う

(利用の制限)

 \mathcal{O}

限

り

で

な

い

第 八 条 市 長 は 次 \mathcal{O} 11 ず れ カュ 12 該当す るとき は 事 業 \mathcal{O} 利 用 を拒 む

ができる。

- 児童発達支援 事 業 に お 11 7 利 用 定 員 に 余 裕 が な V と
- 施 設 \mathcal{O} 管 理 及 び 事 業 \mathcal{O} 運営 に 支 障 を 及 ぼ す お そ れ が あ ると \Diamond

き。

 \equiv そ \mathcal{O} 他 市 長 が 利用 を 適当 で な 11 لح 認 \Diamond ると き

(使用料及び手数料

第 九 条 次 \mathcal{O} 各号に 掲げ る 事業に 係 る 使 用 料 は、 当該 各 뭉 に 定 8 る 額とす

る。

児 童 発 達支 援 事 業 及 てバ 保 育 所 等 訪 問 支 援 事 業 次 に 掲 げ る 額 \mathcal{O} 合

額

イ \Diamond る基準に 法 第 <u>-</u> 十 ょ __ 条 ŋ 算 \mathcal{O} 定 五 \mathcal{O} 三第二 た費用 項 \mathcal{O} 第 額 号 に 規 定 す る 内 閣 総 理大 臣 が 定

口 実費に 法 第 <u>二</u> 十 相 当す __ る 条 額 \mathcal{O} \mathcal{O} 五. 範囲 \mathcal{O} 三第 内 で 規 項 12 則 で 規 定 定 \Diamond す る 通 所 特 定 費 用 \mathcal{O} 額 と 7

- 障 害児 相 談支援事業 法 第二十 兀 条 の二十六第二項に 規 定す る 内 閣
- 総理大臣が定める基準により算定した費用の額
- \equiv 定す る 画 主 相 務大 談 支援 臣 事業 が 定 \otimes 障害者 る 基準 総合支 に ょ り 援法 算 定 第五 L た 費用 + --- 条 \mathcal{O} \mathcal{O} + 七 第二 項 に 規
- 2 労 診 療 省 告 所 示 \mathcal{O} 第五 療 +に 係 九 号) る使 用 に ょ 料 は ŋ 算 定 診 療 た 報 額 酬 とす \mathcal{O} 算定方 法 平 成二十 厚 生
- 3 文 書等 \mathcal{O} 交 付 に 係 る 手 数 料 は 次 \mathcal{O} と お ŋ とする

身体障害者手帳の交付に係る診断書

六、六〇〇円

	その他の証明書
一、一〇〇円	領収証明書
11、1100円	その他の診断書及び意見書
	診断書
	特別児童扶養手当又は障害児福祉手当の認定に係る
三、三〇〇円	小児慢性特定疾病医療意見書

(使用料及び手数料の減免)

第十条 市長は 特 別 \mathcal{O} 理 由 が あると認 めるときは 使 用料及 び手数料を

減額し、又は免除することができる。

(使用料及び手数料の還付)

第十一条 既納 \bigcirc 使 用料 及び手数 料は、 還 付 な ただ 市長 が 必 要

と認めた場合は、この限りでない。

(委任)

第十二条 この 条例 \mathcal{O} 施 行 に関 L 必要な事項は、 規則 で 定め

附 則

(施行期日)

1 この条例は、 令和 七 年 · 四 月 日 か 5 施行する。

(準備行為)

2 第七条の規定に よる利 用の 申込み そ \mathcal{O} 他 必 要な手続 は \mathcal{O} 条 例 \mathcal{O} 施

行前においても行うことができる。

(箕面市児童発達支援手数料条例の廃止)

3 箕 面 市児 童発達支援手数料条例 (平成十五年箕面市 条例第二十号) は、

廃止する。

(箕面 市児童発達支援手数料条例 \mathcal{O} 廃 止 に 伴 う経過措

置)

係る手数料 止 に 係 前 第九 る使用 \mathcal{O} 条の 箕面市児童発達支援手数 につい 規定は、 料及び手数料に ては、なお従前 こ の 条 例 つい \mathcal{O} て適 料条例第 施行日以後 \mathcal{O} 例に 用 よる。 条に規定す \mathcal{O} 同 日 第 前 四条に掲げ \mathcal{O} 前 る児童発達支援に 項 \mathcal{O} る事業 規定によ \mathcal{O} る廃 利用

4

(箕面市立総合保健福祉センター条例の一部改正)

5 号) 箕面市立総合保健福祉セン \mathcal{O} 部を次 \bigcirc ように改正する。 タ 一条例 (平成七年箕面市 条例第三十五

第 一条 \mathcal{O} 表箕面市立総合保健福祉セン タ 分室の 項を削 る。

(提案理由)

箕面市立児童発達支援センタ を設置するため、 本条例を制定するもの

である。

第百二十二号議案

箕面市立総合運動場条例 改 正 \mathcal{O} 件

箕面市立総合運動場条 例 \mathcal{O} _ 部を改正する条例を次のように定める。

令和五年十 一月二十 九 日提 出

箕面 市 長 上 島 彦

箕面 市 条例第

号

箕面市立総合運動場条例 \mathcal{O} 一部を改正する条例

箕面市立総合運動場条例 (平成十 七年箕面市条例第二十七号) \mathcal{O} 部を

次 \mathcal{O} ょ うに改正する。

第 条 \mathcal{O} 表箕面市立第一 総合運動場 \mathcal{O} 部 市 民体 . 育館 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O} よう

に 加える。

スケ ボ K 場

 \vdash

箕 面 市 新 稲二丁 目 兀 [三番 地

 \mathcal{O}

附 則

の 条 例 は、 令和六年 兀 月 日 か 5 施行する。

(提案理由)

箕面 市立第 総合運動場 に ス ケ 1 ボ ド場を設置するため 本条例を

改正するも ので ある。

第百二十三号議案

箕面市手話言語条例制定の件

箕 面 市 手 話 言 語 条 例 を 次 \mathcal{O} ょ う 定 \Diamond る。

令和五年十一月二十九日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第

뭉

箕面市手話言語条例

目次

前文

第一章 総則(第一条—第八条

第二章 手 話 \mathcal{O} 利 用 環 境 \mathcal{O} 備等 (第 九 条 第 +

第三章 雑則 (第十二条)

附則

手話は言語である

た。 その ろう こえ 11 B な 手 ど、 た る 文 話 者 カュ 法 \otimes 人たち に は と なが 体 日 音声 常 ろ 2 系 う者に を 生 7 ら \mathcal{O} 持 活 音 必 で 又 声 は 要 手 0 کے 話 言語 は な 言 な 社 言語 語と は、 9 会生活 手 7 で 同様に 過去に あ Þ は と る。 指、 L を営 自 7 ``\ 手話を使 認 5 ろう学校 体 大切 む \mathcal{O} \otimes な ど 上 言 5 で 語 れ な \mathcal{O} 意思疎 様 で 7 に うろう者に 動 意思 お きや 々 な な 11 木 疎 7 通 顔 カン 難 通 9 使 \mathcal{O} \mathcal{O} を た 用 た لح を 表 余儀 义 長 が \Diamond 情 9 て、 を使 禁 ることが 11 \mathcal{O} な 止 手 歴 段 史 さ 手話 う独 れ さ が で れ で あ る あ は 自 きな · 等、 てき \mathcal{O} 聞 語

声 12 我 言 ょ が 語 玉 及 が 批 手 び 話 准 手 は 話 言 た そ 語 障 \mathcal{O} で 害 他 あ 者 \mathcal{O} ること 形 \mathcal{O} 権 態 利 \mathcal{O} が に 非 音声言 関 す 玉 内 る 外 条 語 で広 約 を 12 い お う。 認 V \Diamond 7 لح 5 定義 「言言 れ ることとな され 語 た لح は

れ

音

た。

意思 る 手 話 箕 面 疎 に 通 対 市 を す は、 义 る ること ろう 市 民 者 \mathcal{O} が 理 が 解 で 日 常 き を 深 生活 る 社 \otimes 会 又 「を目 ろ は う 社 会生活 指 者 が あ を営 5 ゆ \mathcal{O} 条 る む 上 例 機 会 で を 制 で 大 定す 手 切 話 な 言 を 語 使 4 用 で \mathcal{O} で あ る

第一章 総則

(目的)

第 共 念を定 る £ に 施 に 策 き、 8 手 \mathcal{O} 総 話 \mathcal{O} 共 条 合 12 市 に 的 関 例 \mathcal{O} 暮 責 か す は 5 る 務 0 並 す 計 施 手 地 画 策 び 話 域 に 的 \mathcal{O} \sim 社 市 基 な \mathcal{O} 会 推 本 理 民 を実 進 的 及 解 を 事 び \mathcal{O} 現 事 义 項 促 す ŋ を 業 進 者 定 る 及 こと 等 ŧ び \otimes る 手 0 \mathcal{O} を 7 $\overset{\succ}{\smile}$ 役 話 割 目 全 \mathcal{O} 的 に 普 7 を 及 ょ 明 لح \mathcal{O} す に 人 (Y 5 る。 関 々 カン が 手 に 支え 話 す に る 基 本 と 理

(定義)

第二 \mathcal{O} 条 例 12 お VI て 次 \mathcal{O} 各 号 に 掲 げ る 用 語 \mathcal{O} 意 義 は 当 該 各 号

定めるところによる。

を 事 1 ろ 業者 う。 う者 等 手 話 市 を言 内 に 語と 事 務所 7 又 は 日 常 事 業 生 所 活 を 又 有 は 社 会生 事業を行 活 を営 to う 個 聴 覚 人 及 障 てバ 害 法

条 総 条 \mathcal{O} す 第六 第 に る 学校 的 校 限 る。)、 項 箬 な 項 提 に に 供 規 規 同 定 定 児 法 校 \mathcal{O} す 推 す 童 第百二十 教 育 る 進 る 福 認 に 保 祉 法 定こど 関 育 法 昭 す 几 所 る 昭 条 和 ŧ 二十二年 法 就 和 に 律 学 規 袁 二十二年法 定 前 及 $\overline{}$ CK 平 す \mathcal{O} 子 成 法 子 る ど + F, 専 律 修 ŧ) ŧ) 律 第 八 第百六 学 二十六号) 年 12 子 関 校 法 育 律 す (高等 7 第 十四四 る 支 七 教 (援法 +育 号) 第 課 七 程 号) 保育 条 を 平 成二 第二 < 規 九 \mathcal{O} 定

三

人

そ

 \mathcal{O}

他

 \mathcal{O}

寸

体

玉

及

U

地

方

公

共

寸

体

を

除

を

1

+ 兀 年 法 律 第 六 十五 号) 第 七 条第 五. 項 に 規 定 す る 地 域 型 保 育 事 業 を 行

う事業所をいう。

兀 で 適 び 当 基本 あ な り、 理 変 的 的 更及 カ 自 な 由 配 0 を 慮 び 享有 均 調 衡 整 障 害 を で 失 あ 者 又 が 0 た 7 は 他 又 行 \mathcal{O} は 特 使 者 定 す 過 لح 度 る \mathcal{O} \mathcal{O} ことを 場 平 \mathcal{O} 合 等 負 担 に を 基 を お 確 課 保 礎 11 さ 7 す لح な る 必 要 た 7 VI くとさ \Diamond 全 t 7 \mathcal{O} \mathcal{O} を れ 必 \mathcal{O} 11 る 要 人 う。 ŧ カ 権 及 0

(基本理念)

第三条 7 互 行 \mathcal{O} 違 わ 手 れ 1 を 話 な 理 を け 利 れ 解 用 ば な す そ 5 る な 機 \mathcal{O} 숲 15 個 性 \mathcal{O} لح 確 人 保 格 は、 を 市 互 民 が 11 障 に 尊 害 重 \mathcal{O} す 有 る 無 こと に カン を カュ 基 わ 本 5 ず 相

2 义 る 手 話 権 利 を は 利 用 最 す 大 る 限 人 尊 が 重 有 さ L て れ な 1 け る 障 n ば 害 な \mathcal{O} 特 5 性 な い 12 応 て 意思 疎 通 を 円 滑 12

3 所 産 手 話 で あ \mathcal{O} 普 る 及 لح は、 理 解 さ 手 話 れ る が $\sum_{}$ 独 とを 自 \mathcal{O} 基 言 語体 本 لح L 系 及 7 行 び 歴 わ 史的 れ な 背 け 景を れ ば 有 な す 5 る な 文 11 化 的

(市の責務)

第 兀 条 市 は 前 条 \mathcal{O} 基 本 理念 12 \mathcal{O} 0 لح り 次 に 掲 げ る 施策 を 推 進 す る

のとする。

者 等 手 話言 \mathcal{O} 理 語 解 を \mathcal{O} 促 玉 進 際 す デ る た 等 8 \mathcal{O} 機 \mathcal{O} 会 施 を 活 用 L た 手 話 に 対 す る 市 民 及 び 事 業

及 ろ び 利 う 用 者 す が る $\sum_{}$ 手 話を と が で 選 き 択 る L 環 7 境 利 用 \mathcal{O} 整 す 備 る 機 を 促 会 進 が す 確 る 保 施 さ 策 n 情 報 を 取

三 市 が 主 催 す る 行 事 等 に お 11 7 手 話 通 訳 者 \mathcal{O} 配 置 を 進 \otimes る 施 策

(市民の役割)

第五 市 民 は 次 に 掲 げ る 事 項 12 努 8 る Ł \mathcal{O}

手話に対する理解を深めること。

- 可 及 ろう 欠 び で 利 者 あ 用 が ることを理 すること 手話 が を 解 選 す ろ 択 ること う L 者 7 \mathcal{O} 利 日 用 常 す 生 る 活 機 及 会 が び 社 確 会生 保 さ 活 れ に 情 と 0 報 7 を 必 取 要不
- 三相互に手話を利用することを尊重すること。
- 兀 手 話 \mathcal{O} 普 及 及 U 利 用 \mathcal{O} 促 進 に 係 る 市 \mathcal{O} 施 策 に 協 力 すること。

(事業者等の役割)

第六 事 業 者 等 は 次 に 掲 げ る 事 項に 努 8 る Ł \mathcal{O} とす る

- 一 手話に対する理解を深めること。
- 及 び ろ う者 利 用 が す ること 手話を が 選 択 ろ う L 者 7 利 \mathcal{O} 用す 日 常 る機 生 活 及 会 が び 社 確 会生 保 さ 活 れ に 情 と 0 報 7 を 取 必 要 不
- 可欠であることを理解すること。
- 三 ろう者 が 手 話 を 利 用 で きる ょ う、 合 理 的 な 配 慮 を 行 うこと。
- 兀 手 話 \mathcal{O} 普及 及 び 利 用 \mathcal{O} 促 進 に 係 る 市 \mathcal{O} 施 策 に 協 力 すること。

(意見の聴取

第七 者 並 几 条 各 び 号 に 市 に そ は 規定す \mathcal{O} 箕面 他 \mathcal{O} る施 関 市 係 障 者 策 害 及 福 \mathcal{O} び 内 祉 関 容 計 係 \mathcal{O} 画 寸 検 等 討 体 \mathcal{O} 及 策 \mathcal{O} 意 び 定 見を 見 又 直 は 変更 聴 L を < 行 \mathcal{O} t 機 \mathcal{O} う とす に 会 当 に た お 1) VI て ろう

財政上の措置)

第 八 に 条 お 11 て 市 は 必 要な 第 几 条各号 財 政 上 に \mathcal{O} 措 規 置 定 を講 す る ず 施 る 策 t を 推 \mathcal{O} とす 進 す る。 る た \Diamond 予 算 \mathcal{O}

第二章 手話の利用環境の整備等

(手話を学ぶ機会の提供)

第

九 事 手 業 話 条 者 を 等 習 市 得 12 は 手 で 話 きる 市 を学ぶ 民 環境 及 び 機会を を 事 整 業者 備 提 等 す 供 る が す た 手 話 る \otimes t に \mathcal{O} 関 対 とす 係 す 機 る る。 関と 理 解 協 を 深 力 \Diamond て、 る 市 民 75

2 市 は 前 項 \mathcal{O} 手話を学ぶ機会を提供 するに当た り、 難聴 者 及 び 中 途失

聴者の参加に必要な配慮を行うものとする。

(学校等による手話に対する理解の促進)

第十条 め、 学校等に 市 は 学 校 対 し 等が 7 情 報 手 話 \mathcal{O} 提供、 に 対す 技 る 理 解 術 的 \mathcal{O} な 助言そ 促進 を図 \mathcal{O} る 他 機会を提供す 必要な支援を 行う る た

ものとする。

事業者等による手話に対する理解の促進

第十 るた _ め、 条 市 事業者等 は 事業者等 対 が 7 情 手 話 報 \mathcal{O} に 提 対 供 す る 理 解 技術 的 \mathcal{O} 促進を な 助 言 そ 义 る \mathcal{O} 機会を 他 必 要な支援 確 保 す

を行うものとする。

第三章 雑則

(委任)

第十二条 ک \mathcal{O} 条 例 \mathcal{O} 施 行 に 関 L 必 要な 事 項 は、 市 長 が 定め

附則

 $\sum_{}$ \mathcal{O} 条例 は 令 和 六 年 月 __ 日 か 5 施 行 す

(提案理由)

· 条 例 話 関 本 市 を す 使 を る \mathcal{O} 制 用 施 障害者施策 定 策 す \mathcal{O} 意思 る 総 ŧ 合 \mathcal{O} 疎 的 に で 通 お カュ あ を け 9 る。 計 义 る ることが 画 的 な 7 ラ 推 1 できる地域社会 進 を ゼ 义 シ り 彐 ろ ン う \mathcal{O} の実現を目的として、 者 理 念 が あ に 基 5 一づき、 ゆ る 機 会 手話 で

本

手

に

第百二十四号議案

箕面 市 障 害者 情 報 コ ? ユ = ケ シ 彐 ン 促 進 条 例 制 定 \mathcal{O} 件

箕 面 市 障 害 者 情 報 コ ? ユ = ケ シ \exists ン 促 進 条 例 を 次 \mathcal{O} ょ に 定 \Diamond る。

令和五年十一月二十九日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面 市 障 害 者情 報 コ 3 ユ = ケ シ 彐 促 進 例

目次

前文

第一章 総則(第一条—第八条

第二章 意 思 疎 通 手 段 \mathcal{O} 利 用 環境 \mathcal{O} 整 備 等 (第 九 条 第 五. 条)

第三章 雑則 (第十六条)

附則

障 害 者 \mathcal{O} 情 報 \mathcal{O} 取 得 及 び 意 思 疎 通 を 促 進 す

障 害者 は 視 覚、 聴覚、 言 語 機 能 音 声 機 能 等 \mathcal{O} 障 害 を含 む 身 体 障 害

8 \mathcal{O} 手 段 を 必 要と 7 11 る が そ \mathcal{O} こと に 対 す る 周 井 \mathcal{O} 理 解 は + 分 で な 知

的

障

害

発

達

障

害

を含

ts.

精

神

障

害

等

 \mathcal{O}

特

性

に

応

じ

多様

な

意

思

疎

通

 \mathcal{O}

た

選 択 \mathcal{O} 機 会 ŧ 十分 に 確 保 さ れ 7 お 5 ず、 多 < \mathcal{O} 障 害 者 は 不 便 P 不 安を感

じながら生活している。

進 を 我 义 が 玉 る た で は \Diamond 障 障 害 害 者 者 基 \mathcal{O} 本 権 利 法 12 昭 関 和 す る条 兀 + 五 約 年 \mathcal{O} 趣旨 法 律 第 に 八 沿 + 9 兀 た 号) 障 害 者 に 施 お 策 い 7 \mathcal{O} 推

全 7 障 害 者 は 可 能 な 限 *V*) 言語 手 話を含む。 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 意 思 疎 通 \mathcal{O}

た \Diamond \mathcal{O} 手 段 に 9 11 7 \mathcal{O} 選 択 \mathcal{O} 機 会 が 確 保 さ れ る と とも に 情 報 \mathcal{O} 取 得 又 は

利 用 \mathcal{O} た \emptyset \mathcal{O} 手段 12 9 11 7 \mathcal{O} 選 択 \mathcal{O} 機 会 \mathcal{O} 拡 大が 义 5 れること。 と 規定

された。

 $^{\sim}$ 活 に た 11 箕 لح 又 り る が は 前 面 自 市 で 社 ら \mathcal{O} きる 会 が 社 は \mathcal{O} 会 生 望 理 社 活 念 で 全 む 意思 会 あ \mathcal{O} 12 7 を 中 基 る \mathcal{O} づ 目 で 疎 と 人 き、 指 情 通 11 々 報 う が \mathcal{O} を た 支 障 1 取 害 え \Diamond 得 合 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 7 手段 ラ 条 有 1 例 無 1 を 12 共 を 及 ゼ 制 選 12 び カュ 生 定 利 択 シ カュ き、 す 用 す わ 彐 る る 5 ン 機会 ず 共 ŧ \mathcal{O} ま 12 並 \mathcal{O} が 5 暮 で び 全 あ 確 づ 5 に 7 意思 保 す る \mathcal{O} 社 さ 人 り を推 会 疎 れ が 当 通 日 た 進 そ を 常 図 が ŋ 生 前 当 る 7

第一章 総則

自的

第 を 構 努 す \mathcal{O} 実 築 \Diamond る 基 条 現す 本 障 理 害 で 念 る \mathcal{O} £ 条 \mathcal{O} を 0 そ 定 例 7 لح 特 を 性 れ 全 \Diamond は 目 7 に ぞ 的 応 n 障 \mathcal{O} 市 人 U が 害 と \mathcal{O} す た 責 障 Þ \mathcal{O} る。 が 意思 害 務 特 支 者 性 並 え 疎 \mathcal{O} び に 合 诵 意 に 応 思 市 じ \mathcal{O} 11 た 疎 民 た 意 共 \aleph 通 及 思 に \mathcal{O} に び 生 手 関 事 疎 き、 業 者 段 す 通 を る \mathcal{O} 共 利 社 箬 た 会 12 用 8 \mathcal{O} 暮 的 役 \mathcal{O} 手 5 B 障 割 す す 壁 を 段 地 明 11 \mathcal{O} 域 環 除 5 0 境 社 去 カュ 11 に 7

(定義)

定め

るとこ

ろ

に

ょ

第二条 \mathcal{O} 条 例 に お 11 7 次 \mathcal{O} 各号 に 撂 げ る 用 語 \mathcal{O} 意義は 当該 各 号

- な 7 他 制 \mathcal{O} 障 害 限 障 心 を 害 者 身 受け 及 \mathcal{O} び 機 身 社 る 能 体 状 会 障 \mathcal{O} 態 的 障 害 に 障 害 あ 壁 知 に る 以 的 ŧ ょ 障 下 ŋ \mathcal{O} 害 継 を 障 続 い 害 精 う。 的 _ 神 に لح 障 日 総 害 常 称 発 生活 す 達 る 又 障 は - 害を が 社会生活 あ 含 る む 者 で 相 あ そ \mathcal{O} 0
- \mathcal{O} で 障 Ł 社 壁 会 \mathcal{O} 的 لح を 障 な 11 辟 う る ょ 障 う 害 な 社 が 会 あ に る 者 お け に る 事 0 物 7 日 常 制 度 生 活 慣 又 行 は 社 会生 観 念 活 そ を \mathcal{O} 営 他 む 切
- 三 意 思 疎 通 手段 手 話 要 約 筆 記 等 \mathcal{O} 文 字 \mathcal{O} 表 示、 筆 談 点字、 拡 大

段 そ 文 を 字 \mathcal{O} 他 11 音 障 害 声 者 が 朗 読 日 常 生 代 活 読 又 代 は 筆、 社 会 生活 触 覚 を に 使 お 11 0 7 た 意 使 思 用 す 疎 る 通 意 思 平 疎 通 な 言 \mathcal{O} 手

兀 人 そ \mathcal{O} 業者 他 \mathcal{O} 寸 体 市 内 玉 に 事 及 務所 び 地 方 又 公 は 共 事 業所 寸 体 を を 除 有 事 をい 業 を行 う。 Ď 個 人 及 てバ

五. う + 条 総 条 \mathcal{O} す 第六 事 兀 第 る 学 業 学 年 的 限 校 所 項 項 る 校 等 法 な 律 提 を 第 供 規 規 11 同 学 六 定 定 校 児 法 \mathcal{O} 童 + す 推 す 第百二十 教 福 育 五 る 進 る 号) 認 に 保 祉 法 定 関 育 法 第七 こど 所、 兀 昭 す 昭昭 条 る 和 二十二年 条 就学 t 法 和 に 三 十 二 規定す 第 遠 律 前 五 及 平 項 び \mathcal{O} 年 子 子 12 成 る 法 規 ど ど 法 専 + 律 定 修学 **t**) ŧ 律 八 第二十六号) す 年 第 に • 校 子 関 百六 る 法 育 地 律 す (高等 域 第 る 十四四 7 教 支 型 七 号) 保 援 育 課 第 + 育 法 程 七 号) 第三十 保育 事 条 伞 業 置 に を 成 規 九 \mathcal{O} 定

七 六 う で 適 び 通 者 あ 意 基 \mathcal{O} 合 思 た 向 な 本 り 理 疎 変 的 的 8 け 更 通 通 な \mathcal{O} 自 カン 支 及 手 訳 0 由 配 段 援 び を 慮 者 享 を 介 均 調 整 有 用 助 衡 障 員、 を で し、 害 11 手 話 失 あ 者 7 通 障 代 又 が 0 害 読 訳 た 7 は 他 者 者 又 代 行 \mathcal{O} 筆 は 特 使 者 \mathcal{O} 意思 者 要 過 定 す لح そ 約 度 \mathcal{O} る \mathcal{O} 場 平 疎 筆 \mathcal{O} \mathcal{O} 通 記者 負 合 と 等 他 を 障 担 に を を 支援 基 害 を お 確 礎 課 点 11 保 \mathcal{O} す さ 特 訳 7 す لح る 者 性 な 必 る 者 要 た 7 い と を 応 \Diamond 全 音 t さ 7 11 ľ 訳 \mathcal{O} \mathcal{O} 者、 た を れ 必 \mathcal{O} 意 い る 要 人 盲ろ う。 カン 及 \sim

八 第 災 号 害 規 災 定 害 す 対 る 策 災 基 害 本 を 法 11 う。 昭 和 三十 六 年 法 律 第二百 二十三号) 第二

基本理念)

に カン カ 意 わ 思 5 疎 相 通 手 互 \mathcal{O} 段 違 \mathcal{O} 選 11 を 択 理 及 解 てバ 利 用 そ \mathcal{O} 機 \mathcal{O} 個 会 性 \mathcal{O} لح 保 人 格 は を 市 互. 民 が VI 12 障 重 \mathcal{O} す 有

と を基 本 と L 7 行 わ れ な け n ば な 5 な 11

2 意思 疎 通 手 段 を 利 用 す る 人 が 有 L 7 11 る 障 害 \mathcal{O} 特 性 に 応 て意思 疎 诵

を 円 滑 に 义 る 権 利 は 最 大 限 尊 重 さ n な け n ば な 5 な 11

(市の責務)

第 兀 条 市 は 前 条 \mathcal{O} 基 本 理 念 に \mathcal{O} 0 と り、 次 に 掲 げ る 施 策 を 推 進 す る t

のとする。

意思疎通手段 に 対 す る 市 民 及 U 事 業者等 \mathcal{O} 理 解 を 促 進す る た \emptyset \mathcal{O} 施

策

_ を 取 障 害者 得 が 及 意 び 利 思 用 疎 す 通 手段を る こと 選択 が で き し る 7 環 利 境 用 す \mathcal{O} 整 る 備 機 会 を 促 が 進 確 す 保 る さ れ 施 情 報

三 市 が 主 催 す る 行 事 等 に お 11 て、 意思 疎 通支 援 者 \mathcal{O} 配 置を 進 \Diamond る 施 策

兀 保 す 災 害 る た そ 8 \mathcal{O} 12 他 非 必 要 常 な \mathcal{O} 情 事 報 態 を が 迅 発 速 生 カコ L た 0 場 的 合 確 に に 伝 お え 1 て、 5 れ る 障 害 ょ 者 う 12 が す 安 全 る を た 8 確

の施策

(市民の役割

第五 条 市 民 は 次 に 掲 げ る 事 項 に 努 \Diamond る ŧ \mathcal{O} とす

一 意思疎通手段に対する理解を深めること。

を 取 障 害者が 得 及 意 てド 思 利 疎 用 通 す 手段を選択 ることが L 障 て利用す 害者 \mathcal{O} 日 る 常 機 生 会 活 が 及 確 \mathcal{U} 保 社 さ 会生 れ 活 情 報

とって必要不可欠であることを理解すること。

 \equiv 相 互 に 意思 疎 通手段 を利 用 す る と を尊重 す るこ

兀 意 思 疎 通 手 段 \mathcal{O} 普 及 及 び 利 用 \mathcal{O} 促 進 に 係 る 市 \mathcal{O} 施 策に 協 力 す る

(事業者等の役割)

第六 事 業者 等 は 次 に 掲 げ る 事 項 に 努 \Diamond る Ł \mathcal{O}

意思疎通手段に対する理解を深めること。

- لح を 取 障 0 7 得 害 者 必 要不 が 及 可 意思 てド 欠 利 で 疎 用 あ 通 す ること 手段 ることが を を理 選択 解 L 障 す 7 害者 ,ること。 利 用 \mathcal{O} す 日 る機 常 生 会 活 が 及 確 U 保 社 さ 会生 れ 活 情 報
- 兀 \equiv (意 見 意 障 :害者が 思 \mathcal{O} 聴 疎 通 取 意思 手 段 \mathcal{O} 疎 通手 普 及 段を利 及 び 利 用 用 で \mathcal{O} 促 きるよう、 進 に 係 る 合理 市 \mathcal{O} 的 施 策 な 配 に 慮 協 力 を 行 す う ること。
- 第七 者 几 並 条 \mathcal{U} 各 に 号 市 そ に は 規 \mathcal{O} 定す 箕面 他 \mathcal{O} 関 る 市 障 係 施 者 策 害 及 福 \mathcal{O} 祉 内 てバ 関 容 計 係 \mathcal{O} 画 寸 検 等 討 体 \mathcal{O} 及 策 \mathcal{O} 意 定 び 又 見 見 を 直 は 聴 変 L 更 を 行 t \mathcal{O} 機 \mathcal{O} う とす に 会 当 に た る お n い 7 障 第

(財政上の措置)

第 に 八 条 な VI 7 市 は 必 要な 第 兀 条各号 財 政 上 に \mathcal{O} 措 規 置 定 す を 講 る ず 施 る 策 を t 推 \mathcal{O} 進 لح す す る た \Diamond 予 算 \mathcal{O} 内

第二章 意思疎通手段の利用環境の整備等

(意思疎通手段を学ぶ機会の提供)

第 九 協 と 8 ŧ 条 力 に る て、 ŧ 市 意思 \mathcal{O} は とす 市 民 疎 市 及 通 る 民 U 手 及 段 事 び 業者等 を 事 業者 利 用 に 等 L 意思 P が 意 す 思 疎 11 通 環 疎 手 境 通 段を学ぶ を 手 整 段 備 す 対 機 る す 会を提 た る \Diamond 理 解 供 関 を す 深 係 機 \Diamond る 関 ょ る Š لح لح

学 校 等 に ょ る 意 思 疎 通 手 段 に 対 す る 理 解 \mathcal{O} 促 進

第 +援 供 を す 行 る う た 市 \Diamond は \mathcal{O} 学校 学校 とす 等 が に 対 意 思 L 疎 7 情 通 手段 報 \mathcal{O} 提 に 供 対 す る 技 術 理 的 解 な \mathcal{O} 助 促 言 進を そ 义 \mathcal{O} 他 る 機会 必 要な を 提

事 業者 等 に ょ る 意思 疎 通 手 段 12 対 す る 理 解 \mathcal{O} 促 進

第十 を 確 保 条 す る 市 た は \Diamond 事 業者 事 業 者 等 等 が 12 意 思 対 疎 7 通 情 手 報 段 に \mathcal{O} 提 対 供 す る 技 理 術 解 的 \mathcal{O} 促 な 助 進 言 を そ 义 る \mathcal{O} 他 機 必

要 な 支援 を 行 う Ł \mathcal{O} と す

意思 疎 通 手 段 に ょ る 情 報 発 信 等)

第 十二 と お 市 11 条 長 て が 判 手 市 話、 断 は L た 要 市 場 約 が 筆 合 主 記 催 は 等 す 意思 る \mathcal{O} 意 不 思 特定多 疎 疎 通 支 通 数 援 手段 者 \mathcal{O} を配 に 参 ょ 加 る情 者 置 す を る 報 対 発 象 £ 信 لح \mathcal{O} す لح が す る 必 要で 行 事 等 に

2 提 供 市 を は 行 市 う が £) \mathcal{O} 作 と 成 す す る る 広 報 紙 等 に 0 1 て、 点字 又 は 音 声 媒 体 に ょ る 情

7

3

4 障 る 害 情 市 市 報 \mathcal{O} は は 特 提 性 供 市 障 害 を に が 応 行 者 作 じ 成 が う た 市 ょ す 意 う る \mathcal{O} 思 機 努 個 疎 関 \emptyset 人 を 通 る 又 対 手 ŧ は 段 象 窓 \mathcal{O} とす を とす \Box 利 に 用 る お る す 通 11 ること 7 知 手 文 書等 続 が で 相 に きるよ 談 0 築 VI を う、 う、 行 点 う 字 必 لح 要な き 12

(意思 疎 通支援 措

置

を

講

ず

る

t

 \mathcal{O}

とす

る。

第 十三 要で す 及 び あ 条 社 ると市 会生 市 活 は 長 に が お 障 判 11 害 断 て 者 手 が L た 場 話 医 療 合 機 要 約 は 関 筆 を受 意思 記 診 等 疎 す \mathcal{O} 意思 る 通支援者 لح 疎通手 き等、 \mathcal{O} 段 派 障 遣 に 害 を ょ 者 行 る \mathcal{O} 支 う 日 \$ 援 常 が 生 \mathcal{O} 活

意思 疎 通支援 者 \mathcal{O} 配 置 支援

第 る 手 障 話 害 兀 者 通 訳 \mathcal{O} 者 社 市 会 は 参 要 約 加 障 筆 害 \mathcal{O} 記 促 者 者 進 寸 等 に 体 資 等が \mathcal{O} す 意 思 る 主 疎 ŧ 催 通 す \mathcal{O} 支援 で る あ 行 者 る 事 لح 等 \mathcal{O} 市 配 に 置 長 お を が 11 支援 判 て 断 す 当 る た 該 場 行 合 事 \mathcal{O} とす は 等 が

意 疎 通 支援 者 \mathcal{O} 確 保 及 てバ 養 成

第十 疎 通 五 支 援者 市 \mathcal{O} は 確 保 関 及 係 機 び 養 関 成 کے 協 に 努 力 8 る て ŧ 手 \mathcal{O} 話 す 通 る。 訳 者 要 約筆記 者等 \mathcal{O}

第三章 雑則

(委任)

第十六条 こ の 条例 の施行に関し 必要な事項は、 市長が定める。

附 則

この条例は、令和六年一月一日から施行する

(提案理由)

情報を取 \mathcal{O} \mathcal{O} 特性 実現を目的 本市 に応じた意思疎通手段を利 の障害者施策における 得 と 及 て、 び 利 用し、 本条例 を制定するも 並 び 用 に意思疎通を図ることができる地域社会 マライゼー やす \mathcal{O} 1 である。 ショ 環境を構築 ンの 理念に基づき、 することによ 障 害 り、

百 + 五 号 議 案

北 部 大 阪 都 市 計 画 Ш 合 Щ 之 \Box 地 区 地 区 計 画 \mathcal{O} 区 域 内 に お け

る 建 築 物 \mathcal{O} 制 限 に 関 す る 条 例 制 定 \mathcal{O} 件

北 部 大 阪 都 市 計 画 Ш 合 Ш 之 П 地 区 地 区 計 画 \mathcal{O} X 域 内 12 お け る 建 築 物 \mathcal{O}

制

限

に

関

す

る

条

例

を

次

 \mathcal{O}

ょ

う

に

定

8

る

令 和 五 年 + 月二十 九 日 提 出

箕 面 市 長 上 島 彦

箕 面 市 条 例 第 뭉

北 部 大 阪 都 市 計 画 Ш Щ 之 П 地 区 地 区 計 画 \mathcal{O} 区 域 内 に お け

る 建 築 物 \mathcal{O} 制 限 に 関 す る 条

目

第 条 \mathcal{O} 条 例 は 建築基 準 法 昭昭 和 <u>二</u> 十 五. 年 法 律 第二 百 以 下

計 法 画 Ш 合 11 う。 Щ 之 П 第 地 六十八 区 地 区 条 計 \mathcal{O} 画 令 第 __ 和 項 五 年箕面 \mathcal{O} 規 定に 市 基 告示第二百三十六 づ き、 北 部大 阪 号。 都 市

以 下 Ш 合 山 之 口 地 区 計 画 と 11 う 。) \mathcal{O} 区 域 内 に お け る 建 築 物

す る 制 限 を 定 \Diamond ることに ょ り、 当該 区 域 内 \mathcal{O} 適 正 な 都 市 機 能 لح 健 全 な

市 環 境を 確 保することを 目 的 لح する

(定義)

第二条 \mathcal{O} 条 例 に お け る 用 語 \mathcal{O} 意 義 は 法 及 U 建 築 基 準 法 施 行 昭 和

<u>二</u> 十 五. 年 政令 第三百三十 八 号) 並 び に JII 合 Щ 之 П 地 区 計 画 \mathcal{O} 定 8 ると

ころ に ょ る。

適 用 区 域

第三条 \mathcal{O} 条 例 は Ш 合 Ш 之 口 地 区 計 画 \mathcal{O} 区 域 内 に 適 用 す る

建 築 物 \mathcal{O} 用 途 \mathcal{O} 制 限

第

兀 建 築 物 \mathcal{O} 用 途 は 別 表 12 掲 げ る 地 X \mathcal{O} 区 分 12 応 じ ` そ れ ぞ れ 同 表

- (V) 撂 げ る 制 限 に 適 合 す る \mathcal{O} で な け れ ば な 5 な 11
- 2 第三 11 7 法 号 次 第 及 12 掲 条 てバ 第 第 げ 几 る 号 範 項 进 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 規 内 定 に 定 に お に カュ 11 ょ カ 7 り わ 増 前 5 築 項 ず、 又 \mathcal{O} は 規 前 改 定 築 項 \mathcal{O} を \mathcal{O} 適 規 す 用 定 る を 受 は 場 合 け 適 は な 用 11 同 建 築 な 条 第 物 項 0
- 適 法 \mathcal{O} お \mathcal{O} 項 適 合 第 適 用 延 け \mathcal{O} 増 す 五. 用 築 規 を ベ る 定 受 + 敷 を 又 面 二条 受 積 地 け は 及 内 け 同 な 改 第 築 び に な 項 11 建 お が ___ \mathcal{O} 建 11 項、 築 け 築 基 期 規 面 る 準 物 間 定 第二 時 積 Ł が 12 \mathcal{O} が \mathcal{O} 始 改 9 項 法 基 で 11 期 正 第三 及 て、 準 を さ び 時 カュ n 11 条第 第 に 0 う。 同 た 七 お 条 場 第二 項 け 増 合 以 築 項 並 る 下こ は 又 項 び 敷 \mathcal{O} 規定 に は 地 \mathcal{O} 改 \mathcal{O} 法 面 改 規 条 正 第 築 定 に 積 前 五. 後 ょ に に お \mathcal{O} + 12 対 ょ 1) 規 11 \equiv お L ŋ 前 定を て 条 引 7 け 項 \mathcal{O} そ る き \mathcal{O} 含 規 建 れ 続 規 む 築 定 定 ぞ き に \mathcal{O}
- 超 え 増 な 築 後 11 \mathcal{O} 床 面 積 \mathcal{O} 合 計 が 基 準 時 に お け る 床 面 積 \mathcal{O} 合 計 \mathcal{O} 倍 な
- \equiv な 積 増 1 \mathcal{O} 合 築 後 が \mathcal{O} 基 前 準 項 時 \mathcal{O} に 規 お 定 け に る 適 合 そ \mathcal{O} L 部 な 分 11 用 \mathcal{O} 床 途 面 に 積 供 す \mathcal{O} 合 る 建 築 \mathcal{O} 物 \mathcal{O} 部 倍 分 を \mathcal{O} 床 面

建 築 物 \mathcal{O} 敷 地 面 積 \mathcal{O} 最 低 限 度

لح

第 五 使 そ 11 用 ħ 条 す た ぞ だ る 建 n 土 築 同 地 物 表 に 公 \mathcal{O} (ろ) 益 敷 0 V 上 地 に 面 7 必 掲 は 要 積 げ な \mathcal{O} る 建 最 最 \mathcal{O} 築 低 低 限 物 限 限 度 V) 度 で は に な て 適 規 VI 別 合 則 表 す で に る 定 掲 ŧ \Diamond げ \mathcal{O} る る で £ 地 な \mathcal{O} 区 け \mathcal{O} \mathcal{O} 敷 れ X ば 地 分 な 応 5 な 7

づ で 同 11 前 項 項 7 建 \mathcal{O} \mathcal{O} 築 規 規 物 定 定 \mathcal{O} \mathcal{O} 敷 適 適 地 合 用 \mathcal{O} 際 な 7 い 使 £ 現 用 12 \mathcal{O} す 又 建 る は 築 な 現 物 に 6 \mathcal{O} ば 存 敷 地 同 す 項 る لح 所 \mathcal{O} 規 有 7 定 権 使 に そ 用 谪 \mathcal{O} さ 合 他 れ 7 \mathcal{O} な 権 11 利 る 11 土

2

は る لح 土 な 地 同 る 12 項 土 地 9 \mathcal{O} 規 12 11 7 定 0 は は 11 7 適 用 そ \mathcal{O} 限 \mathcal{O} 全 な Ŋ 部 で 11 な を た レン --- だ \mathcal{O} 敷 地 次 لح L \mathcal{O} 各 7 号 使 用 \mathcal{O} す 11 ず る 場 れ 合 カン に 12 該 お 当 11 す 7

- 該 所 面 制 有 積 前 限 権 項 \mathcal{O} に そ 最 \mathcal{O} 違 低 建 \mathcal{O} 反 築 他 限 す 度 物 \mathcal{O} る に 権 \mathcal{O} 関 敷 利 لح 12 す 地 لح 基 る 面 な 従 積 づ 0 い 前 \mathcal{O} た 7 最 \mathcal{O} +: 建 制 低 地 築 限 限 物 度 に 違 が \mathcal{O} 変 敷 反 更 地 L と 7 さ れ 11 た た 7 建 際 使 用 築 す 建 物 る 築 \mathcal{O} 敷 物 な 5 地 \mathcal{O} ば 敷 又 当 は 地
- 利 る に に 前 至 基 項 0 づ \mathcal{O} 規 た 11 定 土 7 批 建 に 築 適 物 合 す \mathcal{O} 敷 る 地 に 至 لح L 0 た 7 使 建 用 築 す 物 る \mathcal{O} な 敷 地 6 ば 又 は 同 項 所 \mathcal{O} 有 規 権 定 そ \mathcal{O} 適 他 合 \mathcal{O} す 権

3

- す た を n 面 1 \mathcal{O} だ __ る 際 7 積 法 第 な 現 \mathcal{O} VI \mathcal{O} 敷 減 に る 八 5 地 ば 存 土 + 少 次 六 لح 同 す 地 12 \mathcal{O} 各 項 る で ょ 条 号 7 所 \mathcal{O} 第 1) \mathcal{O} 使 規 有 九 \mathcal{O} 当 用 定 権 項 第 11 ず す に そ 該 \mathcal{O} 事 適 項 れ る \mathcal{O} 規 場 業 合 定 各 カン 他 合 号 に L \mathcal{O} に \mathcal{O} 該 に な 権 適 施 に 当 お 利 合 行 掲 11 す ک 12 げ 11 1 \mathcal{O} لح 基 な る 7 際 る 現 事 土 は と づ 業 な な 地 V に 建 に 同 る 7 る \mathcal{O} 項 土 建 Ł 築 施 0 地 築 物 行 11 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 及 7 に 物 \mathcal{O} 定 敷 は び ょ 0 \mathcal{O} は 当 地 11 敷 る 該 لح 建 \mathcal{L} 7 地 事 適 لح 築 \mathcal{O} 業 用 限 そ 7 物 \mathcal{O} 7 \mathcal{O} 使 ŋ L \mathcal{O} で な 全 使 施 用 敷 用 11 行 Z 地
- す 物 た る \mathcal{O} 法 敷 第 な 批 b 八 ば 当 及 + 該 六 同 てバ 所 項 面 条 有 積 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 権 九 \mathcal{O} 定 そ 減 第 に \mathcal{O} 少 --- 違 他 が 項 反 な 各 \mathcal{O} 号 す 権 る 利 لح に に t 掲 と 基 第 げ づ ___ る な 事 項 11 業 7 \mathcal{O} 0 建 規 た \mathcal{O} 定 土 築 施 批 物 に 行 違 \mathcal{O} に 敷 反 ょ 地 V) لح 7 面 積 11 た 7 が 使 建 減 築 用 小
- す 権 利 第 る に لح 基 項 づ \mathcal{O} な 規 1 定 る 7 に 建 12 至 築 適 物 合 0 た す \mathcal{O} 土 敷 る 地 地 12 至 0 た 7 使 建 用 築 す 物 る \mathcal{O} な 敷 5 地 ば 及 同 び 項 所 有 \mathcal{O} 規 権 定 そ \mathcal{O} 適 他 \mathcal{O}

(壁面の位置の制限)

第六 ぞ 部 面 分 れ カュ が 同 5 次 地 敷 表 建 境 地 築 \mathcal{O} (は) 境 各 物 号 線 界 \mathcal{O} に 線 \mathcal{O} が 掲げ 外 同 ま 11 壁 で ず 又 は る れ \mathcal{O} \mathcal{O} 制 距 カュ 制 限 限 離 に れ に 該 12 は 適 当す 満た 代 合す 別 わ る場 な 表 る柱 る に 1 £ 掲 距 合 \mathcal{O} 離 げ は 以下 で 12 る な あ 地 け \mathcal{O} る X 外 れ 建 限 \mathcal{O} ば 築物 区 り な で 分 5 な に 又 な 応 は い 建 11 う。 築 そ 物 た だ n \mathcal{O}

- 壁 等 \mathcal{O} 中 心 線 \mathcal{O} 長 さ \mathcal{O} 合計 が三メ \vdash ル 以 下 で あ ること
- 以 高 内 さ 物 置 で が あ そ る \mathcal{O} こと。 三メ 他こ れ に ル 類 以 す 下 る で 用途 カン 自 9 動 床 車 面 車 積 庫 \mathcal{O} を 合計 除 が 五 平 方 供 メ 軒 \vdash ル \mathcal{O}
- を 有 自 動 な 車 車 1 こと。 庫 \mathcal{O} 用 途 に 供 軒 \mathcal{O} 高 さ が メ ル 以 下 壁 面

建築物の高さの最高限度

第 だ 七 該 \mathcal{O} 建 n 築 建 ぞ 条 築 以 物 n 物 内 階 建 \mathcal{O} 同 屋 段 築 \mathcal{O} \mathcal{O} 表 場合 室 上部 高 物 (に) さ \mathcal{O} 欄 に 昇降機 に 分 高 に 算 お \bigcirc さ 掲 入 水 11 \mathcal{O} げ L 7 平 塔 最 る 投影 高限 な は 制 装 11 限 そ 面 飾 度 に 塔 積 は \mathcal{O} 適 部 \mathcal{O} 合す 合計 物 別 分 見 表 \mathcal{O} る 塔 に 高 が ŧ 当 掲 さ \mathcal{O} は 該 屋窓 げ で 建 る な そ 築 地 五 け 物 区 X \mathcal{O} れ 他 \mathcal{O} \mathcal{O} ば 建 区 \vdash 築 れ な 分 ル 5 ま 面 5 12 な 応 で 積 12 は 類 11 \mathcal{O} す 八 分 る た そ

建 築 物 \mathcal{O} 敷 地 が 地 区 計 画 \mathcal{O} 区 域 \mathcal{O} 内 外 に わ た る 場 合 等 \mathcal{O} 措 置

第

す 第 八 用 又 る 五. は 条 条 別 そ き 表 \mathcal{O} 建 は に 築 \mathcal{O} 規 当 定 掲 敷 物 該 12 げ 地 \mathcal{O} 建 敷 9 る \mathcal{O} 渦 築 地 地 11 半 物 区 が 7 は \mathcal{O} Ш が 又 当 は 合 該 以 そ そ 上 X \mathcal{O} \mathcal{O} Щ 域 敷 之 敷 \mathcal{O} 外 地 地 地 \Box X 地 又 \mathcal{O} \mathcal{O} は 全 過 に 区 半 地 部 わ 計 区 に が た 画 当 外 0 る \mathcal{O} 該 場 区 に 11 合 存 て、 区 域 す 域 に \mathcal{O} る 内 お 内 لح れ 又 け 外 き b は る に は 地 第 わ \mathcal{O} 兀 た 規 区 該 定 内 条 る 及 場 存 てバ

物 又 は そ \mathcal{O} 敷 地 \mathcal{O} 全 部 に 0 11 7 れ 6 \mathcal{O} 規 定 は 適 用 な 11

(公益上必要な建築物の特例)

第 九 11 に な 貢 て V 条 献 は と 認 市 そ \Diamond 長 が 周 7 \mathcal{O} 用 許 許 可 可 公 \mathcal{O} 益 環 \mathcal{O} 範 境 た 上 を 必 井 t 害 要 内 \mathcal{O} す な で 又 る は 建 第 兀 お 土 築 条 そ 地 物 れ カン で \mathcal{O} 5 利 が 前 な 用 用 状 途 条 11 ま 況 上 لح 若 で 認 12 \otimes 照 \mathcal{O} 規 5 7 定 許 は 構 は 可 7 地 造 L 滴 た 区 上 用 ŧ) B \mathcal{O} 利 む \mathcal{O} な に 便 を 性 VV 9

第 る。 条 次 \mathcal{O} 各 号 \mathcal{O} 11 ず れ か に 該 当 す る 者 は 五. + 万 円 以 下 \mathcal{O} 罰 金 12 処 す

罰

則

兀 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に 違 反 た 場 合 に お け る 当 該 建 築 物 \mathcal{O} 建 築 主

り 建 同 第五 項 築 物 \mathcal{O} 条 規定 を 第 建 築 に 項 違 \mathcal{O} 反 た 規 後 定に た に 場 お 違 合 11 反 は 7 L 当該 た 当 場 該 建 合 築 建 築 物 お 物 \mathcal{O} け 敷 \mathcal{O} る 地 敷 地 を 該 分 \mathcal{O} 建 所 割 築 有 者 物 た \mathcal{O} 管 لح 建 理 に 築 主

又

は

占

有

者

三 工 者 事 第六 を 設 施 条 工 义 又 書 は た を 第 場合 用 七 条 11 は な \mathcal{O} 11 規 当 定 で 該 工 12 事 建 違 築 を 反 施 物 工 た \mathcal{O} 工 場 L 事 合 施 又 12 工 は お 者 設 け 計 る 当 义 書 該 に 建 従 築 わ 物 な \mathcal{O} 設 11 計 で

几 た 場 合 第 12 八 お +け 七 る 条 第二 当 該 建 項 築 に お 物 V \mathcal{O} 所 7 有 潍 者 用 す 管 る 理 第 者 兀 条 又 第 は 占 項 有 者 \mathcal{O} 規 定 に 違 反

2 カン \mathcal{O} 故 前 意 項 第三号 該 に ょ 建 築 る 主 に ŧ) に 規 \mathcal{O} 対 で 定 あ す L る 7 る 違 同 کے き 項 反 は \mathcal{O} が 刑 あ 当 を 0 科 該 た す 設 場 計 合 者 に 又 お は 11 工 7 事 そ 施 \mathcal{O} 工 者 違 を 反 罰 が す 建 築 る 主 ほ

は そ \mathcal{O} 法 そ 法 人 人 \mathcal{O} \mathcal{O} 行 代 又 為 表 は 者 者 人 を 又 \mathcal{O} 罰 業 は す 務 法 る に 人 若 関 ほ カ 7 < そ は 前 \mathcal{O} 人 法 \mathcal{O} 項 代 人 又 \mathcal{O} 理 違 人、 は 反 人 12 行 使 対 為 用 を 人 そ 7 L た \mathcal{O} 場 第 他 合 \mathcal{O} 項 12 従 お 業 \mathcal{O} 刑 者 11 な 7 が

3

科する。

(委任)

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、 規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

	1	積 地区	商業集	地区
二 兼用住宅 共同住宅、寄宿舎又は下宿 四 老人ホーム 条第一項第五号に係るものに限するものに限する法律第百二十二号)第二条第一項第五号に係るもの	一住宅	ならない。	次に掲げる建築物は、建築しては	(11)
す ト 方 二 限 の る ル メ 千 度 最 ° と 平 は 低	地面積	物の敷	建築	(ろ)
る 上 ト 二 離 で 界 敷 面 。と ル メ は の 線 地 か す 以 l 、距 ま 境 ら	壁等の	物の外	建築	(は)
と 十 は 高 す ト ー 、限 る ル メ 三 度	さの最	物の高	建築	(に)

① 設 沿 地 道 区 施	② 積 商 地 業 区 集
次に掲げる建築物は、建築してはならない。 一 住宅(共同住宅を除く。)。た 一 住宅(共同住宅を除く。)。た 二 風俗営業等の規制及び業務の 二 風俗営業等の規制及び業務の 高正化等に関する法律第二条第 高正化等に関する法律第二条第	五項の届出住宅 次に掲げる建築物は、建築してはならない。 一 住宅 二 共同住宅、寄宿舎又は下宿の二 共同住宅、寄宿舎又は下宿の二 共同住宅、寄宿舎又は下宿の一項第五号に係るもの
と一平百限の地物すト方五度最面の建るルメ十は低積敷築	すト方一限の地物るルメ千度最面の建。と1平は低積敷築
一離で界道面壁物 ・はの線路か等の建 五、距ま境らの外築	る上ト二離で界敷面壁物 。とルメはの線地か等の建 す以 1 、距ま境らの外築
と ト は 高 さ 物 ま た こ 、 限 の の 建 る 。 ル よ 二 度 最 高 築	と 十 は 高 さ 物 す ト 一 、限 の の 建 る ル メ 三 度 最 高 築

区 ① 宅 地	② 設 沿 地 道 区 施
二 自動車車庫(法別表第二はならない。 次に掲げる建築物は、建築しては	三 風俗営業等の規制及び業務の 三 風俗営業等の規制及び業務の
の 地 物 最 面 の 建 低 積 敷 築	と 平百限の地物すト方五度最面の建るルメーは低積敷築
面壁物 か等の建 らの外築	る上トー離で界道面壁物 。とルメはの線路か等の建す以し、距ま境らの外築とルメ す以し、近ま境らの外築
高さ物 限のの建 度最高築	と 十 は 高 さ 物 す ト 二 、限 の の 建 る ル メ 二 度 最 高 築

(提案理由)

における建築物に関する制限を定めるため、 北部大阪都市計画川合・山之口地区地区計画の決定に伴い、 本条例を制定するものである。 当該地区内

区 住 ② 宅 地	
次に掲げる建築物は、建築してはならない。	(で) で、
るルメ百限の地物 。と 平度最面の建 すト方は低積敷築	と 平 百 限 す ト 方 五 度 る。 ル メ 十 は、
る上トー離で界道面壁物。とルメはの線路か等の建す以上、距ま境らの外築	る上トー離で界道 。とルメはの線路 す以 1、距ま境
す ト 二 は 高 さ 物 る ル メ 、 限 の の 建 。と 丨 十 度 最 高 築	すトニ は るルメ 、 。と 1 十

百 二十六 一号議 案

箕面 市 風 致 地 区 内 に お け る 建築等 \mathcal{O} 規 制 に 関 す る 条例 改 正 \mathcal{O}

件

箕面 市 風 致 地 区 内 に お け る 建 築等 \mathcal{O} 規 制 に 関 す る条 例 \mathcal{O} 部 を 改 (正する

例 を 次 \mathcal{O} ょ う に 定 \Diamond る。

令 和 五. 年 + -- 月二十 九 日 出

箕 面 市長 上 島 彦

箕面 市 条 例 第 뭉

箕面 市 風 致 地 区 内 に お け る 建築等 \mathcal{O} 規 制 に 関 す る 条例 \mathcal{O} 部

を 改 正 す る 条 例

箕 面 市 風 致 地 区 内 に お け る 建 築 等 \mathcal{O} 規 制 に 関 す る条 例 平 成 二十六 年

面

法 第 四 市 昭 条 和 条第二号中 例 三十 第 兀 九年 十 九 法 号) 律第百 又は \mathcal{O} 電 七 気工作物 部 十号) を次 \mathcal{O} 第二 若し ょ う 条 に 第 は 改 正 項第十 を す る。 $\overline{\ }$ 一六号に 電気事業 規 定 (電 す 気 る 電気 事 業

る 発電 事 業を 11 う 。) \mathcal{O} 用に供す る蓄電 用 \mathcal{O} に 改 \Diamond

る

を

並

U

に

発

電

用

 \mathcal{O}

電

気 工

作

物

及

U

発

電

事業

同

項第

+

四号

に

規定す

事

·業を

1

う 。)

 \bigcirc

用

に

供

す

る

電

気

工

作物

又

は

に、

及

び

発

電

 \mathcal{O}

用

に

す

附 則

 \mathcal{O} 条 例 は 公布 \mathcal{O} カュ 施 行 す

提 案理 由

るた 政 風 致 \Diamond 地 昭 区 内 本 和 条 兀 に 例 +お を改正 兀 け 年 る 政 建 す 令 築 第三 る 等 ŧ \mathcal{O} 百 規 \mathcal{O} であ +制 七 に る。 号) 係 る 条 \mathcal{O} 改 例 正 \mathcal{O} に 制 定 伴 に 11 関 す 関 係 る 規定を整備 基 準 を 定 \Diamond

す

る

第百二十七号議案

箕面市火災予防条例改正の件

箕 面 市 火 災 予 防 条 例 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 条 例 を 次 \mathcal{O} ょ う に 定 8 る。

令和五年十一月二十九日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市火災予防条例の一部を改正する条例

箕面 市 火 災 予 防 条 例 昭 和 兀 + 八 年 箕面 市 条 例 第 十二号) \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O}

ように改正する。

第 + 条 第 項 第三号 \mathcal{O} 中 \neg キ ユ ピ ク ル 式 \mathcal{O} t \mathcal{O} に あ 0 7 は を

削る。

改 \Diamond 第 + \mathcal{O} 第 __ 項 第 兀 号 中 \neg 雨 水 等 を そ \mathcal{O} 筐きょう 体 は 雨 水 に

第十三条第一項を次のように改める。

第七 備 開 に が 転 + 放 \mathcal{O} 蓄 形 キ 電 倒 出 鉛 火 池 口 第二に 蓄 防 設 ワ 電 亀 止 ツ 裂 措 池 \vdash (蓄 置 を 定 時 電 用 \otimes 及 を超え二十 池 11 又 U る た は 延 容 ŧ 焼防 t 量 破 \mathcal{O} 損 が \mathcal{O} を除 止 丰 + に L 措 あ な 口 丰 <_ 。 置 ワ 0 11 口 構 に ワ 7 ツ 以 は 造 関 1 下 ツ とす 時 す 同 る基 そ 以 時 U \mathcal{O} る 以 下 こと。 電 準 下 \mathcal{O} は 槽 t \mathcal{O} **令** は ŧ \mathcal{O} 地 和 で \mathcal{O} 震 五. あ 及 耐 \mathcal{O} 等 場 年 酸 び 0 性 に 消 蓄 合 7 蓄 電 ょ 防 12 \mathcal{O} 電 床 お 庁 池 り 告 容 池 容 11 又 易 設 量

第十三条第三項を次のように改める。

は

台

に

設

け

な

け

れ

ば

な

5

な

い

3 路 防 止 上 第 に 置 設 項 に け に 関 規 る 定 電 す 気 す る 基 事 る 準 業 ŧ, 第三 者 \mathcal{O} 用 \mathcal{O} 12 ほ \mathcal{O} 定 ŧ) カン \otimes \mathcal{O} る 屋 外 蓄 ŧ 電 に \mathcal{O} 並 池 設 設 CK け 12 る 蓄 消 \mathcal{O} 電 防 出 長 池 火 が 防 設 火 止 災 措 予 置 柱 防 及 上 上 及 び 支 延 び 道

こ の 不燃 は、 が な 材料 建築物 限りでな 11 と 認 こで造り、 から三メートル以上の距離を保たなければならない める構造を有するキュ 1 又は 覆わ れた外壁で開 ービクル式 \Box 部の のも な V) のを除く。) ŧ のに面するときは、 にあ ただ 9 て

第十三条第四項中 同 条第二項並びに本条第一 項」 を 「第十 一条 の二第

項第四号」 に改め る。

第四十四条第十三号中「蓄電池設備」 時 以下 のを除く。)」 を加える。 \mathcal{O} 下 に 「(蓄電池容量が二十 丰 口

別 表第三厨房設備 \mathcal{O} 項を次のように改める。 ワ

ツ

 \vdash

 \mathcal{O}

ŧ

								厨房設備
		Н		四午蔡选				年またま
		記信	不然	固体燃料不燃以外				不然以外
		上記に分類されないもの	木炭を燃料とするもの	木炭を燃料とするもの		開放式		開放式
東東	使以も用土のも	使用以上						
使用温度が300度 未満のもの	使用温度が300度 以上800度未満の もの	使用温度が800度 以上のもの	炭火焼き器	炭火焼き器	シスム	さい とり	ジベイ 体温器	田の 一名
_	l	_	1	_	21 キロワット以下	14キロワット以下	21キロワット以下	組込型にん 14キロワット以下 ろ・グリル付 こんろ・グリ ドル 付にん ろ、キャビネ ット 型にん シ・グリルボ にんろ・グリ
100	150	250	80	100	08	80	100	100
50	100	200	30	50	0	0	15 注4	15 注4
100	200	300	L	50	_	1	15	15
50	100	200	30	50	0	0	15 注4	15 注4

附 則

(施行期日)

1 \mathcal{O} 条 例 は 令 和 六 年 --- 月 日 カコ 5 施 行 す

(経過措置)

- 3 2 例 設 災 \mathcal{O} \mathcal{O} + 雷 池 内 \equiv 備 設 予 規 う 第 な 項 池 燃 定 + 1 条 及 等 機 \mathcal{O} \mathcal{O} 発 備 防 第二 $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ に 条 t 電 関 条 U 条 \mathcal{O} 第三項、 条 例 附 を 例 か う 設 例 新 \mathcal{O} 条 第 12 則 原 カ \mathcal{O} 項 備 \mathcal{O} 第 施 施 わ 例 0 等 以 動 及 --- 第 新 兀 力 行 行 5 項 11 _ 下 び 十三条 ず、 7 第十 条 項に \mathcal{O} 12 \mathcal{O} 第 と は、 例 規定す 際 す 際 兀 V 新 な 現 第 掲 る 現 う。 <u>)</u> 条 項 第 お 条第三項、 12 げ 発 に 12 例 設 \mathcal{O} 電 設 従 る蓄電 _ る --- お 又は 条第 規定に 前 項 置 設 置 £ とい 11 さ 備 \mathcal{O} \bigcirc さ \mathcal{O} 7 現 を除 例 規 れ 及 n う。 池 準 に設置 定 に か 第十二条第 項第三号 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 7 設備 用 ょ に 又 カュ 11 す 第十三条 適合 は わ \mathcal{O} る る る 次 らず、 \mathcal{O} 設 条 燃 場 以 工事 置 例 \mathcal{O} 料 項 合を 二項及 下こ によ 電 な \mathcal{O} に 中 第 池 V 工 な 掲 含 (新 で \mathcal{O} 発 事 お る ŧ _ げ む。 あ 項 電設 が 従前 \mathcal{U} 条 項 改 \mathcal{O} る 第三項 に る に さ 例 に 正 ŧ れ 第 規 備 \mathcal{O} お 後 0 \mathcal{O} \mathcal{O} 定 規 料 11 7 例 八 11 \mathcal{O} を除 定 並 電 す 箕 変電 7 条 7 い は る ょ に U \mathcal{O} 池 る 面 三 蓄 設 適 に 発 燃 市 る 第 雷 備 第 火
- な 条 \mathcal{O} 例 で る 新 条 \mathcal{O} 例 施 同 \mathcal{O} 行 第 条 \mathcal{O} + \mathcal{O} う \mathcal{O} - 三条第 ち、 規定 日 カン 5 起 適 \mathcal{O} 算 合 条 項 例 に L 7 規 な \mathcal{O} 定 施 11 年 す 行 Ł る蓄 を \mathcal{O} \mathcal{O} 経 際 に 電 過 現 0 す 池 に 11 設置 設 る て 備 は 日 ま さ 12 当 で れ 新 該 た \mathcal{O} 7 規 間 に 1 定 に 該 る 設 は 置 す \mathcal{O} 及 適 る 用 れ び とと た な ŧ) \mathcal{O}

1

4

(提案理由)

である。 四号)の改正等に伴い、 関する条例の制定に関する基準を定める省令 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱 関係規定を整備するため、本条例を改正するもの (平成十四年総務省令第二十 いに

第百二十八号議案

箕面市証明その他の手数料条例改正の件

箕 面 市 証明そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 手数料条例 \mathcal{O} 部 を改正する条例を次のように 定め

る。

令和五年十一月二十九日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市 証明そ \mathcal{O} 他 の手数料条例 \mathcal{O} 部を改 正する 条例

箕面 市 証明そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 手数料条例 (昭 和 五 + 八年箕面市 条例第十 一 号) \mathcal{O}

一部を次のように改正する。

別表 九 十七 \mathcal{O} 項 中 「又は第三項」 を 一若 は第三項 又は 同 法第三十九

条の二十二第一項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

定を整理 高 圧 ガ するため、 ス 保安法 (昭和二十六年 本条例を改正するも 法律第二百 \mathcal{O} である。 四号) \mathcal{O} 改正に 伴 11 関 係規

第129号議案

令和5年度箕面市一般会計補正予算(第6号)

令和5年度箕面市の一般会計の補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,308,577 千円を追加し、歳入 歳出それぞれ74,166,729 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳 入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和5年11月29日提出

箕面市長 上 島 一 彦

歳 入

	ı			
款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国 庫 支 出 金		千円 16, 783, 114	千円 1,308,577	千円 18, 091, 691
15 国 庫 支 出 金	4 国 庫 交 付 金			
歳 入 合 計		72, 858, 152	1, 308, 577	74, 166, 729

歳出

	款			項	ĺ			補正前の額	補 正 額	計
3 民	生	費						千円 25, 916, 593	千円 1,308,577	千円 27, 225, 170
			1 社	会	福	祉	費	6, 846, 018	1, 308, 577	8, 154, 595
歳	出合	計						72, 858, 152	1, 308, 577	74, 166, 729

第 2 表 繰越明許費補正

I	±/_			r z	補 正	前	補 正 後											
		款	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		· 埃		項		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		坦		事業名	金 額	事 業 名	金 額
I						千円		千円										
							エネルギー・食料品等物価高騰											
	3	民生費	1	社会福祉費			緊急支援給付金交付事業	1, 308, 577										
							(R 5 国 補 正 1 号)											

令和5年度 (2023年度)

箕面市一般会計補正予算(第6号)説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総 括 歳 入

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	千円 25, 036, 000	千円 0	千円 25, 036, 000
2 地 方 譲 与 税	261,000	0	261,000
3 利 子 割 交 付 金	36,000	0	36,000
4配当割交付金	168, 000	0	168, 000
5 株式等譲渡所得割交付金	97,000	0	97,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金	234, 000	0	234, 000
7 地 方 消 費 税 交 付 金	3, 000, 000	0	3, 000, 000
8 環 境 性 能 割 交 付 金	44,000	0	44,000
9 ゴルフ場利用税交付金	1, 200	0	1, 200
10 地 方 特 例 交 付 金	177, 000	0	177, 000
11 地 方 交 付 税	1, 985, 000	0	1, 985, 000
12 交通安全対策特別交付金	16, 000	0	16, 000
13 分 担 金 及 び 負 担 金	1, 094, 634	0	1, 094, 634
14 使 用 料 及 び 手 数 料	710, 350	0	710, 350
15 国 庫 支 出 金	16, 783, 114	1, 308, 577	18, 091, 691
16 府 支 出 金	4, 580, 358	0	4, 580, 358
17 財 産 収 入	1, 583, 451	0	1, 583, 451
18 寄 附 金	18, 543	0	18, 543
19 繰 入 金	6, 383, 283	0	6, 383, 283
20 繰 越 金	130, 314	0	130, 314
21 諸 収 入	5, 623, 905	0	5, 623, 905
22 市 債	4, 895, 000	0	4, 895, 000
歳 入 合 計	72, 858, 152	1, 308, 577	74, 166, 729

歳出

		壭	欠			補正前の額	補正額	計					
	⇒¥-				#	千円	千円	千円					
1	譲		会		費	434, 061	0	434, 061					
2 7	総		務		費	6, 840, 760	0	6, 840, 760					
3	民		生		費	25, 916, 593	1, 308, 577	27, 225, 170					
4 1	衛		生		費	4, 703, 292	0	4, 703, 292					
5 5	5 労 働 費					労 働 費				費	65, 993	0	65, 993
6)	農	林水	. 産	業	費	162, 282	0	162, 282					
7 أ	商		エ		費	399, 798	0	399, 798					
8 :	土.		木		費	15, 864, 127	0	15, 864, 127					
9	消		防		費	1, 971, 359	0	1, 971, 359					
10	教		育		費	7, 100, 655	0	7, 100, 655					
11	災	害	復	旧	費	30, 300	0	30, 300					
12 3	公		債		費	7, 498, 116	0	7, 498, 116					
13	諸	支	占	Li Li	金	1, 820, 816	0	1, 820, 816					
14	予		備		費	50,000	0	50,000					
	歳	出	合	計		72, 858, 152	1, 308, 577	74, 166, 729					

	補	正	額	の	財	源	内	訳				
特	定		財			源			 般	財	源	
国府支出金	地	方	債		そ	Ø	他		/JX	¥.1	IMN	
千円			千円				千円					千円
0			0				0					0
0			0				0					0
1, 308, 577			0				0					0
0			0				0					0
0			0				0					0
0			0				0					0
0			0				0					0
0			0				0					0
0			0				0					0
0			0				0					0
0			0				0					0
0			0				0					0
0			0				0			· ·		0
0			0				0					0
1, 308, 577			0				0					0

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 4 国庫交付金

(項)		141/4	車交付 科				目				·					
款	項		451			目					補正前の額	補 正 額	計			
15			庫		支	支		出		金	千円 16,783,114	千円 1,308,577	千円 18,091,691			
	4	国		庫		交		付	t	金	6, 899, 464	1, 308, 577	8, 208, 041			
			総 総		費					金	6, 899, 464	1, 308, 577 1, 308, 577	8, 208, 041			

節		≅X	BH
区分	金 額	説	明
	千円		千円
1 VA 75 55 TH #4	1 000 577	1	1 200 577
1 総務管理費	1, 308, 577	1 地方創生臨時交付金 補正後 2,067,419,000円-補正前 7	1, 308, 577
交 付 金		佣正後 2,007,419,000円—佣正削 <i>1</i>	50, 042, 000

(款) 15 国庫支出金

(項) 4 国庫交付金

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

L	禾	科目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の	財源内部
款	項	目				1111 単似り。	
3 .	民	生費	千円 25, 916, 593	千円 1, 308, 577	千円 27, 225, 170	国庫支出金	千F 1, 308, 577
	1	社 会 福 祉 費	6, 846, 018	1, 308, 577	8, 154, 595	国庫支出金	1, 308, 577
	1	社 会 福 祉 費 ・ 個 社 専 ・ 価 接 費 ・ 価 接 費 ・ 価 接 費	6, 846, 018 585, 000	1, 308, 577 1, 308, 577	8, 154, 595	国庫支出金 国庫支出金	1, 308, 577 1, 308, 577

					節								 説			 明	
		<u>X</u>	5	子		金	額	1					p./L			71	
							千円	9									Ŧ
3	職	員	手	当	等		437	52					品等物価高騰緊急	急支援給付金	交付事業	(R5国補正	1, 308, 57
10	需		用		費		4, 390	-				総務部総 当等	防至】				43
LU	Щ) 11		貝		4, 550						 び休日勤務手当				43
11	役		務		費		7,622	1	10] 費					4, 39
			-,,				,			1	消	月耗品 引					10
2	委		託		料		35, 402	1		4	目	別製本質	費				4, 29
												封筒他				4, 290	
.3	使	用	料	及	び		726	1	11	役	矜	費					7, 62
	賃		借		料					1	通	1信運搬	費				5, 40
		担				1,	260,000					数数	\$				2, 22
	及	び	交	付	金				12			E 料					35, 40
										1	委	話 託 対					35, 40
													務委託他 ####			35, 402	
									13			及び賃					72
									10			き用り					72
													び交付金 				1, 260, 00
										3	タ	で 付 タ (年 大 京)	宼 騰緊急支援給付金	^		1, 260, 000	1, 260, 00

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

給 与 費

1 一般職

(1) 総括

		T		
			給	与
区 分	職員数 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)
補正後	(1, 008) 1, 026	984, 262	3, 932, 895	3, 463, 775
補正前	(1, 008) 1, 026	984, 262	3, 932, 895	3, 463, 338
比較	()			437
		区分	 扶 養 手 当	管理職手当
			(千円)	(千円)
		補 正 後	94, 570	315, 711
職員手当		補 正 前	94, 570	315, 711
の内訳		比較		
		-		
		区分	住 居 手 当	期末勤勉手当
		区 分	住居手当	期末勤勉手当 (千円)
		区 分 補 正 後		
			(千円)	(千円)

注)職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減	額	增減事由別內訳		
	(千円)		(千円)		
職員手当		437	1 その他の増加分	437	

明 細 書

費				
計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備	考
8, 380, 932	1, 586, 246	9, 967, 178		
8, 380, 495	1, 586, 246	9, 966, 741		
437		437		

地 域 手 当	通 勤 手 当	夜間勤務手当	時間外及び休日
(千円)	(千円)	(千円)	勤務手当(千円)
519, 141	86, 553	2, 619	281, 592
519, 141	86, 553	2, 619	281, 155
			437

退 職 手 当	単身赴任手当
(千円)	(千円)
400,000	648
400,000	648

説	明	備	考
		時間外及び休日勤務手当	437 千円

繰越明許費説明書

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(目)16 エネルギー・食料品等物価高騰緊急支援給付金交付費 (事業名)エネルギー・食料品等物価高騰緊急支援給付金交付事業(R5国補正1号)

節	細節	予算額	左 の その性質上繰り ならないと予想		繰 越 事 由					
			補正前	補 正 後						
		千円	千円	千円						
3 職員手当等	時間外及び 休日勤務手当	437		437	エネルギー・食料品等物 価高騰緊急支援給付金交付 事業(R5国補正1号)に					
10 需 用 費	消耗品費	100		100	おいて、事業の完了が翌年 度になることに伴い、必要 経費を翌年度において使用 するため。					
20 1117 710 30	印刷製本費	4, 290		4, 290						
11 役 務 費	通信運搬費	5, 400		5, 400						
11 (手 数 料	2, 222		2, 222						
12 委 託 料	委 託 料	35, 402		35, 402						
13 使用料及び 賃 借 料	使 用 料	726		726						
18 負担金補助 及び交付金	交 付 金	1, 260, 000		1, 260, 000						
_	計	1, 308, 577		1, 308, 577						

第130号議案

令和5年度箕面市一般会計補正予算(第7号)

令和5年度箕面市の一般会計の補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 941, 415 千円を追加し、歳入歳 出それぞれ 75, 108, 144 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳 入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(繰越明許費の補正)

第3条 繰越明許費の変更は、「第3表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為の変更は、「第4表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第5条 地方債の変更は、「第5表 地方債補正」による。

令和5年11月29日提出

箕面市長 上 島 一 彦

第1表 歲入歲出予算補正

歳 入

///	, ,	<u></u> 款			 項		補正前の額	補正額	計
	/I	T	let star				千円	千円	千円
14	使用料	及び手	数料				710, 350	42	710, 392
				1 使	用	料	395, 456	42	395, 498
15	国 庫	支 出	金				18, 091, 691	336, 740	18, 428, 431
				1 国	庫 負 担	金	8, 363, 647	589	8, 364, 236
				2 国	庫補助	金	1, 444, 832	2,700	1, 447, 532
				4 国	庫 交 付	金	8, 208, 041	333, 451	8, 541, 492
16	府	乏 出	金				4, 580, 358	35, 576	4, 615, 934
				1 府	負 担	金	3, 348, 896	294	3, 349, 190
				2 府	補助	金	600, 028	42, 014	642, 042
				3 府	委 託	金	44, 986	△6, 732	38, 254
17	財産	重 収	入				1, 583, 451	1	1, 583, 452
				1 財	産運用収	入	203, 400	1	203, 401
19	繰	入	金				6, 383, 283	△494, 000	5, 889, 283
				1 基	金 繰 入	金	6, 383, 283	△494, 000	5, 889, 283
20	繰	越	金				130, 314	508, 839	639, 153
				1 繰	越	金	130, 314	508, 839	639, 153
21	諸	収	入				5, 623, 905	117	5, 624, 022
				5 雑		入	1, 319, 255	117	1, 319, 372
22	市		債				4, 895, 000	554, 100	5, 449, 100
				1 市		債	4, 895, 000	554, 100	5, 449, 100
		^	3 1				- /		
歳	入	合	計				74, 166, 729	941, 415	75, 108, 144

歳 出

万 义								
		款		項	補正前の額	補正額	計	
1	議	会	費		千円 434, 061	千円 5,110	千円 439, 171	
				1 議 会 費	434, 061	5, 110	439, 171	
2	総	務	費		6, 840, 760	173, 167	7, 013, 927	
				1 総 務 管 理 費	5, 831, 535	164, 033	5, 995, 568	
				2 徴 税 費	409, 699	6, 108	415, 807	
				3 戸籍住民基本台帳費	481, 404	9, 616	491, 020	
				4 選 挙 費	72, 529	△8, 620	63, 909	
				5 統計調査費	20, 886	1, 768	22, 654	
				6 監 査 委 員 費	24, 707	262	24, 969	
3	民	生	費		27, 225, 170	366, 050	27, 591, 220	
				1 社 会 福 祉 費	8, 154, 595	240, 591	8, 395, 186	
				2 児 童 福 祉 費	11, 500, 856	113, 625	11, 614, 481	
				3 生 活 保 護 費	2, 573, 599	△4, 898	2, 568, 701	
				4 国民健康保険費	1, 284, 993	1, 179	1, 286, 172	
				5 介 護 保 険 費	1, 839, 017	14, 768	1, 853, 785	
				6 後期高齢者医療費	1, 872, 110	785	1, 872, 895	
4	衛	生	費		4, 703, 292	50, 321	4, 753, 613	
				1 保 健 衛 生 費	2, 239, 946	42, 178	2, 282, 124	
				2 清 掃 費	1, 958, 679	8, 143	1, 966, 822	
5	労	働	費		65, 993	1,648	67, 641	
				1 労 働 諸 費	65, 993	1,648	67, 641	
6	農	林 水 産 業	費		162, 282	14, 553	176, 835	
				1 農 業 費	147, 268	14, 553	161, 821	
7	商	工	費		399, 798	5, 881	405, 679	
				1 商 工 費	286, 787	5, 881	292, 668	
8	土	木	費		15, 864, 127	63, 340	15, 927, 467	
				1 土 木 管 理 費	1, 036, 984	△ 5, 583	1, 031, 401	
				2 道路橋りょう費	1, 889, 653	68, 923	1, 958, 576	
9	消	防	費		1, 971, 359	34, 620	2, 005, 979	
				1 消 防 費	1, 971, 359	34, 620	2, 005, 979	
10	教	育	費		7, 100, 655	48, 979	7, 149, 634	
				1 教 育 総 務 費	1, 912, 366	3, 106	1, 915, 472	
				2 小 学 校 費	1, 327, 988	29, 194	1, 357, 182	

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	3 中 学 校	費 686, 565	△3, 979	682, 586
	4 幼 稚 園	費 205, 178	△1,890	203, 288
	5 社 会 教 育	費 1,076,376	21, 401	1, 097, 777
	6 保 健 体 育	費 1,892,182	1, 147	1, 893, 329
13 諸 支 出 金		1, 820, 816	177, 746	1, 998, 562
	1 諸	費 44,606	177, 746	222, 352
		74, 166, 729	941, 415	75, 108, 144

第 2 表 継続費補正

±4.	TÄ	事 業 名	補	正	前	補	正	後
秋	款項		総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
			千円		千円	千円		千円
0 84.#	 社会福祉費 	あいあい園 移転整備				420 010	令和5年度	165, 282
3 民生費	1 任芸倫征賞	事 業 (継続費)				432, 212	令和6年度	266, 930

第 3 表 繰越明許費補正

	±/	775	補 正	前	補 正 後	
	款	項	事業名	金 額	事 業 名	金 額
				千円		千円
2	総務費	1 総務管理費			旧教育センター改修事業	236, 000
10	教育費	6 保健体育費			スケートボードパーク等整備事業	1, 147

第 4 表 債務負担行為補正

事項	補正	前	補正	後
事	期間	限度額	期間	限度額
市・府民税賦課システム改修事業			令和5年度から令和6年度	1,947 千円
固定資産評価替事業			令和5年度から令和8年度	31, 273 千円
コンビニ交付システム 改 修 事 業			令和5年度から令和6年度	880 千円
かやの駐輪場管理運営事業			令和5年度から令和8年度	11, 494 千円
市営住宅管理運営事業			令和5年度から令和6年度	10, 213 千円
重度障害児学校送迎事業			令和5年度から令和6年度	19,896 千円
文化・交流センター 管理運営事業			令和5年度から令和8年度	135, 892 千円
総 合 運 動 場 管 理 運 営 事 業 (業 務 追 加 分)			令和5年度から令和14年度	58, 770 千円

第 5 表 地方債補正

お生の日始	補正	阳车姷	起債の	11			償還のフ	方法	
起債の目的	区分	限度額	方 法	利率	資金区分	償還期間	据置期間	償還の方法	その他
		千円		%以内		年以内	年以内		
			普通貸借					半年賦又は	必要に応じ
	補正前	334, 500	又は	4	政 府	25	5	年賦、元利	て繰上償還
旧教育	1113 222 13 3	332, 333	証券発行	(注)	その他			均等又は元	することが
センター			,					金均等	できる。
改修事業	補正後	477, 600	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
あいあい園	補正前								
移転整備事業	補正後	148, 700	普通貸借 又 は 証券発行	4 (注)	政府その他	25	5	半年賦又は 年賦、元利 均等又は元 金均等	必要に応じ て繰上償還 することが できる。
橋りょう	補正前	107, 900	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
整備事業	補正後	370, 200	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

⁽注) ただし、利率見直し方式による借入れを行う場合、利率の見直しを行った後においては、 当該見直し後の利率

令和5年度 (2023年度)

箕面市一般会計補正予算(第7号)説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総 括 歳 入

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	千円 25, 036, 000	千円 0	千円 25, 036, 000
2 地 方 譲 与 税	261, 000	0	261, 000
3 利 子 割 交 付 金	36,000	0	36, 000
4配当割交付金	168,000	0	168, 000
5 株式等譲渡所得割交付金	97, 000	0	97, 000
6 法 人 事 業 税 交 付 金	234, 000	0	234, 000
7 地 方 消 費 税 交 付 金	3, 000, 000	0	3, 000, 000
8 環 境 性 能 割 交 付 金	44, 000	0	44, 000
9 ゴルフ場利用税交付金	1, 200	0	1, 200
10 地 方 特 例 交 付 金	177, 000	0	177, 000
11 地 方 交 付 税	1, 985, 000	0	1, 985, 000
12 交通安全対策特別交付金	16, 000	0	16, 000
13 分 担 金 及 び 負 担 金	1, 094, 634	0	1, 094, 634
14 使 用 料 及 び 手 数 料	710, 350	42	710, 392
15 国 庫 支 出 金	18, 091, 691	336, 740	18, 428, 431
16 府 支 出 金	4, 580, 358	35, 576	4, 615, 934
17 財 産 収 入	1, 583, 451	1	1, 583, 452
18 寄 附 金	18, 543	0	18, 543
19 繰 入 金	6, 383, 283	△494, 000	5, 889, 283
20 繰 越 金	130, 314	508, 839	639, 153
21 諸 収 入	5, 623, 905	117	5, 624, 022
22 市 債	4, 895, 000	554, 100	5, 449, 100
歳入合計	74, 166, 729	941, 415	75, 108, 144

歳出

		款				補正前の額	補正	額	計
1 🖁	***					千円 434, 061		千円	千円 420, 171
1 #	找		<i></i>			434, 001		5, 110	439, 171
2 糸	総	Ž	務		費	6, 840, 760		173, 167	7, 013, 927
3 E	民	, -	生		費	27, 225, 170		366, 050	27, 591, 220
4 復	衛	<u>, </u>	生		費	4, 703, 292		50, 321	4, 753, 613
5 分	労	1	動		費	65, 993		1,648	67, 641
6	農	林 水	産	業	費	162, 282		14, 553	176, 835
7 雨	商	-	I.		費	399, 798		5, 881	405, 679
8 =	士:	-	木		費	15, 864, 127		63, 340	15, 927, 467
9 }	消	ļ	防		費	1, 971, 359		34, 620	2, 005, 979
10 孝	教	;	育		費	7, 100, 655		48, 979	7, 149, 634
11 5	災	害	復	旧	費	30, 300		0	30, 300
12 4	公	1	賃		費	7, 498, 116		0	7, 498, 116
13 青	諸	支	Ŀ	出	金	1, 820, 816		177, 746	1, 998, 562
14 =	予	1	備		費	50,000		0	50,000
	歳	出	合	計		74, 166, 729		941, 415	75, 108, 144

	補 正 額	の 財 源 内	訳
特	定財	源	一般財源
国府支出金	地 方 債	その他	VM F. XII
千円	千円	千円	千円
0	0	0	5, 110
△6, 732	143, 100	0	36, 799
50, 811	148, 700	0	166, 539
1, 745	0	117	48, 459
0	0	0	1,648
0	0	0	14, 553
0	0	0	5, 881
291, 492	262, 300	△493, 958	3, 506
0	0	0	34, 620
0	0	0	48, 979
0	0	0	0
0	0	0	0
35, 000	0	0	142, 746
0	0	0	0
372, 316	554, 100	△493, 841	508, 840

(款) 14 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

		科	目	補正前の額	補正額	計
款項	頁		目	千円	千円	千円
14 使		用料	及び手数米		42	710, 392
	1	使	用	395, 456	42	395, 498
		6 土	木 使 用 *	333, 133	42	333, 175
15 国		庫	支 出 🕏	注 18, 091, 691	336, 740	18, 428, 431
	1	国	庫 負 担 会	き 8, 363, 647	589	8, 364, 236
		1 民	生費国庫負担会	₹ 8, 285, 005	589	8, 285, 594
4	2	国	庫 補 助 会	1, 444, 832	2,700	1, 447, 532
		2 民	生費国庫補助会	₹ 432, 726	955	433, 681
		3 衛	生費国庫補助会	≥ 861, 185	1, 745	862, 930
	4	国	庫交付金	₹ 8, 208, 041	333, 451	8, 541, 492
	1			0,200,011	000, 101	0,011,102
		1 総	務費国庫交付金	2, 232, 614	41, 959	2, 274, 573
		4 土	木費国庫交付金	支 5,651,209	291, 492	5, 942, 701
16 府	:		支 出 会	₹ 4,580,358	35, 576	4, 615, 934
	1 .	府	負 担 会	3, 348, 896	294	3, 349, 190
		1 民	生 費 府 負 担 会	3, 348, 896	294	3, 349, 190
4	2	府	補助	È 600, 028	42, 014	642, 042
		2 民	生 費 府 補 助 会	2 496, 885	42, 014	538, 899
	3	府	委 託 🤄	₹ 44, 986	△6, 732	38, 254

日日	I ≒H		節
明	説	金額	区分
		千円	
	2 交通施設事業用地使用料	42	1 土 木 管 理
64,000円	補正後 33,806,000円-補正前 33,764,000円		使 用 料
			·
	3 産前産後保険料負担金	589	4 国民健康保険費
	1, 179×1∕2≒589		負 担 金
	5 地域生活支援事業費等補助金	572	1 社会福祉費
49 000 H	3 地域主点又接事業員等補助並 補正後 89,800,000円-補正前 89,649,000円	372	補 助 金
13, 000]	12 障害者総合支援事業費補助金		加 均 並
	842×1/2=421		
	9 保育対策総合支援事業費補助金	383	2 児 童 福 祉 費
78,000円	補正後 61,161,000円-補正前 60,778,000円		補助金
1	2 産後ケア事業費補助金	1, 745	1 保健衛生費
23,000円	補正後 8,168,000円-補正前 6,423,000円		補 助 金
41	1 地方創生臨時交付金	41, 959	1 総務管理費
	補正後 2,109,378,000円-補正前 2,067,419,000円		交 付 金
291	2 社会資本整備総合交付金	291, 492	2 道路橋りょう費
81,000円	補正後 616,973,000円-補正前 325,481,000円		交 付 金
	3 産前産後保険料負担金	294	4 国民健康保険費
	1, 179×1∕4≒294		負 担 金
_	4 地域生活支援事業費等補助金	36, 375	1 社会福祉費
	補正後 44,899,000円-補正前 44,824,000円		補 助 金
36	5 介護施設等整備事業費補助金		
-	36,300×10/10=36,300	F 000	9 旧 安 宕 划 車
70.000⊞	7 ひとり親家庭医療費補助金 補正後 36,296,000円-補正前 34,570,000円	5, 639	2 児童福祉費 補 助 金
70, 000 F3 3	# 年後 36, 296, 000円 一 相 正 前 34, 570, 000円 9 子どもの医療費補助金		畑 り 金
	新子ともの医療資情期並 補正後 33,139,000円-補正前 29,226,000円		
20, 000[]	пптерх 00, 100, 000 г типпени 20, 220, 000 г		

(款) 16 府支出金

(項) 3 府委託金

(款) 16 府支出金

(項) 3 府委託金

		科目	補正前の額	補正額	
款	項	目			
16	3	1 総務費府委託金	千円 30, 316	千円 △6,732	千円 23, 584
17	財	産 収 入	1, 583, 451	1	1, 583, 452
	1	財 産 運 用 収 入	203, 400	1	203, 401
		1財産貸付収入	203, 375	1	203, 376
19	繰	入金	6, 383, 283	△494, 000	5, 889, 283
	1	基 金 繰 入 金	6, 383, 283	△494, 000	5, 889, 283
		2 都市施設整備基金繰入金	1, 023, 000	△494, 000	529, 000
20	繰	越 金	130, 314	508, 839	639, 153
	1	繰 越 金	130, 314	508, 839	639, 153
		1 前 年 度 繰 越 金	130, 314	508, 839	639, 153
21 諸	諸	収入	5, 623, 905	117	5, 624, 022
	5	維	1, 319, 255	117	1, 319, 372
		2 弁 償 金	883, 771	117	883, 888
22	市	債	4, 895, 000	554, 100	5, 449, 100
	1	市 債	4, 895, 000	554, 100	5, 449, 100
		2 総 務 債	393, 200	143, 100	536, 300
		3 民 生 債	374, 800	148, 700	523, 500
		4 土 木 債	2, 662, 600	262, 300	2, 924, 900

節			
区分	 金 額	説	明
	千円	10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	千円
3 選挙費委託金	$\triangle 6,732$	10 大阪府知事・府議会議員選挙委託金	△6, 732
		補正後 16,965,000円-補正前 23,697,000円	
1 土 地 建 物	1	4 市有地貸付料	1
貸 付 収 入		補正後 168,386,000円-補正前 168,385,000円	
1 都市施設整備	△494, 000	1 都市施設整備基金繰入金	△494, 000
基金繰入金	△494, 000	補正後 529,000,000円ー補正前 1,023,000,000円	△494, 000
圣 並 株 八 並		而正反 625,000,000[1] [而正前 1,025,000,000[1	
1 前年度繰越金	508, 839	1 前年度繰越金	508, 839
		補正後 639, 153, 000円-補正前 130, 314, 000円	
2 実費弁償金	117	53 産後ケア利用料	117
		補正後 963,000円-補正前 846,000円	
1 W 7/7 CC TH	140 100	C 1044 女 L > A 36 板 古 米 体	140 100
1 総 務 管 理 事 業 債	143, 100	6 旧教育センター改修事業債 補正後 477,600,000円ー補正前 334,500,000円	143, 100
1 社 会 福 祉	148, 700	3 あいあい園移転整備事業債	148, 700
事業債	,		
1 道路橋りょう	262, 300	1 橋りょう整備事業債	262, 300
事 業 債		補正後 370,200,000円-補正前 107,900,000円	

(款) 22 市債

(項) 1 市債

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

款		科 	目		補正前の額	補 正 額	計	補正額 0	り財源内訳
	議	1	会	費	千円 434, 061	千円 5, 110	千円 439, 171	一般財源	千P 5, 110
	1	議	会	費	434, 061	5, 110	439, 171	一般財源	5, 110
		1	議 会	費	434, 061	5, 110	439, 171	一般財源	5, 110
2	総総		務	費	6, 840, 760	173, 167	7, 013, 927	府支出金 市債	△6, 732 143, 100
	1	総	務管理	上費	5, 831, 535	164, 033	5, 995, 568	市債	36, 799 143, 100
		1	一般管理	里費	2, 995, 366	△7, 704	2, 987, 662	一般財源	20, 933 △7, 704

	節		≅X	пп
区	分	金 額	説	明
		千円		千円
2 給	料	2, 649	1 人件費(議会費)【人事室】	3, 480
			2 給 料	2, 649
3 職員	手 当 等	2, 298	2 一般職給	2, 649
			一般職給	2, 649
4 共	済 費	163	3 職員手当等	668
			3 管理職手当	△12
			4 地域手当	253
			5 通勤手当	265
			9 時間外及び休日勤務手当	88
			11 期末勤勉手当	194
			14 児童手当	△120
			4 共 済 費	163
			3 職員共済組合負担金	163
			2 議員報酬等関係事業【議会事務局総務室】	1, 630
			3 職員手当等	1, 630
			1 議員期末手当	1,630
2 給	料	△24, 769	1 人件費(特別職給与)【人事室】	220
			3 職員手当等	220 220
	料手当等	△24, 769 △22, 050		
		△22, 050	3 職員手当等 11 期末勤勉手当	220
3 職 員	手 当 等		3 職員手当等 11 期末勤勉手当 2 人件費(一般管理費)【人事室】	220 220 △40, 687
3 職 員	手 当 等	△22, 050	3 職員手当等 11 期末勤勉手当	220 220
3 職員	手当等	△22, 050 6, 181	3 職員手当等 11 期末勤勉手当 2 人件費(一般管理費)【人事室】 2 給 料	220 220 △40, 687 △24, 769
3 職員 4 共 7 報	手当等	△22, 050 6, 181	3 職員手当等 11 期末勤勉手当 2 人件費(一般管理費)【人事室】 2 給 料 2 一般職給	220 220 △40, 687 △24, 769 △24, 769
3 職員 4 共 7 報	手 当 等 済 費 償 費	△22, 050 6, 181 2, 000	3 職員手当等 11 期末勤勉手当 2 人件費(一般管理費)【人事室】 2 給 料 2 一般職給 一般職給	220 220 △40, 687 △24, 769 △24, 769
3 職員 4 共 7 報 11 役	手 当 等 済 費 償 費	△22, 050 6, 181 2, 000	3 職員手当等 11 期末勤勉手当 2 人件費(一般管理費)【人事室】 2 給 料 2 一般職給 一般職給 3 職員手当等	220 220 △40, 687 △24, 769 △24, 769 △24, 769 △22, 270
3 職員 4 共 7 報 11 役	手 当 等 済 費 償 費	△22, 050 6, 181 2, 000 660	3 職員手当等 11 期末勤勉手当 2 人件費(一般管理費)【人事室】 2 給 料 2 一般職給 一般職給 3 職員手当等 2 扶養手当	220 220 △40, 687 △24, 769 △24, 769 △24, 769 △22, 270 △664
3 職員 4 共 7 報 11 役 12 委	手 当 等 済 費 償 費	△22, 050 6, 181 2, 000 660	3 職員手当等 11 期末勤勉手当 2 人件費(一般管理費)【人事室】 2 給 料 2 一般職給 3 職員手当等 2 扶養手当 3 管理職手当	220 220 △40, 687 △24, 769 △24, 769 △24, 769 △22, 270 △664 △457
3 職員 4 共 7 報 11 役 12 委	手 当 等	△22, 050 6, 181 2, 000 660 8, 806	3 職員手当等 11 期末勤勉手当 2 人件費(一般管理費)【人事室】 2 給 料 2 一般職給般職給 3 職員手当等 2 扶養手当 3 管理職手当 4 地域手当	$\begin{array}{c} 220 \\ 220 \\ \\ \triangle 40, 687 \\ \\ \triangle 24, 769 \\ \\ \triangle 24, 769 \\ \\ \triangle 22, 270 \\ \\ \triangle 664 \\ \\ \triangle 457 \\ \\ \triangle 1, 249 \\ \end{array}$
3 職員 4 共 7 報 11 役 12 委 13 使賃	手 当 等 済 費 償 務 託 料 び	△22, 050 6, 181 2, 000 660 8, 806	3 職員手当等 11 期末勤勉手当 2 人件費(一般管理費)【人事室】 2 給 料 2 一般 職 給 一般職給 3 職員手当等 2 扶養 手 当 3 管理職手当 4 地域 手 当 5 通勤 手 当	220 220 240, 687 △24, 769 △24, 769 △24, 769 △25, 270 △664 △457 △1, 249 △2, 107
3 職員 4 共 7 報 11 役 12 委 伸賃賃 22 償	手 当 費 費 費 形 及 料 供	△22, 050 6, 181 2, 000 660 8, 806 10, 468	3 職員手当等 11 期末勤勉手当 2 人件費(一般管理費)【人事室】 2 給 料 2 一般職給 3 職員手当等 2 扶養手当 3 管理職手当 4 地域手当 5 通勤手当 9 時間外及び休日勤務手当	220 220 240, 687 △24, 769 △24, 769 △24, 769 △24, 769 △25, 270 △664 △457 △1, 249 △2, 107 705
3 職員 4 共 7 報 11 役 12 委 伸賃賃 22 償	手済費当費費費費費料び料み利	△22, 050 6, 181 2, 000 660 8, 806 10, 468	3 職員手当等 11 期末勤勉手当 2 人件費(一般管理費)【人事室】 2 給 料 2 一般 職 給 一般職給 3 職員手当等 2 扶養手当 3 管理職手当 4 地域手当 5 通勤手当 9 時間外及び休日勤務手当 10 住居手当	$ \begin{array}{c} 220 \\ 220 \\ \hline $
3 職員 4 共 7 報 11 役 12 委 伸賃賃 22 償	手済費当費費費費費料び料み利	△22, 050 6, 181 2, 000 660 8, 806 10, 468	3 職員手当等 11 期末勤勉手当 2 人件費(一般管理費)【人事室】 2 給 料 2 一般職給 -般職給 3 職員手当等 2 扶養手当 3 管理職手当 4 地域手当 5 通勤手当 9 時間外及び休日勤務手当 10 住居手当 11 期末勤勉手当	220 220 240, 687 △24, 769 △24, 769 △24, 769 △22, 270 △664 △457 △1, 249 △2, 107 705 △3, 159 △13, 329
3 職員 4 共 7 報 11 役 12 委 使賃償 22 償	手済費当費費費費費料び料み利	△22, 050 6, 181 2, 000 660 8, 806 10, 468	3 職員手当等 11 期末勤勉手当 2 人件費(一般管理費)【人事室】 2 給 料 2 一般 職 給 一般職給 3 職員手当等 2 扶養手当 3 管理職手当 4 地域手当 5 通勤手当 9 時間外及び休日勤務手当 10 住居手当 11 期末勤勉手当 14 児童手当	$ \begin{array}{c} 220 \\ 220 \\ \hline 240, 687 \\ \underline{24, 769} \\ \underline{24, 769} \\ \underline{224, 769} \\ \underline{22, 270} \\ \underline{664} \\ \underline{457} \\ \underline{1, 249} \\ \underline{2, 107} \\ 705 \\ \underline{3, 159} \\ \underline{13, 329} \\ \underline{22, 010} \\ \end{array} $

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(項) 1 総務管理費

(項)	総務管理 ^斗		1	補正前の類	補 正 妬	事上	a	百 の 旪	酒 内	量用
款		目						只 ∨ノ 州	105 F J	
2		I	理費	補正前の額千円	補正額	計 千円 千F		質の財	源 内	訳 千甲
	5 財	産 管	理費	671, 052	171, 3	842, 368	市債一般財源			143, 100 28, 216
	14 自	治振	興 費	49, 609	1	91 49,800	一般財源			191
	20 人科	全文化	推進費	49, 009	2	30 49, 239	一般財源			230

区 分	金額		
	千円		千円
		4 人件費(雇用保険料)【人事室】	△114
		4 共 済 費	Δ114
		7 社会保険料	△114
		 5 人件費(地公災負担金)【人事室】	△57
		4 共 済 費	
			<i>△</i> 57
			<u> </u>
		 45 ふるさと寄附金推進事業【箕面営業室】	15, 851
		7 報 償 費	2, 000
		1 報 償 金	2,000
		ふるさと寄附金謝礼品 2,000	
		11 役 務 費	660
		3 手 数 料	660
		12 委 託 料	2, 723
		1 委 託 料	2, 723
		グリーティングカード制作委託 3	
		ふるさと寄附金運営事務委託 2,720	
		13 使用料及び賃借料	10, 468
		1 使 用 料	10, 468
		54 行政改革推進事業【行政改革·DX推進室】	6, 083
		12 委 託 料	6, 083
		1 委 託 料	6, 083
		外郭団体経営分析等委託 6,083	
		 	11, 000
		64 市税過年度還付事務事業【税務室】 22 償還金利子及び割引料	11, 000
		1 償 還 金	11,000
		市税過年度還付金 11,000	11,000
4 工事請負費	159, 000	51 市有財産管理事業(臨時)【地域活性化室】	12, 316
, ,,, ,, ,,		21 補償補填及び賠償金	12, 316
21 補 償 補 填	12, 316	1 補 償 金	12, 316
及び賠償金		みのおサンプラザ 1 号館借家人損失補償 12,316 12,316	
		55 旧教育センター改修事業【営繕室】	159, 000
			159, 000
		1 工事請負費	159, 000
		旧教育センター改修工事 159,000	
10 需 用 費	191	54 防犯委員会移転事業【市民安全政策室】	191
		10 需 用 費	191
		6 修 繕 料	191
		施設修繕 191	
	200	55 市民ギャラリー整備事業【人権文化部文化国際室】	230
10 需 用 費	200	10 需 用 費	

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(項) 1 総務管理費

	Ħ	計 目	補正前の額	補正額	計	描 正 頞 (の財源内訳
款	項	目					
2	1	20[人権文化推進費]	千円	千円	千円		千円
	2	<u> </u> 徴 税 費	409, 699	6, 108	415, 807	一般財源	6, 108
		1 徴 税 総 務 費	307, 476	6, 108	313, 584	一般財源	6, 108
	3	 	481, 404	9, 616	491, 020	一般財源	9, 616
		1 戸籍 住民基本台帳費	481, 404	9, 616	491, 020	一般財源	9, 616
	4	選	72, 529	△8, 620	63, 909	府支出金 一般財源	△6, 732 △1, 888
		1 選 挙 管 理 委 員 会 費	48,738	△1,888	46, 850	一般財源	△1, 888

節			説	明	
区	分	金額	成化	971	
10 T	iol lot	千円	- 10 + 1. +		千円
12 委	託 料	30	5 光熱水費		200
			12 委 託 料		30
			1 委 託 料	20	30
			清掃委託	30	
2 給	料	5, 102	1 人件費(徴税総務費)【人事室】		6, 108
			2 給 料		5, 102
3 職 員	手当等	6	2 一般職給		5, 102
	\		一般職給	5, 102	•
4 共	済 費	1,000	3 職員手当等		6
			2 扶養手当		△696
			4 地域手当		648
			10 住居手当		△69
			11 期末勤勉手当		123
			4 共 済 費		1, 000
			3 職員共済組合負担金		1, 000
2 給	料	4, 500	1 人件費(戸籍住民基本台帳費)【人事室】		9, 616
△ ボロ	1 ²	4, 500	2 給 料		4, 500
3 職 昌	手当等	3, 816	2 一般職給		4, 500
0 AN E	(1 = 4	3, 010	一般職給	4, 500	4, 500
4 共	済 費	1, 300	3 職員手当等	1,000	3, 816
1 /		2, 555	2 扶養手当		515
			4 地域手当		700
			5 通勤手当		200
			9 時間外及び休日勤務手当		393
			10 住居手当		618
			11 期末勤勉手当		1, 155
			14 児童手当		235
			4 共 済 費		1, 300
			3 職員共済組合負担金		1, 300
2 給	料	△1, 331	1 人件費(選挙管理委員会費)【人事室】		Δ1, 888
			2 給 料		△1, 331
3 職員	手当等	$\triangle 42$	2 一般職給		△1, 331
			一般職給	$\triangle 1,331$	
4 共	済 費	△515	3 職員手当等 		△42
			5 通勤手当		37
			9 時間外及び休日勤務手当		△19
			11 期末勤勉手当		△60
					△515
			3 職員共済組合負担金		△515

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(項) 4 選挙費

		計 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の	の財源内訳
款	項	目					
2	4	3 大 阪 府 知 事 • 府 議 会 議 員 選 举 費	千円 23, 697	千円 △6, 732	千円 16, 965	府支出金	千円 △6, 732
	5		20, 886	1,768	22, 654	一般財源	1, 768
		1 統計調査総務費	14, 474	1,768	16, 242	一般財源	1,768
	6		24, 707	262	24, 969	一般財源	262
		1 監 査 委 員 費	24, 707	262	24, 969	一般財源	262

				節				-3V	HI.	
	区				金 額			説	明	
_	4 m			7011	千円	50 A=			. =* - 12 22 \	千円
1	報			酬	△384		计年度 人事3	度任用職員雇用事業(大阪府知事・府議会 記	(議貝選 <i>等)</i>	△160
2	職員	3 丰	业	ケ	△4, 732		へ 事 ≦ 報	童』 ■		△146
3		1 丁	=	4	△4, 132					△146
8	旅			費	△16		J	事務補助員	△146	△140
0	ЛK			月	△10	8	旅	費	△140	△14
10	雲	用		費	△703					△14
10	1113	/13			2.00		•	A 71 71 18		
11	役	務		費	△10	51 大阪	反府知	印事・府議会議員選挙事業【選挙管理委員	会事務局】	△6, 572
						1	報	西州		△238
12	委	託		料	△696		3	非常勤職員報酬		△238
								期日前投票管理者・立会人他	$\triangle 238$	
13	使用	月料	及	び	△191	3	職員	員手当等		△4, 732
	賃	借		料			9	時間外及び休日勤務手当		$\triangle 4,732$
						8	旅	費		△2
								費用弁償		$\triangle 2$
						10		用 費		△703
								消耗品費		$\triangle 159$
							4	印刷製本費		$\triangle 262$
								啓発チラシ他	$\triangle 262$	
							6	修繕料		△282
								投開票所器材修理他	△282	
						11		務費		△10
						10		通信運搬費		△10
						12		託 料 丢 針 凼		△696
							1	委託 料 ポスター規デ担款署・物収笠承託	△696	△696
						12	/击 F	ポスター掲示場設置・撤収等委託 用料及び賃借料	△7090	△191
								1747及び負債47 使 用 料		△191 △191
								区 /11 /11		∠131
2	給			料	1, 500	1 人作	 牛費	(統計調査総務費) 【人事室】		1, 768
							給	**		1, 500
3	職員	手	当	等	168		2	一般職給		1, 500
								一般職給	1,500	
4	共	済		費	100	3	職員	員手当等		168
						•••••	4	地域手当		100
							11	期末勤勉手当		68
						4	共	済費		100
							3	職員共済組合負担金		100
2	給			料	18			(監査委員費) 【人事室】		262
	wild. :-	1 -	×1.	-		2	給	料		18
3	職員	手	当	等	110		2	一般職給		18
								一般職給	(款) 2 総務費	

(款) 2 総務費

(項) 6 監査委員費

(項) 6 監査委員費

	科目目	補正前の額	補正額	計	補正額の	財源内訳
2 6	1[監 査 委 員 費]	千円	千円	千円		千円
3 民	生費	27, 225, 170	366, 050	27, 591, 220	国庫支出金 府支出金 市債 一般財源	8, 503 42, 308 148, 700 166, 539
1	社 会 福 祉 費	8, 154, 595	240, 591	8, 395, 186	国庫支出金 府支出金 市債 一般財源	7, 531 36, 375 148, 700 47, 985
	1 社会福祉総務費	1, 137, 722	31, 747	1, 169, 469	国庫支出金一般財源	421 31, 326
	6 老 人 福 祉 費	136, 491	42, 886	179, 377	国庫支出金 府支出金	6, 586 36, 300

		節			
区	——— 分	2417	金額	- 説 	
			千P		千円
4 共	済	費	134	3 職員手当等	110
				4 地域手当	2
				11 期末勤勉手当	108
				4 共 済 費	134
				3 職員共済組合負担金	134
2 給		料	13, 725	1 人件費(社会福祉総務費)【人事室】	28, 707
<u> </u>		-11.1	10,120	2 給 料	13, 725
3 職 員	. 手 当	等	11, 401	2 一般職給	13, 725
				一般職給 13,725	
4 共	済	費	3, 581	3 職員手当等	11, 401
				4 地域手当	2, 696
12 委	託	料	2,018	5 通勤手当	337
				9 時間外及び休日勤務手当	1, 585
18 負 担	金補] 助	1,022	10 住居手当	800
及び	交付	金		11 期末勤勉手当	5, 323
				14 児童手当	660
				4 共 済 費	3, 581
				3 職員共済組合負担金	3, 481
				7 社会保険料	100
				55 福祉輸送利用促進モデル事業【健康福祉政策室】	1, 022
				18 負担金補助及び交付金	1, 022
				2 補 助 金	1,022
				福祉輸送利用促進モデル事業補助金 1,022	
				56 広域連携福祉事務事業(権限移譲共同処理分)(臨時)	2, 018
				【広域福祉課】	0.010
				12 委 託 料	2, 018
				1 委 託 料	2, 018
10 年 4円	1 \ \ \	÷ ===	40,000	システム改修委託 2,018	26 200
18 負担			42, 886	58 介護施設等感染防止対策支援事業【高齢福祉室】	36, 300
及り	交 付	金		18 負担金補助及び交付金 	36, 300
				2 棚 助 金 介護施設等コロナ対策支援事業費補助金 36,300	36, 300
				月 唆爬取守中 1 月 別 界 又 1 仮 尹 未 貞 柵 切 並 30,300	
				 59 物価高騰対応市緊急支援事業(高齢福祉)【高齢福祉室】	6, 586
				18 負担金補助及び交付金	6, 586
				3 交 付 金	6, 586
				(款) 3 民生費	0,000

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

±14.	和一五		補正前の額	補正額	計	補正額 🛭	り財源内訳
款	項	目	千円	千円	千円		千円
3	1	6[老 人 福 祉 費]					
	ŀ	8 障 害 福 祉 費	3, 869, 632	676	3, 870, 308	国庫支出金	524
						府支出金	75
						一般財源	77
	Ì	9早期療育費	46, 048	165, 282	211, 330	市債	148, 700
						一般財源	16, 582
	2 .	児童福祉費	11, 500, 856	113, 625	11, 614, 481	国庫支出金	383
						府支出金	5, 639
	ſ	. 10				一般財源	107, 603
		1 児童福祉総務費	4, 215, 545	767	4, 216, 312	国庫支出金一般財源	383 384
		3 保 育 所 費	620, 371	20, 460	640, 831	一般財源	20, 460
		4 ひとり親家庭医療助成費	68, 561	3, 453	72, 014	府支出金 一般財源	1, 726 1, 727

			節				
		. ,	 分	金	額	説明	
	•		· ·		千円	物価高騰対応支援金 6,586	千円
10	需	用	費		288	4 障害者地域生活支援事業【障害福祉室】	303
						10 需 用 費	288
12	委	託	料		15	4 印刷製本費	288
						リーフレット他 288	
18	負 :	担 金	補助		373	12 委 託 料	15
	及	び交	付 金			1 委 託 料	15
						点訳委託 15	
						56 物価高騰対応市緊急支援事業(障害福祉)【障害福祉室】	373
						18 負担金補助及び交付金	373
						3 交 付 金	373
						物価高騰対応支援金 373	
14	I:	事請	負 費	1	65, 282	53 あいあい園移転整備事業 (継続費) 【総合保健福祉センター分室】	165, 282
						14 工事請負費	165, 282
						1 工事請負費	165, 282
						あいあい園改修工事他 165,282	
10	需	用	費		191	67 広域的保育所等利用事業【保育幼稚園利用室】	767
10	/	III Jal	T ~18		0.0	10 需 用 費	191
13	便 /	用 科 借	及び		36	1 消耗品費 13 使用料及び賃借料	191 36
17			<u>料</u> 入費		540	1 使 用 料	36
11	I/HI I		八頁		340	17 備品購入費	540
						1 庁用器具費	540
						保育用 540	010
2	給		——— 料		12, 800	1 人件費(保育所費)【人事室】	20, 460
						2 給 料	12, 800
3	職	員 手	当 等		5, 258	2 一般職給	12, 800
						一般職給 12,800	
4	共	済	費		2, 402	3 職員手当等	5, 258
						3 管理職手当	300
						4 地域手当	2, 300
						9 時間外及び休日勤務手当	185
						10 住居手当	768
						11 期末勤勉手当	1, 505
						14 児童手当	200
						4 共 済 費	2, 402
						3 職員共済組合負担金	2, 300
10	++-	ш.	#		0 450	7 社会保険料	102
19	扶	助	費		3, 453	5 ひとり親家庭医療費助成事業(扶助費)【介護・医療・年金室】 19 扶 助 費	3, 453 3, 453
						1 扶 助 費	3, 4 53
						1 <i>I</i> /1 <i>I</i> /2	0, 400

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

	科 目	補正前の額	補正額	計	補正額	の財源内訳
款	項目		千円	千円		
3	2 4 ひとり親家庭医療助成費	千円	TH3	719		千円
	5 子 ど も の 医療助成費	633, 616	88, 945	722, 561	府支出金 一般財源	3, 913 85, 032
	3 生 活 保 護 費	2, 573, 599	△4, 898	2, 568, 701	一般財源	△4, 898
	1 生活保護総務費	241, 404	△4, 898	236, 506	一般財源	△4, 898
	4 国民健康保険費	1, 284, 993	1, 179	1, 286, 172	国庫支出金 府支出金 一般財源	589 294 296
	1 国民健康保険費	1, 284, 993	1, 179	1, 286, 172	国庫支出金府支出金一般財源	589 294 296
	5 介 護 保 険 費	1, 839, 017	14, 768	1, 853, 785	一般財源	14, 768
	1 介 護 保 険 費	1, 839, 017	14, 768	1, 853, 785	一般財源	14, 768
	6 後期高齢者医療費	1, 872, 110	785	1, 872, 895	一般財源	785
	1 後 期 高 齢 者 医 療 費	1, 872, 110	785	1, 872, 895	一般財源	785
4 徫	第 生 費	4, 703, 292	50, 321	4, 753, 613	国庫支出金 諸収入 一般財源	1, 745 117 48, 459

区	<u>節</u> 分	金額	- 説 明	
· ·	- ·			
		千月	ひとり親家庭医療扶助費 3,453	千円
19 扶	助費	88, 945	5 子どもの医療費助成事業(扶助費)【介護・医療・年金室】	88, 945
			19 扶 助 費	88, 945
			1 扶 助 費 子どもの医療扶助費 88,945	88, 945
2 給	料	△1, 745	1 人件費(生活保護総務費)【人事室】	△4, 898
			2 給 料	△1, 745
3 職員	手 当 等	△1,815	2 一般職給 一般職給 △1,745	△1, 745
4 共	済 費	△1, 338	3 職員手当等	△1,815
			9 時間外及び休日勤務手当	139
			11 期末勤勉手当	$\triangle 1,954$
			4 共 済 費	△1, 338
			3 職員共済組合負担金	△1, 338
			27 繰 出 金 3 特別会計国民健康保険事業費繰出金 産前産後保険料繰出 1,179	1, 1 79 1, 179
27 繰	出金	14, 768	1 特別会計介護保険事業費繰出金(経常)【介護・医療・年金室】	1, 700
			27 繰 出 金	1, 700
			5 特別会計介護保険事業費繰出金	1,700
			職員給与費等繰出 17	
			地域支援事業費繰出 1,683	
			51 特別会計介護保険事業費繰出金(臨時)【介護・医療・年金室】	13, 068
			27 繰 出 金	13, 068
			5 特別会計介護保険事業費繰出金	13, 068
			職員給与費等繰出 13,068	
27 繰	出金	785	3 特別会計後期高齢者医療事業費繰出金【介護・医療・年金室】	785
			27 繰 出 金	785
			9 特別会計後期高齢者医療事業費繰出金	785
			職員給与費等繰出 785	

(款) 4 衛生費

(項)

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1	科			目		補正前の額	補正額	計	補正額	の財源内訳
款り	頁		目							
4	1 保	健	衛	生	費	千円 2, 239, 946	千円 42,178	千円 2, 282, 124	国庫支出金	千円 1,745
						, ,	,	, ,	諸収入	117
									一般財源	40, 316
	1	保健	衛生	三総務	务費	278, 480	39, 014	317, 494	一般財源	39, 014
	4	母子	·保健	推進	進費	251, 852	3, 164	255, 016	国庫支出金 諸収入 一般財源	1, 745 117 1, 302
4	2 清		掃		費	1, 958, 679	8, 143	1, 966, 822	一般財源	8, 143
	1	清	帚統	務	費	403, 442	8, 143	411, 585	一般財源	8, 143
5 労		偅	b		費	65, 993	1, 648	67, 641	一般財源	1, 648
	1 201	EC!	=	±+ /	ш.	o= aa-		A= A	An in Libert	
	1 労	働		諸	費	65, 993	1, 648	67, 641	一般財源	1, 648
	1	労 亻	動対	策	費	28, 065	1,648	29, 713	一般財源	1, 648

節			
区 分	金額	説	明
	千円		千円
2 給 料	25, 919	1 人件費(保健衛生総務費)【人事室】	39, 014
2 ND 19	20, 313	2 給 料	25, 919
3 職員手当等	7, 378	2 一般職給	25, 919
		一般職給	25, 919
4 共 済 費	5, 717	3 職員手当等	7, 378
		3 管理職手当	500
		4 地域手当	2, 834
		5 通勤手当	414
		10 住居手当	505
		11 期末勤勉手当	3, 025
		14 児童手当	100
		4 共 済 費	5, 717
		3 職員共済組合負担金	5, 617
		7 社会保険料	100
12 委 託 料	3, 164	4 産後ケア事業【子どもすこやか室】	3, 164
		12 委 託 料	3, 164
		1 委 託 料	3, 164
		産後ケア事業委託	3, 164
2 給 料	3, 800	1 人件費(清掃総務費)【人事室】	8, 143
		2 給 料	3, 800
3 職員手当等	3, 043	2 一般職給	3, 800
		一般職給	3, 800
4 共 済 費	1, 300	3 職員手当等	3, 043
		2 扶養手当	300
		4 地域手当	600
		5 通勤手当	177
		9 時間外及び休日勤務手当	75
		10 住居手当	300
		11 期末勤勉手当	1, 471
		14 児童手当	120
		4 共 済 費	1, 300
		3 職員共済組合負担金	1, 300
2 給 料	1, 100		1, 232
		2 給 料	1, 100
3職員手当等	82	2 一般職給	1, 100
		一般職給	1, 100

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

款		カ側	補正前の額	補 正 額	計	補正額	の財源内訳
5	1	1[労働対策費]	千円	千円	千円		千円
6	農	林水産業費	162, 282	14, 553	176, 835	一般財源	14, 553
	1	農業費	147, 268	14, 553	161, 821	一般財源	14, 553
		1農業委員会費	37, 947	696	38, 643	一般財源	696
		2 農 業 総 務 費	35, 809	△1, 503	34, 306	一般財源	△1, 503
		4 農 地 費	39, 102	15, 360	54, 462	一般財源	15, 360
7	商	工 費	399, 798	5, 881	405, 679	一般財源	5, 881

区 分	金 額	詩	明	
	千円			千円
4 共 済 費	50	3 職員手当等		82
5 to 24 th		4 地域手当		3
7 報 償 費	416	9 時間外及び休日勤務手当		2
		11 期末勤勉手当		77
		4 共 済 費		50
		3 職員共済組合負担金		50
		50 障害者就労支援事業【箕面営業室】		416
		7 報 償 費		416
		1 報 償 金		416
		職場実習訓練生奨励金	416	
2 給 料	266	1 人件費(農業委員会費)【人事室】		696
		2 給 料		266
3 職員手当等	329	2 一般職給		266
		一般職給	266	
4 共 済 費	101	3 職員手当等		329
		2 扶養手当		100
		4 地域手当		40
		9 時間外及び休日勤務手当		3
		11 期末勤勉手当		186
		4 共 済 費		101
		3 職員共済組合負担金		100
		7 社会保険料		1
2 給 料	△834	1 人件費(農業総務費)【人事室】		△1, 503
		2 給 料		△834
3職員手当等	△669	2 一般職給		△834
		一般職給	△834	
		3 職員手当等		△669
		3 管理職手当		△382
		4 地域手当		△153
		9 時間外及び休日勤務手当		10
		10 住居手当		135
		11 期末勤勉手当		△279
4 工事請負費	13, 360	50 農地施設補修及び改修事業【公園緑地室】		15, 360
		14 工事請負費		13, 360
8 負 担 金 補 助	2,000	1 工事請負費		13, 360
及び交付金		農地施設補修工事	13, 360	
		18 負担金補助及び交付金 		2, 000
		1 負 担 金		2,000
		農業用水負担金	2,000	

(款) 7 商工費

(項)

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

款	科 項 T	•	 目	<u> </u>		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財	源内訳
	<u>海</u> 1	 绮	 工		費	千円 286, 787	千円 5,881	千円 292, 668		千円 5,881
	_ ,,					200, 101	0,001	202, 000	/42/1///	0,001
		1 商	工 総	務	費	128, 331	5, 881	134, 212	一般財源	5, 881
8 ±			木		費	15, 864, 127	63, 340	15, 927, 467	使用料及び手数料 国庫支出金 繰入金 市債	42 291, 492 △494, 000 262, 300
									一般財源	3, 506
	1 =	上 木	管	理	費	1, 036, 984	△5, 583	1, 031, 401	使用料及び手数料 一般財源	42 $\triangle 5,625$
		1 1.	木 総	45		1, 017, 660	△5, 583	1, 012, 077	使用料及び手数料一般財源	$42 \\ \triangle 5,625$

		국쓰	BB
区 分	金額	説	明
	千円		Í F
2 給 料	2, 829	1 人件費(商工総務費)【人事室】	5, 881
		2 給 料	2, 829
3 職員手当等	1, 526	2 一般職給	2, 829
		一般職給	2, 829
4 共 済 費	1, 526	3 職員手当等 	1, 526
		2 扶養手当	300
		4 地域手当	289
		9 時間外及び休日勤務手当	92
		10 住居手当	300
		11 期末勤勉手当	445
		14 児童手当	100
		4 共 済 費	1, 526
		3 職員共済組合負担金	1, 526
2 給 料	△282	1 人件費(土木総務費)【人事室】	△6, 343
a mile II and No date		2 給 料	△282
3職員手当等	$\triangle 2,307$	2 一般職給	△282
4 	^ 0 7F4	一般職給	△282
4 共 済 費	$\triangle 3,754$	3 職員手当等	Δ2, 307
10 需 用 費	403	2 扶養手当3 管理職手当	500 △1,870
	403	4 地域手当	∆1,870 154
11 役 務 費	100	9 時間外及び休日勤務手当	780
	100	11 期末勤勉手当	△1, 266
12 委 託 料	257	14 児童手当	△605
		4 共 済 費	△3, 754
		3 職員共済組合負担金	
		7 社会保険料	2
			700
		40 箕面萱野駅前交通広場管理事業【交通政策室】 10 需 用 費	760 403
		10	
		っ 元 熱 小 資 11 役 務 費	403 100
			100
		12 委 託 料	257

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(坦)		 科 目 目	14	14 4	I	1.b	es III. Need all advantage
款	項		補正前の額	補 正 額	計	補正額の	の財源内訳
8		道路橋りよう費	千円 1,889,653	千円 68, 923	千円 1, 958, 576	国庫支出金 繰入金 市債 一般財源	千円 291, 492 △494, 000 262, 300
		2 道路維持・交通安全施事業 備事業 費		68, 923	1, 928, 466	国庫支出金繰入金市債一般財源	9, 131 291, 492 △494, 000 262, 300 9, 131
9	消	防費	1, 971, 359	34, 620	2, 005, 979	一般財源	34, 620
	1	消防费	1, 971, 359	34, 620	2, 005, 979	一般財源	34, 620
		1 常 備 消 防 費	1, 578, 525	34, 620	1, 613, 145	一般財源	34, 620

節		説明	
区分	金 額	,	
	千円		千
10 需 用 費	2, 622	4 道路·交通安全施設管理事業【道路管理室】	2, 467
10 = - 101	2.012	10 需 用 費	1, 503
12 委 託 料	6, 316	5 光 熱 水 費 12 委 託 料	1, 503 964
14 工 事 請 負 費	59, 985	1 委 託 料	964
工事明只具	00, 000	道路清掃等委託 964	301
		8 放置自転車対策事業【道路管理室】	1, 905
		10 需 用 費	1, 119
		4 印刷製本費	1, 119
		諸用紙 1,119	
		12 委 託 料	786
		1 委 託 料	786
		自転車整理誘導業務委託 786	
		0. 4. 4. 5. 6. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4.	4 500
		9 かやの駐輪場管理運営事業【交通政策室】	4, 566
		12 委 託 料 	4, 566
		1 安 it 村	4, 566
		1,000	
		56 橋りょう長寿命化対策事業【道路整備室】	59, 985
			59, 985
		1 工事請負費	59, 985
		かやのさんぺい橋改修工事 59,985	
2 給 料	16, 040	1 人件費(常備消防費)【人事室】	34, 620
4E 11	, * **	2 給 料	16, 040
3職員手当等	13, 160	2 一般職給	16, 040
• • • • •	ŕ	一般職給 16,040	,
4 共 済 費	5, 420	3 職員手当等	13, 160
		2 扶養手当	879
		4 地域手当	1,860
		8 夜間勤務手当	△11
		9 時間外及び休日勤務手当	976
		10 住居手当	1, 087
		11 期末勤勉手当	7, 854
		14 児童手当	515
		4 共 済 費	5, 420
		3 職員共済組合負担金	5, 083

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

		年 目 目 III	補正前の額	補 正 額	計	補正額	の財源内訳
款	項	目	千円	千円			千円
9	1	1[常備消防費]					
10	教	育費	7, 100, 655	48, 979	7, 149, 634	一般財源	48, 979
	1	教 育 総 務 費	1, 912, 366	3, 106	1, 915, 472	一般財源	3, 106
		2 事 務 局 費	1, 003, 457	3, 106	1, 006, 563	一般財源	3, 106
	2	小 学 校 費	1, 327, 988	29, 194	1, 357, 182	一般財源	29, 194
		1学校管理費	922, 611	29, 194	951, 805	一般財源	29, 194
						(0.01)	
	3		686, 565	△3, 979	682, 586	一般財源	△3, 979
		1学校管理費	580, 568	△3, 979	576, 589	一般財源	△3, 979

節			
区 分	金 額	ρ <u>ι</u> 91	
	千円	7 社会保険料	手) 337
2 給 料	3, 373	1 人件費(事務局費)【人事室】	3, 008
a military and the first	2 225	2 給 料	3, 373
3 職員手当等	3, 207	2 一般職給	3, 373
	10.454	一般職給 3,373	0.100
4 共 済 費	△3, 474	3 職員手当等	3, 109
		2 扶養手当	300
		4 地域手当	△105
		5 通勤手当	△1, 118
		9 時間外及び休日勤務手当	569
		11 期末勤勉手当 14 児 童 手 当	3, 918
			△455
		4 共 済 費 	∆3, 474
		7 社会保険料	$\triangle 1,320$ $\triangle 2,154$
		1 任云床陕村	△2, 134
		2 人件費(教育長給与)【人事室】	98
		3 職員手当等	98
		11 期末勤勉手当	98
2 給 料	19, 404	1 人件費(小学校・学校管理費)【人事室】	29, 194
		2 給 料	19, 404
3職員手当等	6, 246	2 一般職給	19, 404
		一般職給 19,404	
4 共 済 費	3, 544	3 職員手当等	6, 246
		4 地域手当	2, 678
		5 通勤手当	658
		· ~	000
		9 時間外及び休日勤務手当	271
			271
		9 時間外及び休日勤務手当	271 2, 639
		9 時間外及び休日勤務手当 11 期末勤勉手当	271 2, 639 3, 544
		9 時間外及び休日勤務手当 11 期末勤勉手当 4 共 済 費	
		9 時間外及び休日勤務手当 11 期末勤勉手当 4 共 済 費 3 職員共済組合負担金	271 2, 639 3, 544 2, 842
2 給 料	△1, 253	9 時間外及び休日勤務手当 11 期末勤勉手当 4 共 済 費 3 職員共済組合負担金	271 2, 639 3, 544 2, 842 702
2 給 料	△1, 253	9 時間外及び休日勤務手当 11 期末勤勉手当 4 共 済 費 3 職員共済組合負担金 7 社会保険料	271 2, 639 3, 544 2, 842 702 △3, 979
2 給 料 3 職員手当等	$\triangle 1, 253$ $\triangle 479$	9 時間外及び休日勤務手当 11 期末勤勉手当 4 共 済 費 3 職員共済組合負担金 7 社会保険料 1 人件費(中学校・学校管理費)【人事室】	271 2, 639 3, 544 2, 842
		9 時間外及び休日勤務手当 11 期末勤勉手当 4 共 済 費 3 職員共済組合負担金 7 社会保険料 1 人件費 (中学校・学校管理費) 【人事室】 2 給 料	271 2, 639 3, 544 2, 842 702 △3, 979 △1, 253
		9 時間外及び休日勤務手当 11 期末勤勉手当 4 共 済 費 3 職員共済組合負担金 7 社会保険料 1 人件費 (中学校・学校管理費) 【人事室】 2 給 料 2 一般職給	271 2, 639 3, 544 2, 842 702 △3, 979 △1, 253

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

	科目	補正前の額	補 正 額	計	補正額	の財源内訳
: 項	 目	千円	千円	千円		千円
3	3 1 [学校管理費]	1 12	C	1 12		117
4	4 幼 稚 園 費	205, 178	△1,890	203, 288	一般財源	△1,890
	1 幼 稚 園 費	205, 178	△1,890	203, 288	一般財源	△1,890
- 5	5 社 会 教 育 費	1, 076, 376	21, 401	1, 097, 777	一般財源	21, 401
	1 社会教育総務費	414, 406	17, 530	431, 936	一般財源	17, 530
	8 野 外 活 動	0	3, 871	3, 871	一般財源	3,871
	センター費	o d	3, 871	3, 871	一種文兒	3, 871
6	6 保 健 体 育 費	1, 892, 182	1, 147	1, 893, 329	一般財源	1, 147
	2 保健体育施設費	350, 510	1, 147	351, 657	一般財源	1, 147

		節				
区	分		<u></u> 金	額	説明	
<u> </u>				千円		千円
					4 地域手当	$\triangle 153$
					9 時間外及び休日勤務手当	$\triangle 251$
					11 期末勤勉手当	$\triangle 56$
					4 共 済 費	△2, 247
					3 職員共済組合負担金	$\triangle 333$
					7 社会保険料	△1,914
2 給		料		$\triangle 495$	1 人件費(幼稚園費)【人事室】	Δ1, 890
	:	La tata			2 給 料	△495
3 職 貞	1 手	当 等		$\triangle 635$	2 一般職給	$\triangle 495$
		-44-			一般職給 △495	
4 共	済	費		△760	3 職員手当等	△635
					3 管理職手当	△450
					9 時間外及び休日勤務手当	73
					11 期末勤勉手当	△218
					14 児童手当	$\triangle 40$
					4 共 済 費	△760
					3 職員共済組合負担金	$\triangle 762$
					7 社会保険料	2
2 給		料		9, 554	1 人件費(社会教育総務費)【人事室】	17, 530
					2 給 料	9, 554
3 職員	員 手 🗎	当 等		6, 338	2 一般職給	9, 554
					一般職給 9,554	
4 共	済	費		1,638	3 職員手当等	6, 338
					2 扶養手当	500
					3 管理職手当	500
					4 地域手当	1,607
					5 通勤手当	341
					9 時間外及び休日勤務手当	206
					10 住居手当	500
					11 期末勤勉手当	2, 684
					4 共 済 費	1, 638
					3 職員共済組合負担金	1, 638
12 委	託	料		3, 871	51 野外活動センター管理運営事業(臨時)【青少年育成室】	3, 871
					12 委 託 料	3, 871
					1 委 託 料	3, 871
					樹木伐採委託 3,871	
7 ±0	134s	#		40.4	[1 ¬ L L 1 , 2 与 安 称 进 击 坐	4 447
7 報	償	費		404	51 スケートボードパーク等整備事業	1, 147
10 🛣	⇒ 1	ntest.		440	【子ども未来創造局保健スポーツ室】	40.4
12 委	託	料		446	7 報 償 費	404
					1 報 償 金 (款) 10 教育費	404

(款) 10 教育費

(項) 6 保健体育費

(款) 10 教育費

(項) 6 保健体育費

(垻)	;	保健体育費 科 目 I I	補正前の額	補正額	計	補 正 額 σ	財源内訳
款	項		千円	千円	千円		千円
10	6	2[保健体育施設費					
13	諸	支 出 金	1, 820, 816	177, 746	1, 998, 562	国庫支出金	35, 000
	1	並 弗	44, 606	177 746	222 252	一般財源	142, 746
		諸	44,606	177, 746	222, 352	国庫支出金 一般財源	35, 000 142, 746
		2 諸 費	43, 856	177, 746	221, 602	国庫支出金	35, 000
			,	,	,	一般財源	142, 746

節		=\(\delta\)	
区 分	金 額	説 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
10 体 田 刈 及 7%	千円 297	出演者等謝礼 404	千円
13 使用料及び 賃 借 料	297	出演者等謝礼 404 12 委 託 料	446
貝 旧 竹		1 委 託 料	446
		体験会運営等委託 446	110
		13 使用料及び賃借料	297
		2 賃 借 料	297
		- 仮設トイレ等借上料 297	_,,
18 負 担 金 補 助	35, 000	54 国庫負担金等返還事業【生活援護室】	53, 065
及び交付金	33,000	22 償還金利子及び割引料	53, 065
22 償還金利子	142, 746	1 償 還 金	53, 065
及び割引料		令和 4 年度生活保護費国庫負担金返還金他 53,065	22, 222
		57 国庫補助金返還事業【子育て支援室】	54, 162
			54, 162
		1 償 還 金	54, 162
		令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金 54,162	
		交付事業費補助金返還金他	
		59 国庫交付金返還事業【教育政策室】	25, 571
		22 償還金利子及び割引料	25, 571
		1 償 還 金	25, 571
		令和4年度子ども・子育て支援交付金返還 25,571	
		金	
		60 国庫補助金返還事業【国民健康保険室】	896
			896
		1 償 還 金	896
		令和4年度社会保障・税番号制度システム 896 整備費等補助金返還金	
		61 物価高騰対応市緊急支援事業(指定管理施設支援)【総務部総務室】	35, 000
		18 負担金補助及び交付金	35, 000
		3 交 付 金	35, 000
		物価高騰対応支援金 35,000	
		69 国庫負担金返還事業【総合保健福祉センター分室】	9, 052
		22 償還金利子及び割引料	9, 052
		1 償 還 金	9, 052
		令和 4 年度障害児通所給付費国庫負担金返 9,052 還金	

(款) 13 諸支出金

(項) 1 諸費

給 与 費

1 特別職

				給	与
区	分	職員数	報酬	給 料	期末手当
					(千円)
					年間支給率
		(人)	(千円)	(千円)	(月分)
	長 等	4		37, 344	19, 612
	,	-		0.,011	4. 45
	議員	22	162, 966		72, 518
補正後			102,000		4. 45
	その他の	1, 420	144, 504		
	特別職	1, 120	111, 001		
	計	1, 446	307, 470	37, 344	92, 130
	長 等	4		37, 344	19, 294
	X 4	ī		01,011	4. 35
	議員	22	162, 966		70, 888
補正前	哦 只	22	102, 900		4. 35
	その他の	1, 420	144, 742		
	特別職	1, 420	144, 142		
	計	1, 446	307, 708	37, 344	90, 182
	長 等				318
	文 节				316
	議員				1 620
比 較	→ 現				1, 630
	その他の		Λ 000		
	特別職		△ 238		
	計		△ 238		1, 948

明 細 書

	費				
地域手当	その他の	計	共 済 費	合 計	備考
	手 当				
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
4, 482	127	61, 565	11, 340	72, 905	
		235, 484	53, 333	288, 817	
		144, 504	13, 646	158, 150	
4, 482	127	441, 553	78, 319	519, 872	
4, 482	127	61, 247	11, 320	72, 567	
		233, 854	53, 333	287, 187	
		144, 742	13, 646	158, 388	
4, 482	127	439, 843	78, 299	518, 142	
		318	20	338	
		1,630		1,630	
		△ 238		△ 238	
		1,710	20	1,730	

2 一般職

(1) 総括

			給	与
区分	職員数 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補正後	(1, 007) 1, 029	984, 116	4, 024, 765	3, 494, 764
補正前	(1, 008) 1, 026	984, 262	3, 932, 895	3, 463, 775
比較	(△1) 3	△ 146	91, 870	30, 989
		区 分	扶 養 手 当	管理職手当
			(千円)	(千円)
		補 正 後	96, 585	313, 840
職員手当		補 正 前	94, 570	315, 711
の内訳		比較	2, 015	△ 1,871
		区 分	住 居 手 当	期末勤勉手当
			(千円)	(千円)
		補 正 後	61, 802	1, 716, 537
		補 正 前	60, 017	1, 702, 924
		比較	1, 785	13, 613

注)職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

費				
計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備	考
8, 503, 645	1, 608, 295	10, 111, 940		
8, 380, 932	1, 586, 246	9, 967, 178		
122, 713	22, 049	144, 762		

地 域 手 当	通 勤 手 当	夜間勤務手当	時間外及び休日
(千円)	(千円)	(千円)	勤務手当(千円)
534, 245	85, 757	2,608	282, 742
519, 141	86, 553	2, 619	281, 592
15, 104	△ 796	△ 11	1, 150

退職手当	単身赴任手当			
(千円)	(千円)			
400,000	648			
400,000	648			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区	分	増	減	額		増	減	事	由	別	内	訳	
			(千円)					((千円))			
給	料		91	1,870	1	制度改	正に住	半う増	加分				85, 199
					2	その他	の増減	或分					6, 671
職員:	手当		30), 989	1	制度改	正に作	半う増	加分				29, 867
					2	その他	の増減						1, 122

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

説明		備	ĵ	考			
給与改定に係る増加分		給与改定の特	犬況				
85, 199	千円		「 給料の改定率	若年層を中心に1.1%			
		本年度 -					
			給与改定実施時	芽期令和5年(2	2023年)4月		
新陳代謝に係る減分		職員数の異動	動状況				
△ 3, 199	千円		(現に在職する)	(その他)	(計)		
所属会計変更等に係る増加を	}		し職員数				
21, 614	千円	補正後	1,029(152)人	()人	1,029(152)人		
育児休業等に係る減分		補正前	1,026(153)人	()人	1,026(153)人		
△ 11,744	千円	比 較	3(△1)人	()人	3(△1)人		
給与改定に係る増加分		期末勤勉手	<u></u>				
29, 867	千円	給与改定	に係る増加分	13, 6	613 千円		
		期末勤勉	2手当の支給率				
		支給期	6月	12月	合計		
		補正後	2. 20 (1. 15)	2.30(1.20)	4. 50 (2. 35)		
		補正前	2. 20 (1. 15)	2. 20 (1. 15)	4. 40 (2. 30)		
		時間外及び位	木日勤務手当	1, 1	150 千円		
		地域手当		15, 1	104 千円		
		扶養手当		2,0	015 千円		
		管理職手当		△ 1,8	871 千円		
		通勤手当		\triangle 7	796 千円		
		夜間勤務手	当	\triangle	11 千円		
		住居手当		1, 7	785 千円		

継続費についての前前年度末までの支出額、 及び当該年度以降の支出予定額並びに事業

					全	体	計
款	項	事 業 名				左	の財
办人	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	尹 未 石	年度	補正区分	年割額	特	定財
						国府支出金	地方債
					千円	千円	千円
			令和5年度 (2023年度) 令和6年度 (2024年度)	補正前			
		あいあい園		補正	165, 282		148, 700
				補正後	165, 282		148, 700
				補正前			
3 民生費	1 社会福祉費			補 正	266, 930		238, 700
		(継続費)		補正後	266, 930		238, 700
				補正前			
			計	補正	432, 212		387, 400
				補正後	432, 212		387, 400

前年度末までの支出額 の進行状況等に関する調書

画 源 内 源 その他	訳 一般財源	前前年度 末までの 支 出 額	前年度 末までの 支出額	当該年度大田	当該年度末 までの支出 予 定 額	翌年度以降	継続費の 総額に対 する進捗率
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%
	16, 582			165, 282	165, 282		
	16, 582			165, 282	165, 282		38. 2
	28, 230					266, 930	
	28, 230					266, 930	61.8
	44, 812			165, 282	165, 282	266, 930	
	44, 812			165, 282	165, 282	266, 930	100.0

繰 越 明 許 費 説 明 書

(款) 2 総務費

- (項) 1 総務管理費
 - (目)5 財産管理費

(事業名) 旧教育センター改修事業

節	細	節	予 算 額	左 の その性質上繰り ならないと予想 補 正 前		· 操 越 事 由 -	
			千円	千円	千円		
14 工事請負費	工事部	青 負 費	588, 590		236, 000	旧教育センター改修事業 において、事業の完了が翌 年度になることに伴い、必	
	計		588, 590		236, 000	年度になることに伴い、必 要経費を翌年度において使 用するため。	

(款) 10 教育費

(項) 6 保健体育費

(目) 2 保健体育施設費

(事業名) スケートボードパーク等整備事業

節	細節	予 算 額	左 の その性質上繰り ならないと予想	う ち 越さなければ	繰 越 事 由
			補正前	補正後	
7 報 償 費	報償金	千円 404	千円	千円 404	スケートボードパーク等 整備事業において、事業の 完了が翌年度になることに
11 役 務 費	手 数 料	37			伴い、必要経費を翌年度に おいて使用するため。
12 委 託 料	委 託 料	13, 039		446	
13 使用料及び 賃 借 料	賃 借 料	297		297	
14 工事請負費	工事請負費	144, 103			
16 公 有 財 産 購 入 費	土地購入費	74, 581			
17 備品購入費	庁 用 器 具 費	10, 780			
21 補 償 補 填 及び賠償金	補 償 金	5, 419			
	計	248, 660		1, 147	

債務負担行為で翌年度以降にわたる 及び当該年度以降の支出予定額等に

	補正		前年度末までの			
事項		限度額		出額		
	区分		期間	金額		
	補正前	千円		千円		
市・府民税賦課システム改修事業	補正	1, 947				
	補正後	1, 947				
	補正前					
固定資産評価替事業	補正	31, 273				
	補正後	31, 273				
	補正前					
コンビニ交付システム改修事業	補正	880				
	補正後	880				
	補正前					
かやの駐輪場管理運営事業	補正	11, 494				
	補正後	11, 494				

ものについての前年度末までの支出額 関する調書

	度以降		左 の 財	源 内 訳	
	予定額		特定財源	ı	一般財源
期間	金 額 千円	国府支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	千円
	1113	113	111	111	111
令和5年度 (2023年度)					
から	1, 947				1, 947
令和6年度 (2024年度)					
令和5年度					
(2023年度) から	1,947				1, 947
令和6年度	1, 947				1, 941
(2024年度)					
令和5年度					
(2023年度)	04.050				04.050
から 令和8年度	31, 273				31, 273
(2026年度)					
令和5年度 (2023年度)					
から	31, 273				31, 273
令和8年度 (2026年度)					
令和5年度					
(2023年度)	880				880
令和6年度 (2024年度)					
令和5年度					
(2023年度) から	880				880
令和6年度	000				000
(2024年度)					
令和5年度					
(2023年度)	11 101				11 101
から 令和8年度	11, 494				11, 494
(2026年度)					
令和5年度 (2023年度)					
(2023年度) から	11, 494				11, 494
令和8年度 (2026年度)					
	I	l	l .	l	

	補正	me dade		前年度末までの			
事項	区分	限度額	期 間	出 額 金 額			
	補正前	千円	773 114	千円			
市営住宅管理運営事業	補正	10, 213					
	補正後	10, 213					
	補正前						
重度障害児学校送迎事業	補正	19, 896					
	補正後	19, 896					
	補正前						
文化・交流センター管理運営事業	補正	135, 892					
	補正後	135, 892					
	補正前						
総合運動場管理運営事業(業務追加分)	補正	58, 770					
	補正後	58, 770					

当該年	度以降	左の財源内訳							
	予定額	Į.	特 定 財 源						
期間	金額	国府支出金	地方債	その他	一般財源				
	千円	千円	千円	千円	千円				
令和5年度 (2023年度) から 令和6年度 (2024年度)	10, 213				10, 213				
令和5年度 (2023年度) から 令和6年度 (2024年度)	10, 213				10, 213				
令和5年度 (2023年度) から 令和6年度 (2024年度)	19, 896	4, 974			14, 922				
令和5年度 (2023年度) から 令和6年度 (2024年度)	19, 896	4, 974			14, 922				
令和5年度 (2023年度) から 令和8年度 (2026年度)	135, 892				135, 892				
令和5年度 (2023年度) から 令和8年度 (2026年度)	135, 892				135, 892				
令和5年度 (2023年度) から 令和14年度 (2032年度)	58, 770				58, 770				
令和5年度 (2023年度) から 令和14年度 (2032年度)	58, 770				58, 770				

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び 当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

	T 44	****/C 库士	光 左座士	当該年度「	中増減見込	小学上 1117
区 分	補正	前前年度末	前年度末	当該年度中	当該年度中	当該年度末
	区分	現在高	現 在 高	起債見込額	元金償還見込額	現在高見込額
				(2, 292, 600)		
	補正前	36, 680, 064	34, 298, 245	4, 295, 000	5, 789, 541	35, 096, 304
. * 'Z 'k	44 -					554 400
1 普 通 債	補正			554, 100		554, 100
	建 工丝	36, 680, 064	34, 298, 245	(2, 292, 600)	5, 789, 541	35, 650, 404
	補正後	30, 000, 004	34, 290, 240	4, 849, 100	5, 769, 541	55, 650, 404
				(12, 800)		
	補正前	559, 681	501, 577	374, 800	100, 941	788, 236
(1) 社会福祉·厚生文化	補正			148, 700		148, 700
	15			(12, 800)		
	補正後	559, 681	501, 577	523, 500	100, 941	936, 936
				(267, 200)		
	補正前	3, 083, 699	3, 420, 456	842, 800	248, 169	4, 282, 287
	1113 13-3	0, 000, 000	0, 120, 100	3 12 , 3 3 3	2 10, 100	1, 202, 201
(3) 道 路 · 街 路	補 正			262, 300		262, 300
				(267, 200)		
	補正後	3, 083, 699	3, 420, 456	1, 105, 100	248, 169	4, 544, 587
				(1 411 500)		
	補正前	21, 043, 493	17, 804, 109	(1, 411, 500) 1, 986, 000	4, 499, 083	16, 702, 526
	邢北明	21, 043, 493	17, 804, 109	1, 980, 000	4, 499, 000	10, 702, 520
(12) その他	補正			143, 100		143, 100
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				(1, 411, 500)		, •
	補正後	21, 043, 493	17, 804, 109	2, 129, 100	4, 499, 083	16, 845, 626
	14-7-2/:	5 0 000 000	40 550 510	(2, 292, 600)	5 040 440	40 400 505
合 計	補正前	52, 899, 862	49, 576, 546	4, 895, 000	7, 340, 419	49, 423, 727
	補正			554, 100		554, 100
	TH1 111-			(2, 292, 600)		554, 100
	補正後	52, 899, 862	49, 576, 546	5, 449, 100	7, 340, 419	49, 977, 827
					., 0 10, 110	

注)当該年度中起債見込額欄の()は前年度からの繰越分(外書き)である。 当該年度末現在高見込額欄は繰越分を含む。

第131号議案

令和5年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算(第1号)

令和5年度箕面市の特別会計国民健康保険事業費の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 29,716 千円を追加し、歳入歳出 それぞれ 14,292,749 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳 入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月29日提出

箕面市長 上 島 一 彦

第1表 歲入歲出予算補正

歳 入

		人												
		款						項			補正前の額	補	正額	計
											千円		千円	千円
1	玉	民健康	民保 隙	食料							3, 194, 490		△1, 179	3, 193, 311
					1	玉	民	建 康	保険	料	3, 194, 490		△1, 179	3, 193, 311
5	繰	ス		金							1, 284, 993		1, 179	1, 286, 172
					1	他	会	計 縟	人	金	1, 284, 993		1, 179	1, 286, 172
6	繰	起	这	金							1		29, 716	29, 717
					1	繰		越		金	1		29, 716	29, 717
<u></u>			^	-3.1								-		
茘	Ŝ	入	合	計							14, 263, 033		29, 716	14, 292, 749

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
6基金積立金		1	16, 078	16, 079
	1基金積立金	1	16, 078	16, 079
7 諸 支 出 金		29, 303	13, 638	42, 941
	1 償還金及び還付加算金	29, 303	13, 638	42, 941
歳 出 合 計		14, 263, 033	29, 716	14, 292, 749

令和5年度 (2023年度)

箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算(第1号)説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総 括

歳 入

款	補正前の額	補正額	計
1 国 民 健 康 保 険 料	千円 3, 194, 490	千円 △1,179	千円 3, 193, 311
2 使 用 料 及 び 手 数 料	1, 997	0	1, 997
3 府 支 出 金	9, 756, 356	0	9, 756, 356
4 財 産 収 入	1	0	1
5 繰 入 金	1, 284, 993	1, 179	1, 286, 172
6 繰 越 金	1	29, 716	29, 717
7 諸 収 入	25, 195	0	25, 195
歳 入 合 計	14, 263, 033	29, 716	14, 292, 749

歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費	千円 214, 502	千円 0	千円 214, 502
2 保 険 給 付 費	9, 466, 048	0	9, 466, 048
3 国 民 健 康 保 険 3 事 業 費 納 付 金	4, 392, 686	0	4, 392, 686
4 共 同 事 業 拠 出 金	1	0	1
5 保 健 事 業 費	155, 492	0	155, 492
6基金積立金	1	16, 078	16, 079
7 諸 支 出 金	29, 303	13, 638	42, 941
8 予 備 費	5, 000	0	5,000
歳 出 合 計	14, 263, 033	29, 716	14, 292, 749

	補	正	額	0)	財	源	内	訳					
特	定		財			源			_	般	財	源	
国府支出金	地	方	債		そ	Ø	他			/400	Λ1	1/1/	
千円			千円				千円						千円
0			0				0						0
0			0				0						0
0			0				0						0
0			0				0						0
0			0				0						0
0			0				0					16	5, 078
0			0				0					13	3, 638
0			0				0						0
0			0				0					29	, 716

2 歳 入

(款) 1 国民健康保険料

(項) 1 国民健康保険料

1 国民健康保險料 3,194,490 △1,179 3,193,31 1 国民健康保險料 3,194,490 △1,179 3,193,31 1 一般被保險者 国民健康保險料 3,192,933 △1,179 3,191,78 5 繰 入金 1,284,993 1,179 1,286,17 1 他会計繰入金 1,284,993 1,179 1,286,17 1 一般会計繰入金 1,284,993 1,179 1,286,17 6 繰 越金 1 29,716 29,71 1 繰越金 1 29,716 29,71	(項)	1	国民健康保険料	•		
歌項 目 1 国民健康保險料 3,194,490 1 国民健康保險料 3,194,490 1 国民健康保險料 3,194,490 1 一般被保險者 3,192,933 1 一般被保險料 3,192,933 1 他会計繰入金 1,284,993 1 他会計繰入金 1,284,993 1 中央会計線入金 1,284,993 1 未 1,179 1 未 1,284,993 1 + 1,284,993 1,284,993 1 + 1,284,993 1,284,993 1 + 1,284,993 1,284,993 1 + 1,284,993 1,284,993 1 + 1,284,993 1,284,993 1 + 1,284,993 1,284,993 1 + 1,284,993 1,284,993 1 + 1,284,993 1,284,993 2 + 1,284,993 1,284,993 3 + 1,284,993 1,284,993 4 + 1,284,993 1,284,993 5 + 1,284,993 1,284,993 6 + 1,284,993 1,284,993 7 + 1,284,993 1,284,993 8 + 1,284,993 1,284,993				補正前の額	補正額	
1 国民健康保險料 3,194,490 △1,179 3,193,31 1 国民健康保險料 3,194,490 △1,179 3,193,31 1 一般被保險者 国民健康保險料 3,192,933 △1,179 3,191,78 5 繰 入金 1,284,993 1,179 1,286,17 1 他会計繰入金 1,284,993 1,179 1,286,17 1 一般会計繰入金 1,284,993 1,179 1,286,17 6 繰 越金 1 29,716 29,716 1 繰越金 1 29,716 29,716	款	項	目			
1 一般被保険者 3,192,933 △1,179 3,191,78 5 繰 入金 1,284,993 1,179 1,286,17 1 他会計繰入金 1,284,993 1,179 1,286,17 1 一般会計繰入金 1,284,993 1,179 1,286,17 6 繰 越金 1 29,716 29,71 1 繰越金 1 29,716 29,71	1	国	民 健 康 保 険 料			千円 3, 193, 311
国民健康保險料 1他会計繰入金 1-股会計繰入金 1,284,993 1,284,993 1,284,993 1,179 1,286,17 6繰 1/284,993 1/284,993 1,284,993 1,179 1,286,17 29,716 29,716 29,716 29,716 29,716 29,716 29,716 29,716		1	国 民 健 康 保 険 料	3, 194, 490	△1, 179	3, 193, 311
1 他 会 計 繰 入 金 1,284,993 1,179 1,286,17 1 一般会計繰入金 1,284,993 1,179 1,286,17 6 繰 越 金 1 29,716 29,71 1 繰 越 金 1 29,716 29,71			1	3, 192, 933	△1, 179	3, 191, 754
1 一般会計繰入金 1,284,993 1,179 1,286,17 6繰越金 並金 1 29,716 29,71 1繰越金 1 29,716 29,71	5	繰	入金	1, 284, 993	1, 179	1, 286, 172
6 繰 越 金 1 29,716 29,71 1 繰 越 金 1 29,716 29,71		1	他 会 計 繰 入 金	1, 284, 993	1, 179	1, 286, 172
1 繰 越 金 1 29,716 29,71			1一般会計繰入金	1, 284, 993	1, 179	1, 286, 172
	6	繰	越金	1	29, 716	29, 717
1 前 年 度 繰 越 金 1 29.716 29.71		1	繰 越 金	1	29, 716	29, 717
			1 前 年 度 繰 越 金	1	29, 716	29, 717

節				
区分	 金 額	意 兑	明	
	千円			千円
1 医療給付費分	△1, 179	1 医療給付費分現年課料分		△1, 179
現年課料分		補正後 2,121,967,000円-補正前 2,123,146,000円		
0 充 並 充 ※	1 170	1 本共立体但除时纪1 本		1 170
8 産 前 産 後	1, 179	1 産前産後保険料繰入金		1, 179
保険料繰入金				
1 前年度繰越金	29, 716	1 前年度繰越金		29, 716
1 削平及保险亚	29, 110	補正後 29,717,000円-補正前 1,000円		29, 710
		· 抽止後 25,717,000円 抽止的 1,000円		
			A 4+ EV (A++)	

(款) 6 繰越金

(項) 1 繰越金

3 歳 出

(款) 6 基金積立金

(項) 1 基金積立金

款項	科 目 <u>目</u> 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額	頁の財源内訳
6 基	金積立金	千円 1	千円 16,078	千円 16, 079	一般財源	千F 16, 078
1	基 金 積 立 金	1	16, 078	16, 079	一般財源	16, 078
	1 国民健康保険事業 財 政 調 整 基 金 積 立 金	1	16, 078	16, 079	一般財源	16, 078
7 諸	支 出 金	29, 303	13, 638	42, 941	一般財源	13, 638
1	償還金及び還付加算 金	29, 303	13, 638	42, 941	一般財源	13, 638
	3 保険給付費等 交付金償還金	1	4, 719	4,720	一般財源	4, 719
	4 特定健康診査等 負担金償還金	1	6, 057	6, 058	一般財源	6, 057
	5 その他償還金		2, 862	2,863	一般財源	2, 862

区分 金額 FR	千
千円	千
	·
4 積 立 金 16,078 50 国民健康保険事業財政調整基金積立事業【国民健康保険室】	16, 078
24 積 立 金	16, 078
17 国民健康保険事業財政調整基金積立金	16, 078
2 償 還 金 利 子 4,719 1 1 諸支出金事業(保険給付金等交付金償還金) 【国民健康保険	
及び割引料 22 償還金利子及び割引料	4, 719
1 償 還 金	4, 719
保険給付金等交付金返還金	4,719
2 償 還 金 利 子 6,057 1 諸支出金事業 (特定健康診査等負担金償還金) 【国民健康保	
及び割引料 22 償還金利子及び割引料 22 償還金利子及び割引料 22 億 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30	6, 05
1 償 還 金	6, 057
特定健康診査等負担金返還金	6, 057
2 償 還 金 利 子 2,862 1 諸支出金事業(その他償還金)【国民健康保険室】	2, 862
及び割引料 22 償還金利子及び割引料 22 償還金利子を収益する 22 (債債・利益・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2, 862
1 償 還 金	2, 862
その他返還金	2, 862

(款) 7 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

第132号議案

令和5年度箕面市特別会計介護保険事業費補正予算(第1号)

令和5年度箕面市の特別会計介護保険事業費の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 135,921 千円を追加し、歳入歳 出それぞれ 12,008,712 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳 入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月29日提出

箕面市長 上 島 一 彦

第1表 歲入歲出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国 庫 支 出 金		千円 2,607,856	千円 3, 162	千円 2,611,018
	2 国 庫 補 助 金	627, 042	3, 162	630, 204
4 支払基金交付金	- 1 // 111 // 12	3, 044, 695	3, 637	3, 048, 332
	1 支払基金交付金	3, 044, 695	3, 637	3, 048, 332
5 府 支 出 金		1, 654, 814	1,683	1, 656, 497
	2 府 補 助 金	114, 932	1, 683	116, 615
7 繰 入 金		2, 293, 794	18, 072	2, 311, 866
	1 他 会 計 繰 入 金	1, 838, 967	14, 768	1, 853, 735
	2 基 金 繰 入 金	454, 827	3, 304	458, 131
8 繰 越 金		1	109, 367	109, 368
	1 繰 越 金	1	109, 367	109, 368
TF 4 V =1		11 050 50:	107.00:	10.000 7:-
歳 入 合 計		11, 872, 791	135, 921	12, 008, 712

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	=
		千円	千円	千円
1 総 務 費		271, 729	13, 085	284, 814
	1総務管理費	197, 971	13, 085	211, 056
3 地域支援事業費	\	763, 113	13, 469	776, 582
	1 介護予防・生活支援 サービス事業費	263, 490	13, 438	276, 928
	4 そ の 他 諸 費	943	31	974
5 諸 支 出 金		3, 031	109, 367	112, 398
	1 償還金及び還付加算金	3, 031	109, 367	112, 398
歳 出 合 計		11, 872, 791	135, 921	12, 008, 712

令和5年度 (2023年度)

箕面市特別会計介護保険事業費補正予算(第1号)説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総 括

歳 入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 保 険 料	2, 246, 953	0	2, 246, 953
2 使 用 料 及 び 手 数 料	205	0	205
3 国 庫 支 出 金	2, 607, 856	3, 162	2, 611, 018
4 支 払 基 金 交 付 金	3, 044, 695	3, 637	3, 048, 332
5 府 支 出 金	1, 654, 814	1, 683	1, 656, 497
6 財 産 収 入	1	0	1
7 繰 入 金	2, 293, 794	18, 072	2, 311, 866
8 繰 越 金	1	109, 367	109, 368
9 諸 収 入	24, 472	0	24, 472
歳 入 合 計	11, 872, 791	135, 921	12, 008, 712

歳出

款		補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 総 務	費	271, 729	13, 085	284, 814
2 保 険 給 付	寸 費	10, 832, 917	0	10, 832, 917
3 地 域 支 援 事	業費	763, 113	13, 469	776, 582
4 基 金 積 5	立 金	1	0	1
5 諸 支 出	金	3, 031	109, 367	112, 398
6 予 備	費	2,000	0	2,000
歳出合	計	11, 872, 791	135, 921	12, 008, 712

	補	正	額	0)	財	源	内	訳				
特	定		財			源			_	般	財	源
国府支出金	地	方	債		そ	の	他			/4×	7.4	M11
千円			千円				千円					千円
0			0				0					13, 085
0			0				0					0
4, 845			0				6, 941					1, 683
0			0				0					0
0			0				0					109, 367
0			0				0					0
4, 845			0				6, 941					124, 135

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(垻)		科 目			
款	項		補正前の額	補正額	計
	国	庫 支 出 金	千円 2,607,856	千円 3,162	千円 2,611,018
	2	国 庫 補 助 金	627, 042	3, 162	630, 204
		1調整交付金	368, 463	468	368, 931
		2 地 域 支 援 事 業 交 付 金	207, 677	2, 694	210, 371
4 3	支	 払 基 金 交 付 金	3, 044, 695	3, 637	3, 048, 332
	1	支 払 基 金 交 付 金	3, 044, 695	3, 637	3, 048, 332
		2 地域支援事業支援交付金	119, 808	3, 637	123, 445
5)	府	支 出 金	1, 654, 814	1,683	1, 656, 497
	2	府 補 助 金	114, 932	1,683	116, 615
		1 地域支援事業交付金	114, 932	1, 683	116, 615
7 }	—— 繰	入金	2, 293, 794	18, 072	2, 311, 866
	1	他 会 計 繰 入 金	1, 838, 967	14, 768	1, 853, 735
		1 一 般 会 計 繰 入 金	1, 838, 967	14, 768	1, 853, 735
<u> </u>	2	基 金 繰 入 金	454, 827	3, 304	458, 131
		1 介護保険給付費準備基金繰 入 金		3, 304	458, 131
8 #	繰	越 金	1	109, 367	109, 368
	1	繰 越 金	1	109, 367	109, 368
		1 前 年 度 繰 越 金	1	109, 367	109, 368

		節
明	金額	区分
千円	千円	
468 浦正前 368, 463, 000円	468	1 現 年 度 分
2,694	2,694	1 介護予防・ 日常生活支援 総合事業費 交付金
3,637	3, 637	1 現 年 度 分
1,683	1,683	1 介 護 予 防 · 日常生活支援 総 合 事 業 費 交 付 金
36 事業費繰入金 1,683 開正前 55,467,000円	1,683	2 地域支援事業 繰 入 金
13, 085 甫正前 259, 518, 000円	13, 085	3 職員給与費等 繰 入 金
景入金 3,304 甫正前 454,827,000円	3, 304	1 介護保険給付費 準 備 基 金 繰 入 金
109, 367 非正前 1,000円	109, 367	1 前年度繰越金

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

(項) 1 総務管理費

(垻)		総務官埋實 科 目	44-7-24 on 407	44	=1	LA 4	
款	項		補正前の額	補正額	=	補正額の	財 源 内 訳
1		務費	千円 271, 729	千円 13, 085	千円 284, 814	一般財源	千円 13, 085
	1	総務管理費	197, 971	13, 085	211, 056	一般財源	13, 085
		1 一般管理費	197, 971	13, 085	211, 056	一般財源	13, 085
3	地	域 支 援 事 業 費	763, 113	13, 469	776, 582	国庫支出金	3, 162
						支払基金交付金 府支出金 繰入金 一般財源	3, 637 1, 683 3, 304
	1	介護予防・生活支援サービス事業費	263, 490	13, 438	276, 928	国庫支出金 支払基金交付金 府支出金 繰入金	1, 683 3, 155 3, 629 1, 679 3, 296
		1 介 護 予 防 ・ 生活支援サービス 事 業 費	263, 490	13, 438	276, 928	一般財源 国庫支出金 支払基金交付金 府支出金 繰入金 一般財源	1, 679 3, 155 3, 629 1, 679 3, 296 1, 679
	4	その他諸費	943	31	974	国庫支出金 支払基金交付金 府支出金 繰入金	7 8 4 8
		1 審査支払手数料	943	31	974	一般財源 国庫支出金 支払基金交付金 府支出金 繰入金 一般財源	4 7 8 4 8 4
5	諸	支 出 金	3, 031	109, 367	112, 398	一般財源	109, 367
	1	償還金及び還付加算 金	3,031	109, 367	112, 398	一般財源	109, 367

	節				
区	分	金	額	动	
			千円		千円
1 公儿	☆ 連		1.77	0. 机束效效束(人质明本)【方数短机束】	17
1 役	務 費		17	2 一般事務経費(企画関連)【高齢福祉室】	17 17
0 季	⇒ √ √ (1)		10.000	11 役 務 費	
2 委	託 料		13, 068	3 手 数 料	17
				64 介護保険システム改修事業【介護・医療・年金室】	13, 068
				12 委 託 料	13, 068
				1 委 託 料	
					13, 068 3, 068
				マハノム以修安心 1	3,000
0 4 40	Λ 11 υ		10 400	CO 스#로만 보고 #전다 다구 # 『호바셔니 호】	10 200
	金補助		13, 438	60 介護予防・生活支援サービス事業【高齢福祉室】	12, 392
及い	交付金			18 負担金補助及び交付金	12, 392
				1 負 担 金	12, 392
					1, 103
				通所型サービス費 1	1, 289
				C1	1 040
				61 介護予防支援事業【高齢福祉室】	1, 046
				18 負担金補助及び交付金	1, 046
				1 負 担 金	1, 046
				介護予防ケアマネジメント費	1, 046
1 役	務 費		31	70 予防サービス事業【高齢福祉室】	31
				11 役 務 費	31
				3 手 数 料	31
		1			

(款) 5 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(款) 5 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

±L.		斗 I	<u> </u>		補正前の額	補	正額	計	補正	額の財	源内訳
款	項		目		千円		千円	千円			千
5	1	2 償	還	金	1		109, 367	109, 368			109, 367

節		明	7
区分金			
00 借	千円	千F 109, 367	
22 償還金利子 109, 及び割引料	6754諸支出金事業(償還金)【介護・医療・年金室】22償還金利子及び割引料	109, 367	+
A COUNTY MAINTENANCE OF THE PARTY OF THE PAR	1 償 還 金	109, 367	
	国費等返還金	109, 367	
	EA 1/22E	100,001	
			J

(款) 5 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

第133号議案

令和5年度箕面市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算(第1号) 令和5年度箕面市の特別会計後期高齢者医療事業費の補正予算(第1号)は、 次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 97,074 千円を追加し、歳入歳 出それぞれ 2,864,600 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳 入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月29日提出

箕面市長 上 島 一 彦

第1表 歲入歲出予算補正

歳 入

	款				補正前の額	補正額	計
	办人		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		千円	千円	千円
3 繰	入	金			375, 170	785	375, 955
			1 他会計繰り	人金	375, 170	785	375, 955
4 繰	越	金			1	96, 289	96, 290
4 繰	越	金		金 金 金			96, 290 96, 290
				i			
歳 入	合	計			2, 767, 526	97, 074	2, 864, 600

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
t		千円	千円	千円
1 総 務 費		35, 450	785	36, 235
	1総務管理費	20, 446	785	21, 231
2 俊 期 局 節 看 医 獠 広 域 連 合 納 付 金		2, 727, 976	96, 289	2, 824, 265
2 後	1 後期連合納付金			
歳 出 合 計		2, 767, 526	97, 074	2, 864, 600
	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	

令和5年度 (2023年度)

箕面市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算(第1号)説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総 括

歳 入

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	千円 2,388,634	手円 0	千円 2, 388, 634
2 使 用 料 及 び 手 数 料	118	0	118
3 繰 入 金	375, 170	785	375, 955
4 繰 越 金	1	96, 289	96, 290
5 諸 収 入	3, 603	0	3, 603
歳 入 合 計	2, 767, 526	97, 074	2, 864, 600

歳出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総 務 費	35, 450	785	36, 235
2 後 期 高 齢 者 医 療 2 広 域 連 合 納 付 金	2, 727, 976	96, 289	2, 824, 265
3 諸 支 出 金	3, 600	0	3, 600
4 予 備 費	500	0	500
歳 出 合 計	2, 767, 526	97, 074	2, 864, 600

	補	正	額	の	財	源	内	訳					
特	定		財			源			_	般	財	源	
国府支出金	地	方	債		そ	の	他			/22	, · · ·	<i>1</i> /31	
千円			千円				千円						千円
0			0				0						785
0			0				0					9	6, 289
0			0				0						0
0			0				0						0
0			0				0					9	7, 074

2 歳 入

(款) 3 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(項	/ 1	他会計繰入金				
		科目		補正前の額	補正額	計
款	項	目				
3	繰	入	金	千円 375, 170	千円 785	千円 375, 955
	1	他 会 計 繰 入	<u>金</u>	375, 170	785	375, 955
		1一般会計繰入	金	375, 170	785	375, 955
4	繰	越	金	1	96, 289	96, 290
	1	繰越	金	1	96, 289	96, 290
		1 前 年 度 繰 越			96, 289	96, 290

節			-1V		en.	
区 分	金額		説		明	
	千円					千円
2 職員給与費等	785	1 職員糸	合与費等繰入金			785
操 入 金	100	補正後	36,614,000円-補正前	35, 829, 000円		700
1/2 JZ		1111111111	00,011,000 1 111111	00, 020, 000, 1		
1 前年度繰越金	96, 289	1 前年月	E繰越金			96, 289
		補正後	96,290,000円-補正前	1,000円		

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

款	科 目 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の	の財源内訳
1		千円 35, 450	千円 785	千円 36, 235	一般財源	千 78
	1 総 務 管 理 費	20, 446	785	21, 231	一般財源	78
	1 一般管理費	20, 446	785	21, 231	一般財源	78
	後期高齢者医療広域連合	2, 727, 976	96, 289	2, 824, 265	一般財源	96, 28
	納 付 金 1 後期高齢者医療広域 連 合 納 付 金	2, 727, 976	96, 289	2, 824, 265	一般財源	96, 28
	連合納付金 1後期高齢者医療 広域連合納付金	2, 727, 976	96, 289	2, 824, 265	一般財源	96, 28

	節			明
区	分	金 額		
			千円	千四
2 給	料	8	32 1 一般事務経費(一般管理費)【:	介護・医療・年金室】 785
			2 給 料	832
3 職員	手 当 等	△1	70 2 一般職給	832
			一般職給	832
4 共	済 費	1	23	Δ170
			2 扶養手当	△120
			3 管理職手当	319
			4 地域手当	124
			5 通勤手当	△112
			9 時間外及び休日勤務手	
			10 住居手当	△288
			11 期末勤勉手当	97
			12 児童手当	△120
			4 共 済 費	123
			3 職員共済組合負担金	123
	金補助	96, 2		
及い	交付金		18 負担金補助及び交付金	96, 289
			4 納 付 金	96, 289 96, 289
			保険料等納付金	90, 209
		l		

(款) 2 後期高齢者医療広域連合

(項) 1 後期高齢者医療広域連合

給 与 費

1 一般職

(1) 総括

			給	与
区分	職員数 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補正後	()		10, 423	7, 121
補正前	()		9, 591	7, 171
比較	()		832	△ 50
		区 分	扶 養 手 当	管理職手当
			(千円)	(千円)
		補 正 後		1,039
職員手当		補 正 前	120	720
の内訳		比較	△ 120	319
		区 分	住 居 手 当	期末勤勉手当
			(千円)	(千円)
		補 正 後		4, 271
		補 正 前	288	4, 174
		比較	△ 288	97

注) 職員数欄の() 内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

明 細 書

費			
計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備考
17, 544	3, 562	21, 106	
16, 762	3, 439	20, 201	
782	123	905	

地域手当	通 勤 手 当	時間外及び休日
(千円)	(千円)	勤務手当(千円)
1, 376	96	339
1, 252	208	409
124	△ 112	△ 70

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

しる) 稲不	*及い職員十ヨの増	
区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳
	(千円)	(千円)
給料	832	1 給与改定に伴う増加分 165
		2 その他の増加分 667
職員手当	△ 50	1 給与改定に伴う増加分 212
		2 その他の増減分 △ 262

注) 職員数は、常勤職員数であり、()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

説	明		備			考	
	A 1 A		/A 1. =1 =4 = 15.				
給与改定に係るは		千円	給与改定の状治	兄 給料の改定率	1.6%		
	103	1 1 1	本年度≺	和作り以足等	1.0/0		
				給与改定実施	运時期 令和5 ²	年(2023年)	4月
所属会計変更等に	こ係る増	加分	職員数の異動状況	7			
	667	千円	(·	こ在職する員数	(その他)	(計)	
			補正後	3()人	()人	3()	人
			補正前 3	3()人	()人	3()	人
			比 較	()人	()人	()	人
給与改定に係るは	曾加分		期末勤勉手当				
	212	千円		4係る増加分		173	千円
				当の支給率			
			支給期	6月	12月	合計	· .
			補正後	2. 20 (1. 15)	2. 30 (1. 20)	4.50(2. 35)
			補正前	2. 20 (1. 15)	2. 20 (1. 15)	4. 40 (2. 30)
			地域手当			20 =	千円
			時間外及び休	日勤務手当		19 =	千円
			扶養手当			△ 120 =	千円
			管理職手当			319	千円
			地域手当			104	千円
			通勤手当			△ 112 =	千円
			時間外及び休	日勤務手当		△ 89 =	千円
			住居手当			△ 288 =	千円
			期末勤勉手当			△ 76	千円

注) 支給率欄の()内は、再任用職員の支給率である。

第134号議案

令和5年度箕面市水道事業会計補正予算(第2号)

- 第1条 令和5年度箕面市水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。
- 第2条 令和5年度箕面市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた 業務の予定量を次のとおり補正する。

(区分) (既決予定量) (補正予定量) (計)

(4) 主要な建設改良事業

ア 改 良 事 業 968,322 千円 475 千円 968,797 千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

支出

第1款 水道事業費用 2,930,553千円 969千円 2,931,522千円

第1項 営 業 費 用 2,867,654千円 969千円 2,868,623千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文括 弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額881,086千円」を「資本的収 入額が資本的支出額に対し不足する額881,561千円」に、「当年度分損益勘定留保資 金439,142千円」を「当年度分損益勘定留保資金439,617千円」に改める。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計 計)

支出

第1款 資本的支出 1,355,881千円 475千円 1,356,356千円 第1項 建設改良費 995,195千円 475千円 995,670千円

第5条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費「職員給与費270,633千円」を「職員給与費272,077千円」に改める。

令和5年11月29日提出

箕面市長 上 島 一 彦

予算に関する説明書

令和5年度箕面市水道事業会計補正予算(第2号)実施計画

収益的収入及び支出

支 出 (単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業 費用			2,930,553	969	2,931,522	
	1 営業費用		2,867,654	969	2,868,623	
		2 配水及び給水 費	606,766	854	607,620	配水・給水設備の維持に要 する費用
		3 受託工事費	36,958	115	37,073	消火栓改良工事及び給水装 置等修繕に要する費用

資本的収入及び支出

支 出 (単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支 出			1,355,881	475	1,356,356	
	1 建設改良 費		995,195	475	,	
		1 改良費	968,322	475	968,797	改良事業に要する経費

令和5年度箕面市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(単位 千円)

区	分	既決予定額	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー				
当年度純利益		110,329	△ 969	109,360
業務活動によるキャッシュ・フロー①		634,149	△ 969	633,180
2 投資活動によるキャッシュ・フロー				
固定資産の取得による支出		△ 1,011,486	△ 475	△ 1,011,961
投資活動によるキャッシュ・フロー②		△ 998,874	△ 475	△ 999,349
3 財務活動によるキャッシュ・フロー				
財務活動によるキャッシュ・フロー③		92,078		92,078
4 資金の増加額④=①+②+③		△ 272,647	△ 1,444	△ 274,091
5 資金期首残高		2,502,597		2,502,597
6 資金期末残高		2,229,950	△ 1,444	2,228,506

給与費明細書

1 総括

	職員数				給上	法定福利費	合計		
区分	特別耶	哉(人)	一般職	報酬	給料	手当	計	広 上 佃 利 賃	一番
	管理者	その他	(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後	1	11	(2)	1,585	111,121	117,221	229,927	41,550	271,477
補正前	1	11	(2)	1,585	110,948	116,339	228,872	41,161	270,033
比 較			()		173	882	1,055	389	1,444

注) 職員数は、常勤職員及び非常勤職員の総数であり、()内は短時間勤務職員数(外書き)である。

	区分	扶養手当	管理職手当	地域手当	通勤手当
	区 分	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後	3,450	10,560	15,220	1,243
手	補 正 前	3,450	10,560	15,220	1,243
当の	比 較				
内	区分	時間外及び休日	住居手当	期末勤勉手当	退職給付費
訳	区 刀	勤務手当 (千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後	3,200	984	50,564	32,000
	補 正 前	3,200	984	49,682	32,000
	比較			882	

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	增減事由短	別内訳 (千円)	説明			備	考		
給料	173	1 制度改正に 伴う増加分	173	給与改定に係 る増加分	給与改定の状況 本年度	元	給料の改算 給与改定等	_ ,	令和5年(2	0.7% 2023年) 4月
手当	882	1 制度改正に 伴う増加分	882	給与改定に係 る増加分	期末勤勉手当					
							給与改定(期末勤勉)			882千円
					支給期	6)	月	12月		合計
					補正後	2.20 (1.15) 2.	30 (1.20) 4.50	(2.35)
					補正前	2.20 (1.15) 2.	20 (1.15) 4.40	(2.30)

注) 支給率欄の()内は再任用職員の支給率である。

予算参考資料

実施計画内訳書

収益的収入及び支出

支 出

	款	・項・目・節	既決予定額	補正予定額	計	説	明	
	小人名,口,即		(千円)	(千円)	(千円)			(千円)
1	水道	直事業費用	2, 930, 553	969	2, 931, 522			
	1 7	営業費用	2, 867, 654	969	2, 868, 623			
		2 配水及び給水	606, 766	854	607, 620			
		費						
		給料	52, 075	65	52, 140	一般職員	52, 140	65 増
		手当等	30, 755	545	31, 300	期末勤勉手当	15, 705	545 増
		法定福利費	17, 718	244	17, 962	職員共済組合負担金	17, 702	244 増
		3 受託工事費	36, 958	115	37, 073			
		給料	4, 305	13	4, 318	一般職員	4, 318	13 増
		手当等	2, 468	53	2, 521	期末勤勉手当	1, 291	53 増
		法定福利費	1, 470	49	1, 519	職員共済組合負担金	1, 507	49 増

資本的収入及び支出

支 出

	卦	・項・目・節	既決予定額	補正予定額	計	説	明	
	13/1		(千円)	(千円)	(千円)			(千円)
]	1 資本的支出		1, 355, 881	475	1, 356, 356			
	1	建設改良費	995, 195	475	995, 670			
		1 改良費	968, 322	475	968, 797			
		給料	22, 825	95	22, 920	一般職員	22, 920	95 増
		手当等	20, 601	284	20, 885	期末勤勉手当	10, 911	284 増
		法定福利費	9, 010	96	9, 106	職員共済組合負担金	8, 982	96 増

第135号議案

令和5年度箕面市公共下水道事業会計補正予算(第2号)

- 第1条 令和5年度箕面市公共下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。
- 第2条 令和5年度箕面市公共下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

 (科 目)
 (既決予定額)
 (補正予定額)
 (計)

 支
 出

第1款 下水道事業費用 2,659,984 千円 134 千円 2,660,118 千円 第1項 営 業 費 用 2,555,418 千円 134 千円 2,555,552 千円

第3条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費「職員 給与費126,575千円」を「職員給与費126,709千円」に改める。

令和5年11月29日提出

箕面市長 上 島 一 彦

予算に関する説明書

令和5年度箕面市公共下水道事業会計補正予算(第2号)実施計画

収益的収入及び支出

支 出 (単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道 事業費用			2,659,984	134	2,660,118	
	1 営業費用		2,555,418	134	, ,	
		2 雨水管渠費	53,002	134	53,136	雨水管渠の維持管理に要す る費用

令和5年度箕面市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(単位 千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	34,564	△ 134	34,430
業務活動によるキャッシュ・フロー①	654,062	△ 134	653,928
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
投資活動によるキャッシュ・フロー②	△ 368,381		△ 368,381
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー③	△ 253,195		△ 253 , 195
4 資金の増加額④=①+②+③	32,486	△ 134	32,352
5 資金期首残高	5,196,642		5,196,642
6 資金期末残高	5,229,128	△ 134	5,228,994

給与費明細書

1 総括

	職員数		給与費			法定福利費	合計	
区分	特別職(人)	一般職	報酬	給料	手当	計		
	管理者 その他	(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後	1	(2)	1,598	55,521	47,992	105,111	20,758	125,869
補正前	1	13	1,598	55,476	47,903	104,977	20,758	125,735
比較		()		45	89	134		134

注) 職員数は、常勤職員及び非常勤職員の総数であり、()内は短時間勤務職員数(外書き)である。

	Ε' /\	扶養手当	管理職手当	地域手当	通勤手当
	区 分	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後	1,728	5,940	7,750	581
手	補 正 前	1,728	5,940	7,750	581
当の	比較				
内	区分	時間外及び休日	住居手当	期末勤勉手当	退職給付費
訳		勤務手当 (千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後	1,680	768	23,545	6,000
	補 正 前	1,680	768	23,456	6,000
	比較			89	

—	147	—
---	-----	---

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由	別内訳 (千円)	説明		備	考	
給料	45	1 制度改正 に伴う増 加分		給与改定に係る 増加分	給与改定の状況 本年度	給料の改定	率	0.5%
						給与改定実	施時期 令和5年	F (2023年)4月
手当	89	に伴う増	89	給与改定に係る 増加分	期末勤勉手当			
		加分				に係る増加分 手当の支給率		89千円
					支給期	6月	12月	合計
					補正後 2.2	0 (1.15)	2.30 (1.20)	4.50 (2.35)
					補正前 2.2	0 (1.15)	2.20 (1.15)	4.40 (2.30)

注) 支給率欄の()内は再任用職員の支給率である。

予算参考資料

実施計画内訳書

収益的収入及び支出

支 出

幸	次・項・目・節	既決予定額	補正予定額	計	説	明	
10		(千円)	(千円)	(千円)			(千円)
1 下	水道事業費用	2, 659, 984	134	2, 660, 118			
1	営業費用	2, 555, 418	134	2, 555, 552			
	2 雨水管渠費	53, 002	134	53, 136			
	給料	6, 853	45	6, 898	給料	6, 898	45 増
	手当等	4, 486	89	4, 575	期末勤勉手当	2, 124	89 増

諮問第2号

人権擁護委員の推薦について意見を求める件

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第 3項の規定により議会の意見を求める。

令和5年11月29日提出

箕面市長 上 島 一 彦

氏 名 太 田 克 巳

	略	GC.	歴		
昭和4	8 年	3 月	関西大学文学部卒業		2
同 4	9 年	8 月	箕面市役所勤務		1) (X
同 6	2 年	4 月	健康福祉部児童課稲保		
平成	7 年	4 月	企画部政策企画室長補	佐	
同 1	0 年	4 月	健康福祉部総合保健福	祉センター障害	福祉サービス監

```
健康福祉部総合保健福祉センター次長(障害福祉・高齢介護担当)
同 15年
       4 月
           人権文化部総務次長
同 16年
       4 月
同 18年
       4 月
           社会福祉法人あかつき福祉会あかつき園長
           財団法人箕面市医療保健センター事務局長
同 23年
       4 月
同 2 4 年
       4 月
           民生委員・児童委員(現在に至る。)
同 27年
       4 月
           箕面市民生委員児童委員協議会箕面小地区委員長
           箕面市民生委員児童委員協議会副会長
同 28年
       4 月
           人権擁護委員(現在に至る。)
       7 月
同 30年
同 31年
           大阪第三人権擁護委員協議会常務委員
       4 月
   3 年 1 2 月
          箕面市民生委員児童委員協議会会長 (現在に至る。)
令 和
```

(提案理由)

太田克巳氏を引き続き人権擁護委員に推薦するため、提案するものである。

諮問第3号

人権擁護委員の推薦について意見を求める件

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第 3項の規定により議会の意見を求める。

令和5年11月29日提出

箕面市長 上 島 一 彦

氏 名 中 井 勝 次

略

昭和5-3年 3月 桃山学院大学経済学部卒業

同 53年 5月 ひかりのくに株式会社入社

同 5 4 年 1 0 月 箕面市役所勤務

平成 4年 4月 健康福祉部社会福祉室地域福祉課保護係長

同 10年 4月 人権文化部人権推進課長補佐

人権文化部人権推進課長 同 13年 4 月 市長公室総務次長 同 18年 4 月 同 19年11月 市長公室長 同 21年 4 月 箕面市教育委員会事務局教育次長 豊能町副町長 同 25年 4 月 同 29年 4 月 有限会社エヌ・ケイ取締役 (現在に至る。) 令 和 3 年 7 月 人権擁護委員(現在に至る。) 同 4 年 6月 大阪北部農業協同組合代表理事組合長 (現在に至る。)

(提案理由)

中井勝次氏を引き続き人権擁護委員に推薦するため、提案するものである。

諮問第4号

人権擁護委員の推薦について意見を求める件

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第,6条第 3項の規定により議会の意見を求める。

令和5年11月29日提出

箕面市長 上 島 一 彦

氏 名 渡 邊 由 美

8	略	歴.
昭和53年	3 月	武庫川女子大学文学部卒業
同 54年	4 月	箕 面 市 立 豊 川 北 小 学 校 勤 務
平成12年	4 月	箕面市教育委員会事務局学校教育部学校教育課教育センター主査
同 17年	4 月	豊中市立高川小学校教頭
同19年	4 月	箕面市立萱野小学校教頭

同 2 5 年 4 月 箕面市立萱野北小学校校長

同 30年 3月 武庫川女子大学大学院臨床教育学研究科修士課程修了

令和 3年 7月 人権擁護委員 (現在に至る。)

(提案理由)

渡邊由美氏を引き続き人権擁護委員に推薦するため、提案するものである。

諮問第5号

人権擁護委員の推薦について意見を求める件

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第.6条第 3項の規定により議会の意見を求める。

令和5年11月29日提出

箕面市長 上 島 一 彦

氏 名 西 念 京 祐

略 歴

平成13年 3月 京都大学法学部卒業

同 13年11月 司法試験合格

同 15年10月 司法修習終了

同 15年10月 弁護士登録(現在に至る。)

同 1 5 年 1 0 月 法円坂法律事務所入所

同 2 1 年 4 月 梅田新道法律事務所入所 (現在に至る。) 令和 3 年 7 月 人権擁護委員 (現在に至る。)

(提案理由)

西念京祐氏を引き続き人権擁護委員に推薦するため、提案するものである。

諮問第6号

人権擁護委員の推薦について意見を求める件

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第.6条第 3項の規定により議会の意見を求める。

令和5年11月29日提出

箕面市長 上 島 一 彦

氏 名 中 井 崇

略

平成13年 3月 東京大学法学部卒業

同 13年11月 司法試験合格

同 15年10月 司法修習終了

同 15年10月 弁護士登録(現在に至る。)

同 15年10月 中之島中央法律事務所入所 (現在に至る。)

同 2 2 年 1 月 中之島中央法律事務所の共同経営者に就任(現在に至る。) 同 2 5 年 6 月 加古川市行政法律相談員(現在に至る。) 令和 2 年 4 月 大阪弁護士会労働問題特別委員会副委員長(現在に至る。) 同 3 年 7 月 人権擁護委員(現在に至る。)

(提案理由)

中井 崇氏を引き続き人権擁護委員に推薦するため、提案するものである。